

資料編（共通対策）

焼津市地域防災計画資料編(共通対策)

番 号	項 目	頁
資料共通 2-1-1①	同時通報用無線通信施設一覧表	1
資料共通 2-1-1②	デジタル簡易無線一覧表	6
資料共通 2-1-1③	防災相互通信用無線一覧表	7
資料共通 2-1-1④	地域防災無線一覧表	8
資料共通 2-1-1⑤	消防無線一覧表	13
資料共通 2-2-2	市有資器材一覧表	15
資料共通 2-3-1	道路通行規制基準(通行規制区間)	18
資料共通 2-8-1①	自主防災会規約(作成例)	19
資料共通 2-8-1②	自主防災組織一覧表	21
資料共通 2-8-5	避難生活計画書	23
資料共通 3-2-1①	焼津市防災会議編成表	33
資料共通 3-2-1②	焼津市防災会議条例	34
資料共通 3-2-1③	焼津市防災会議運営要領	36
資料共通 3-2-1④	焼津市災害対策本部編成図	37
資料共通 3-2-1⑤	焼津市災害対策本部条例	38
資料共通 3-2-1⑥	焼津市災害対策本部等運営規程	39
資料共通 3-2-1⑦	焼津市災害対策本部室配置図(消防防災センター1階)	49
資料共通 3-2-1⑧	災害対策関係機関	50
資料共通 3-2-1⑨	焼津市災害対策本部表示板、標旗	54
資料共通 3-3-2①	職員動員計画	55
資料共通 3-3-2②	焼津市建設工業会地震等災害対策協力会本部組織編成表	59
	大井川建設業協会災害発生時における緊急連絡網	60
資料共通 3-4-1	気象注意報、警報等の種類及び発表基準一覧表	62
資料共通 3-4-2①	被害程度の認定基準	64
資料共通 3-4-2②	被害速報(随時)	67
資料共通 3-4-2③	災害定時及び確定報告書(様式第4号)	68
資料共通 3-4-3①	焼津市通信系統図	69
資料共通 3-4-3②	災害時において優先的に利用ができる無線通信施設	70
資料共通 3-5-1	災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)	71
	災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)	76
	災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)	80
資料共通 3-6-1	災害救助法発令焼津市適用基準	83
資料共通 3-6-5	災害救助法費用限度額	84
資料共通 3-7-1	市長以外の指示権者、根拠規定	88
資料共通 3-7-4(1)	地震に係る避難所一覧表	90
資料共通 3-7-4①	避難所一覧表	92
資料共通 3-7-4②	福祉避難所一覧	94
資料共通 3-7-4③	災害発生時拠点施設	95
資料共通 3-7-4④	各地域で管理する避難施設	102
資料共通 3-9-3①	災害時における支援に関する協定一覧	105
資料共通 3-9-3②	応急食料品調達先一覧表	114
資料共通 3-9-4	給食機関	116
資料共通 3-9-5	災害救助用米穀の緊急引き渡し要請先	116
資料共通 3-10-3	衣料・生活必需品等調達先一覧表	117
資料共通 3-11-3①	災害救助に必要な貯水槽等の使用に関する協定書	118

資料共通 3-11-3②	焼津市の水道施設の概要	119
資料共通 3-11-3③	水道工事業者一覧表	120
資料共通 3-11-3④	水道資機材調達先一覧表	121
資料共通 3-11-3⑤	水道電気・機械設備応援協定先	121
資料共通 3-12	被災建築物応急危険度判定資機材設置数及び設置場所等	122
資料共通 3-12-5	応急建設住宅建設候補用地	123
資料共通 3-13-5③	救護所一覧表・救護病院	126
資料共通 3-14-2	消毒機器及び薬品調達予定先一覧表	127
資料共通 3-16-4	遺体収容施設	128
資料共通 3-17-2	障害物撤去作業用機械器具の調達予定先一覧表	128
資料共通 3-19-1①	市有車両及び緊急通行車両届出済車両	129
資料共通 3-19-1②	ヘリコプター離着陸場一覧表	140
資料共通 3-19-1③	ヘリポートの具備すべき条件	141
資料共通 3-19-1④	灯火の設営要領	143
資料共通 3-19-1⑤	燃料調達予定先一覧表	146
資料共通 3-19-1⑥	大規模災害時「静岡県石油商業組合焼津藤枝支部」連絡組織図	145
資料共通 3-19-2	応援協定を締結している地方公共団体	146
資料共通 3-20-1①	市内国道県道等一覧表	147
資料共通 3-20-1②	通行の禁止又は制限についての標示の様式	148
資料共通 3-20-1③	緊急通行車両の標章	149
資料共通 3-20-1④	緊急通行車両確認証明書	150
資料共通 3-20-1⑤	緊急通行車両事前届出書	151
資料共通 4-4-1	り災証明書の書式	152

同時通報用無線通信施設一覧表

(固定局)

識別信号	設置場所	電波の型式・周波数	備考
こうほうやいづ	送信所：焼津市消防防災センター 通信所：焼津市役所	F3E 68.85 MHz	空中線電力 1.0W 海第 82389 号
		15KOD7W 65.285 MHz	空中線電力 5.0W 海第 82389 号
		F3E 69.18 MHz	空中線電力 1.0W 海第 82615 号

(屋外子局) 注 S=スーパーポール、P=パンザマスト

No.	受信局名	設置場所	所在地	拡声機種・数量		設置方式
				レフレックス	ストレート	
1	小浜第二	夢宝庵入口	小浜 979-1	1	2	S
2	吉津	消防第7分団車庫	吉津 176	4	0	P
3	坂本第三	坂本いこいの広場	坂本 971-1	4	0	S
4	石脇上第一	東益津小学校	石脇上 65	2	2	S
5	浜当目第三	浜当目コミュニティ防災センター	浜当目 3-1-45	2	2	屋上
6	中港第一	サンライフ焼津	中港 3-3-12	4	0	S
7	駅北第一	水道局資材置場	駅北 3-17-11	4	0	S
8	栄町第二	焼津東小学校	栄町 5-14-1	4	0	屋上
9	焼津第四	東分署駐車場	焼津 6-5-18	4	0	S
10	塩津	焼津西小学校	塩津 117-1	4	0	屋上
11	五ヶ堀之内第一	豊田小学校駐車場	小屋敷 258-1	4	0	S
12	焼津第三	焼津南小学校	焼津 5-5-1	4	0	屋上
13	小川第四	汐入下水処理場	小川 3808	4	0	屋上
14	東小川第二	小川中学校	東小川 4-21-1	4	0	屋上
15	石津第二	焼津市消防防災センター	石津 728-2	4	0	屋上
16	中根新田第二	大富小学校	中根新田 637	4	0	屋上
17	三ヶ名第一	第8自治会公会堂	三ヶ名 986	4	0	P
18	石津第四	港小学校	石津港町 40-2	4	0	屋上
19	田尻北第一	港中学校	田尻北 584	4	0	屋上
20	田尻第一	和田小学校	田尻 541	4	0	屋上
21	小浜第三	塩釜神社	小浜 1520	4	0	P
22	中里	中里会館西薬師堂	中里 675	4	0	P
23	浜当目第四	弘香幼稚園南西防火水槽	浜当目 3-13-31	3	1	P
24	大村新田第一	大村中学校グラウンド	大村 3-25-1	4	0	S
25	越後島第二	越後島ちびっこ広場	越後島 183	3	1	P
26	八楠第一	大坪公園	八楠 2-4-70	4	0	S
27	八楠第二	八楠公園	八楠 4-4-41	3	1	P
28	小土	豊田中学校	小土 301-2	4	0	屋上
29	小川第二	小川小学校	小川 2525	4	0	S
30	西小川	小川北公園	西小川 1-1	4	0	P
31	小川新町第一	小川新地コミュニティ防災センター	小川新町 1-11-2	2	2	P
32	中根新田第一	大富社会教育広場	中根新田 49-6	4	0	P
33	大住第二	黒石小学校	大住 1246	4	0	屋上
34	中新田第二	県職員宿舎	中新田 1034	4	0	P
35	三ヶ名第二	焼津市陶芸センター西	三ヶ名 1582	4	0	P
36	石津第五	石津浜公園	石津 2420	2	2	P
37	石津第一	石津岡公園	石津向町 24-1	4	0	P

No.	受信局名	設置場所	所在地	拡声機種・数量		設置方式
				レフレックス	ストレート	
38	一色第二	一色水道用地	一色 1 0 4 3	4	0	P
39	一色第三	一色清掃工場	一色 1 5 4 5 - 1 9	3	1	S
40	田尻北第二	田尻北公園	田尻北 1 2 8 4 - 1	1	3	P
41	駅北第二	第五コミュニティ防災センター	駅北 5 - 1 - 2 4	3	1	屋上
42	小屋敷	環境管理センター	小屋敷 5 7 3	2	2	P
43	五ヶ堀之内第三	アステラス製薬グラウンド	五ヶ堀之内 1 5 5 2 - 1	4	0	P
44	保福島	第 1 0 自主防集会所	保福島 1 5 7	2	2	P
45	小川第一	芝原公園	西小川 4 - 5 1	4	0	P
46	石津第三	マルミ小川工場	石津 1 0 0 7	0	4	S
47	石脇上第二	西阿原団地公園	石脇上 6 8 5 - 1 9	3	1	S
48	関方	関方社会教育広場	関方 1 1 8	4	0	S
49	花沢	法華寺南	花沢 1 5 2 - 5	3	0	P
50	高崎	八幡神社北	高崎 4 0 0 - 3	4	0	P
51	大住第一	大住 2 号団地公園	大住 1 8 - 2 1	4	0	P
52	中新田第一	元中新田下集会所	中新田 4 1 7 - 3	4	0	P
53	与惣次	与惣次集会所	与惣次 1 2 4	4	0	P
54	三和	三和神社東	三和 1 0 0 4	4	0	S
55	大島第二	大島体育館	大島 7 3 8	3	0	P
56	道原第一	道原集会所	道原 8 8	4	0	P
57	一色第一	割芝橋北	一色 3 5 0 - 7	2	2	P
58	惣右衛門	鍛冶島公会堂	惣右衛門 2 7 8	3	1	P
59	田尻第三	和田団地公園東	田尻 2 5 2 6 - 7 2	4	0	P
60	下小田第一	アメニティ Join 司	下小田 5 5 9 - 1	4	0	P
61	浜当目第二	サッポロビール北	浜当目 9 5 1 - 1	2	2	S
62	中港第二	焼津弓道場	中港 5 - 1 8 - 2 1	1	2	S
63	大覚寺第二	大覚寺公会堂	大覚寺 2 - 9 - 7	3	1	S
64	栄町第三	塩津公園	栄町 6 - 1 0 - 1	4	0	S
65	治長請所第二	市営住宅請所団地	治長請所 1 9 6	2	1	S
66	本町	焼津市役所	本町 2 - 1 6 - 3 2	1	3	屋上
67	浜当目第一	石脇川新水門北	浜当目 6 7 2 - 3	2	2	S
68	焼津第一	元焼津公園	焼津 2 - 7 - 1	4	0	S
69	五ヶ堀之内第二	ハットリ製茶北西	五ヶ堀之内 9 0 9 - 1	4	0	S
70	田尻北第三	田尻北浜南公会堂	田尻北 1 6 2 4 - 7 9	2	2	S
71	中根新田第三	河原公会堂	中根新田 1 2 7 1 - 1	4	0	S
72	大住第三	大住公会堂	大住 5 4 2	0	4	S
73	栄町第一	焼津駅南口	栄町 2 - 2 - 1	4	0	S
74	城之腰	恵比寿橋南	城之腰 1 5 地先	2	2	S
75	浜当目海岸第二	浜当目海岸中央	浜当目海岸官有無番地	1	2	S
76	北新田	北新田公会堂	北新田 2 2 4	4	0	S
77	小川新町第二	左口森公園	小川新町 4 - 3 - 1 8	4	0	S
78	治長請所第一	稲荷神社	治長請所 1 8 0 - 1	4	0	S
79	越後島第一	越後島団地公園	越後島 4 7 6 - 4 2	4	0	S
80	岡当目	西ノ宮神社	岡当目 7 5	4	0	S
81	浜当目海岸第一	浜当目海岸南	浜当目官有無番地	2	1	S
82	浜当目海岸第三	浜当目海岸北	浜当目官有無番地	1	1	S
83	八楠第三	天白公園	八楠 2 - 4 - 2 2	4	0	S
84	駅北第三	中公園	駅北 5 - 1 0	4	0	S
85	大村新田第二	秋葉公園	大村 2 - 4 - 6 4	2	2	S
86	東小川第一	小川東公会堂	東小川 2 - 9 - 1 8	4	0	S
87	小川第三	信香院駐車場南三角地	小川 3 4 1 1	4	0	S
88	田尻第四	横須賀公会堂	田尻 2 9 7 0 - 1	4	0	S
89	大島第三	村松行政書士事務所	大島 1 4 2 9 - 1	4	0	S

No.	受信局名	設置場所	所在地	拡声機種・数量		設置方式
				レフレックス	ストレート	
90	大島第一	八幡神社	大島 1 4 3	4	0	S
91	柳新屋	アルバⅢ	柳新屋 4 8 9	4	0	S
92	大覚寺第一	大覚寺環境管理センター	大覚寺 1 8 8	2	2	P
93	坂本第一	増田樹脂駐車場	坂本 2 2 0-1	4	0	S
94	坂本第二	坂本団地 2 号公園	坂本 4 6 8-1	3	0	S
95	三右衛門新田	富士屋焼津南店駐車場	三右衛門新田 6 4 1	4	0	S
96	道原第二	北道原集会所	道原 1 1 0 1	4	0	S
97	田尻第二	東洋水産資材置場	田尻 1 2 9 1-2	2	2	S
98	下小田第二	緑ヶ丘ちびっこ広場	下小田 7 3 2-1	2	2	S
99	小浜第一	小浜団地公園	小浜 2 0 8-6 1	2	0	S
100	駅北第四	消防第 4 分団	駅北 3-1 1-1 5	2	2	S
101	本町第二	市営小石川駐車場	栄町 2-7-2 1	0	4	P
102	本町第三	浜ノ堀緑地公園	本町 4-9 0 9-8	4	0	S
103	小川第五	水産高校実習場	小川 3 6 2 8	0	3	S
104	田尻北第四	松原公園	田尻北 6 9 8	0	4	S
105	石津第七	八幡宮	石津 4 4 8	2	2	P
106	石津第八	石津中央公園	石津中町 1 3-1	3	0	S
107	石津第九	石津浜公会堂跡地	石津港町 1 9-9	2	1	S
108	田尻北第五	田尻北浜北公会堂	田尻北 1 5 0 2	4	0	S
109	北新田第二	すみれ台中央公園	すみれ台 2-9 1 4	2	2	S
110	惣右衛門第二	惣右衛門下公会堂	惣右衛門 9 4 0-1	2	2	S
111	大村新田第三	県営大村新田団地	大村新田 1 1-2	1	3	S
112	中里第二	東益津中学校	中里 4 1 6	1	3	S
113	柳新屋第二	柳公園	西焼津 1 8-4	1	3	S
114	本中根	本中根公会堂南東	本中根 4 2 2	4	0	S
115	上荒田公園	上荒田公園	西小川 2-3 6	2	2	S
116	小柳津公会堂	小柳津公会堂	小柳津 3 6 7-1	3	1	S
117	焼津漁港第一	焼津漁港（外港）	中港 6-1 2 2 5	2	2	S
118	焼津漁港第二	焼津漁港（検潮所東）	中港 6-1 2 1 8	1	3	S
119	焼津新港第一	焼津新港（第 1 陸間）	新屋 4 3 8-1 0	2	2	S
120	焼津新港第二	焼津新港（第 3 陸間）	城之腰 2 6 9-1 1	1	3	S
121	焼津新港第三	焼津新港（アクアスやいづ西）	鰯ヶ島 1 3 6-2 4	2	2	S
122	小川新港第一	小川新港（小川陸間 1）	小川 3 3 9 2-9	1	2	S
123	小川新港第二	小川新港（小川陸間 2）	小川 3 3 9 2-9	2	2	S
124	三ヶ名第三	三ヶ名団地公園	三ヶ名 6 4 7-2 5	4	0	S
125	石脇下第一	石脇ちびっこ広場	石脇下 8 2	1	3	S
126	親水公園	アクアスやいづ	鰯ヶ島 1 3 6-2 6	2	2	S
127	中島第一	大井川体育館	中島 1 1 8 3	1	2	S
128	飯淵第一	石間組事務所	中島 6 0 1-1	2	2	S
129	飯淵第二	飯淵第二町内会公会堂	飯淵 9 7 6-1	2	2	S
130	利右衛門第一	旧大井川南幼稚園	利右衛門 3 7 6-1	3	1	S
131	利右衛門第二	終末処理場予定地	利右衛門 2 5 2 8	2	2	S
132	吉永第一	吉永第三防災倉庫	吉永 1 6 4-1	3	1	S
133	吉永第二	大井川南幼稚園	吉永 3 3 4-2	3	1	S
134	吉永第三	大井川南小学校	吉永 4 9 0	4	0	S
135	吉永第五	吉永地区コミュニティ防災センター	吉永 1 9 3 3-1	2	2	S
136	高新田第一	高新田鶴巻団地公園	高新田 3 1 6-3	2	2	S
137	高新田第二	高新田第三町内会公会堂	高新田 2 1 3 7-5	3	1	S
138	高新田第三	藤守福泉倉庫	高新田 2 2 9 3-1	3	0	S
139	宗高第一	平安会館おおいがわ南	宗高 1 4 3 9-8	2	2	S
140	宗高第二	静浜幼稚園	宗高 8 8	3	1	S
141	宗高第四	大井川児童センター	宗高 1 2 0 5-1	4	0	S

No.	受信局名	設置場所	所在地	拡声機種・数量		設置方式
				レフレックス	ストレート	
142	宗高第五	大井川東小学校	宗高428	3	0	S
143	宗高第六	宗高白金公会堂	宗高612-2	4	0	S
144	上小杉第一	上小杉上の島公会堂	上小杉741	2	2	S
145	上小杉第二	上小杉中の島公会堂	上小杉1178-2	3	1	S
146	上小杉第三	静浜基地グラウンド前	上小杉1152	4	0	S
147	藤守第一	藤守第一御正作公会堂	藤守2716	3	1	S
148	藤守第二	藤守自治会館	藤守387	3	1	S
149	藤守第三	藤守排水機場	藤守2293-71	2	0	S
150	下小杉第一	下小杉天満宮	下小杉961	4	0	S
151	下小杉第二	メナック下の川堤	藤守1891	3	0	S
152	相川第一	相川大應寺	相川375-1	3	0	S
153	相川第二	相川第二町内会公会堂	相川2422	3	1	S
154	相川第四	石田接骨院裏	相川475-1	2	2	S
155	西島第一	西島自治会館	西島145-2	4	0	S
156	上泉第一	小泉建設資材置場	上泉1410-2	2	2	S
157	上泉第二	上泉第二町内会公会堂	上泉498	2	2	S
158	下江留第一	大井川西幼稚園	下江留2300-1	2	2	S
159	下江留第三	吉峰堂	下江留1220	2	2	S
160	下江留第四	市野はずゑ宅敷地内	下江留864	3	0	S
161	上新田第一	薬品静夫宅裏	上新田188	2	2	S
162	上新田第二	上新田第二町内会公会堂	上新田820	2	1	S
163	つつじ平	つつじ平公園	上泉612-3	4	0	S
164	港湾第一	旧港駐在所	利右衛門2707	4	0	S
165	港湾第二	太平洋セメント	飯淵2006	3	1	S
166	港湾第三	中国木材	飯淵2027	2	2	S
167	高新田第四	松花酒店前広場	高新田1886	4	0	S
168	中島第二	中島防災倉庫敷地	中島1067-1	4	0	S
169	飯淵第三	飯淵自治会館	飯淵277	4	0	S
170	吉永第四	吉永第四町内会公会堂	吉永966-1	2	2	S
171	宗高第三	宗高第二町内会公会堂	宗高1389-5	0	4	S
172	相川第三	柴田幸男宅敷地内	相川1165-1	2	2	S
173	上泉第三	齋藤昌平宅敷地内	上泉1081-2	3	1	S
174	下江留第二	田中川第二号取水門	下江留2257-3	2	1	S
175	大井川庁舎	大井川庁舎	宗高900	3	1	屋上
176	港湾4	大井川港上屋	飯淵1972	4	0	S
177	西島第二	大井川陸上競技場	西島538	1	2	S
178	下小杉第三	下小杉地区コミュニティ防災センター	下小杉537	3	0	S
179	八楠第四	加茂公園	八楠1-4-41	4	0	S
180	西小川第二	堅小路公園	西小川3-71	4	0	S
181	東小川第三	中川原公園	東小川8-37	4	0	S
182	大覚寺第三	大覚寺公園	大覚寺3-3	2	2	S
183	田尻第五	田尻上公会堂	田尻320-1	4	0	S
184	保福島第三	第九町内会公会堂	保福島712	4	0	S
185	三和第二	三和第2ちびっこ広場	三和1460	4	0	S
186	三和第三	日限地蔵尊	三和614	4	0	S
187	宗高第七	宗高第1町内会公会堂	宗高1526-3	3	0	S
188	越後島第三	八坂神社	越後島299	2	2	S
189	五ヶ堀之内第四	小石川橋	五ヶ堀之内555	2	2	S
190	くすのき公園	くすのき公園	八楠3-4-51	1	2	S
191	小川第六	エゲタワー敷地内	会下ノ島石津土地区画整理区域内	0	3	S
192	本郷公園	本郷公園	大村1丁目4	2	1	S
193	一色第四	免無公会堂敷地内	一色1213	2	2	S

No.	受信局名	設置場所	所在地	拡声機種・数量		設置方式
				レフレックス	ストレート	
194	一色第五	一色上公会堂敷地内	一色 8 2 9	4	0	S
195	五ヶ堀之内第五	旭合同(株)敷地内	五ヶ堀之内 4 5 5	1	2	S
196	下江留第五	下江留ふれあい公園	下江留 1 0 6 3-1	1	3	S
197	上泉第四	山下高志宅敷地裏	上泉 2 6 7-2	1	2	S
198	三ヶ名第四	久野正明宅敷地内	三ヶ名 1 3 9 9	3	1	S
199	保福島第四	総合グラウンド	保福島	0	2	S
200	吉永第六	大井川防災広場	吉永	2	1	S

<合計 200ヶ所>

同時通報用無線通信のデジタル化

平成 24 年度から平成 30 年度にかけて通信方法をデジタル通信に更新する（一部新規設備）。

更 新 年 度	親局数	子局数	新規設備子局数
平成 24 年度	1	5	5
平成 25 年度	0	15	4
平成 26 年度	0	32	2
平成 27 年度	0	32	5
平成 28 年度	0	34	3
平成 29 年度	0	32	3
平成 30 年度	0	28	0

デジタル簡易無線一覧表

呼出呼称	保管場所	用 途	出力	種別	整備年度
Y A 焼津防災	消防防災センター 4 階 (遠隔装置 1 階、2 階)	基地局 (災害対策本部)	5 W	固定	H26
Y A 焼津防災 2	市役所 5 階	基地局 (建設部)	5 W	固定	R3
Y A 焼津防災 3	消防防災センター 3 階	基地局 (被災者支援)	5 W	固定	H27
Y A 焼津防災 4	消防防災センター 4 階	基地局 (避難所開設)	5 W	固定	H27
Y A 焼津防災 5	市役所 6 階	基地局 (教育部・学校福祉部)	5 W	固定	R3
Y A 防災指令	防災指令車	車載交信用	5 W	車載	H26
Y A 防災輸送	防災輸送車	車載交信用	5 W	車載	H26
Y A 団指揮	団指揮車	車載交信用	5 W	車載	H26
Y A 水防	水防車	車載交信用	5 W	車載	H26
Y A 指揮 1	機動指揮 1 号車	車載交信用	5 W	車載	H27
Y A 指揮 2	機動指揮 2 号車	車載交信用	5 W	車載	H27
Y A 1～Y A 9	防災部	災害業務管理室用	5 W	携帯	H26
Y A 10～Y A 23	消防防災センター 1 階	災害対策業務室用	5 W	携帯	H26
Y A 24～Y A 40	消防防災センター 1 階	水防パトロール用	5 W	携帯	H26
Y A 41～Y A 78	自主防協力班 又は 自主防本部	自主防協力班用	5 W	携帯	H26
Y A 79～Y A 109	消防防災センター 1 階	重要災害拠点配備用	5 W	携帯	H26
Y A 110	市役所 4 階秘書課	本庁舎連絡用	5 W	携帯	H26
Y A 111～Y A 125	市役所 5 階	建設部用	5 W	携帯	H27
Y A 126～Y A 140	消防防災センター 1 階	避難所開設用	5 W	携帯	H27
Y A 141～Y A 145	消防防災センター 1 階	被災者支援用	5 W	携帯	H27
Y A 146～Y A 170	市内小中学校 (22 施設) 学校教育課 (3 台)	教育部 (学校連絡通信用)	5 W	携帯	H28

防災相互通信用無線一覧表

識別信号	設置場所	出力	周波数(MHz)	車載又は 携帯
やいづぼうたい1	消防防災センター(1階災害情報管理室)	5W	158.35	携帯
やいづぼうたい2	消防防災センター(1階災害情報管理室)	5W	158.35	携帯
やいづぼうたい3	消防防災センター(1階災害情報管理室)	5W	158.35	携帯
やいづぼうたい4	消防防災センター(1階災害情報管理室)	5W	158.35	携帯
やいづぼうたい5	消防防災センター(1階災害情報管理室)	5W	466.775	携帯
やいづぼうたい6	消防防災センター(1階災害情報管理室)	5W	466.775	携帯
やいづぼうたい7	消防防災センター(1階災害情報管理室)	5W	466.775	携帯
やいづぼうたい8	消防防災センター(1階災害情報管理室)	5W	466.775	携帯

※ 158.35 MHz (防災相互通信波)・・・防災関係機関(自衛隊・海上保安庁・警察等)との通信用

※ 466.775 MHz (市町村共通波)・・・他の市町村との通信用

地域防災無線一覧表

(基地局)

呼 称	設置場所	識別信号	周波数	出力
ぼうさいやいづ	防災センター1階	ぼうさいやいづ 100	271.7375Mhz 272.1375Mhz 272.5375Mhz	5W

(陸上移動局：ぼうさいやいづ)

No.	ID	設 置 場 所	種 別	出 力	備 考
1	100	消防防災センター	基地局	5W	
2	110	災害情報管理室 F A X 1	遠隔制御装置 (F A X 付)	5W	
3	111	災害情報管理室 F A X 2	遠隔制御装置 (F A X 付)	5W	
4	112	災害情報管理室 (1)	遠隔制御装置	5W	
5	113	災害情報管理室 (2)	遠隔制御装置	5W	
6	114	災害情報管理室 (3)	遠隔制御装置	5W	
7	115	災害情報管理室 (4)	遠隔制御装置	5W	
8	116	災害情報管理室 (5)	遠隔制御装置	5W	
9	117	災害情報管理室 (6)	遠隔制御装置	5W	
10	120	通信指令室	遠隔制御装置	5W	
11	121	焼津消防署大井川分署	半固定局	5W	
12	122	焼津消防署東分署	半固定局	5W	
13	123	防災指令車	車載局	5W	
14	124	防災輸送車	車載局	5W	
15	131	災害対策本部 (1)	携帯局	3W	
16	132	災害対策本部 (2)	携帯局	3W	
17	133	ターントクルこども館	携帯局	3W	
18	134	災害対策本部 (4)	携帯局	3W	
19	135	焼津中学校	携帯局	3W	
20	136	明星保育園	携帯局	3W	
21	137	災害対策本部 (7)	携帯局	3W	
22	138	航空自衛隊静浜基地	携帯局	3W	
23	140	市役所 3 階 (出納室)	半固定局	5W	
24	141	市役所 7 階 (議会事務局)	半固定局	5W	
25	142	市役所 4 階 (総務課)	半固定局	5W	
26	143	災害対策本部 (17)	半固定局	5W	
27	144	市役所 4 階 (応接室：秘書課)	半固定局	5W	
28	150	市役所 5 階 (土木管理課)	半固定局	3W	
29	150#06	市役所 5 階 F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
30	151	市役所 6 階 (教育総務課)	半固定局	5W	
31	152	大井川庁舎 1 階 (大井川市民サービスセンター)	半固定局	5W	
32	160	水道庁舎	半固定局	5W	
33	161	中新田配水場	半固定局	5W	
34	162	上泉配水場	半固定局	5W	
35	170	市役所 6 階 (水産振興課)	半固定局	5W	
36	171	環境管理センター (小屋敷)	半固定局	5W	
37	172	環境管理センター (大覚寺)	半固定局	5W	
38	173	汐入下水処理場	半固定局	5W	
39	174	岡本石井病院	半固定局	5W	
40	175	大井川港管理事務所	半固定局	5W	
41	180	総合体育館	半固定局	5W	

No.	ID	設 置 場 所	種 別	出 力	備 考
42	181	焼津市文化センター	半固定局	5W	
43	182	ディスカバリーパーク焼津天文科学館	半固定局	5W	
44	183	学校給食センター	半固定局	5W	
45	184	大井川体育館	半固定局	5W	
46	190	市役所 2 階 地域福祉課	半固定局	5W	
47	191	総合福祉会館 1 階	半固定局	5W	
48	192	大井川福祉センターほほえみ	半固定局	5W	
49	193	災害対策本部（8）	携帯局	3W	
50	194	大井川児童センター	携帯局	3W	
51	195	アトレ庁舎	半固定局	5W	
52	195#06	アトレ庁舎 F A X	半固定局（F A X 付）	5W	
53	196	焼津市立総合病院	半固定局	5W	
54	196#06	焼津市立総合病院 F A X	半固定局（F A X 付）	5W	
55	200	小川保育園	携帯局	3W	
56	201	石津保育園	携帯局	3W	
57	202	旭町保育園	携帯局	3W	
58	203	ゆりかご保育所	携帯局	3W	
59	204	第三ゆりかご保育所	携帯局	3W	
60	205	さくら保育園	携帯局	3W	
61	206	なかよし保育園	携帯局	3W	
62	207	なかよし大富保育園	携帯局	3W	
63	208	たかくさ保育園	携帯局	3W	
64	209	焼津南保育園	携帯局	3W	
65	210	ふたば保育園	携帯局	3W	
66	211	災害対策本部（6）	携帯局	3W	
67	212	大井川保育園	携帯局	3W	
68	250	慈恵園	可搬局	5W	
69	251	特養ホームあおい荘	可搬局	5W	
70	252	特養ホーム高麗	可搬局	5W	
71	253	特養ホーム福聚荘	可搬局	5W	
72	254	特養ホームつばさ	可搬局	5W	
73	255	ウェルシップみおし	可搬局	5W	
74	256	特養ホーム睦園	可搬局	5W	
75	257	大井川寮	可搬局	5W	
76	300	焼津市医師会	半固定局	5W	
77	301	イオン焼津店	携帯局	3W	
78	302	甲賀病院	半固定局	5W	
79	303	駿河西病院	携帯局	3W	
80	304	災害対策本部（9）	携帯局	3W	
81	305	災害対策本部（10）	携帯局	3W	
82	306	災害対策本部（11）	携帯局	3W	
83	307	災害対策本部（12）	携帯局	3W	
84	308	天野医院	携帯局	3W	
85	309	焼津病院	携帯局	3W	
86	310	災害対策本部（13）	携帯局	3W	
87	311	災害対策本部（14）	携帯局	3W	
88	400	大富幼稚園	携帯局	3W	
89	401	災害対策本部（15）	携帯局	3W	
90	402	焼津市薬剤師会本部	携帯局	3W	
91	403	さつき幼稚園	携帯局	3W	
92	404	西町幼稚園	携帯局	3W	
93	405	焼津幼稚園	携帯局	3W	
94	406	焼津豊田幼稚園	携帯局	3W	

No.	ID	設 置 場 所	種 別	出 力	備 考
95	407	豊田小学校救護所	携帯局	3W	
96	409	小川幼稚園	携帯局	3W	
97	410	みなと幼稚園	携帯局	3W	
98	411	みやじま幼稚園	携帯局	3W	
99	412	焼津中央幼稚園	携帯局	3W	
100	413	まどか幼稚園	携帯局	3W	
101	414	すみれ台幼稚園	携帯局	3W	
102	415	三和幼稚園	携帯局	3W	
103	416	新屋幼稚園	携帯局	3W	
104	417	静浜幼稚園	携帯局	3W	
105	418	静浜幼稚園下藤分園	携帯局	3W	
106	419	大井川西幼稚園	携帯局	3W	
107	420	大井川南幼稚園	携帯局	3W	
108	500	焼津東小学校	半固定局	5W	
109	501	焼津西小学校	半固定局	5W	
110	502	焼津南小学校	半固定局	5W	
111	503	豊田小学校	半固定局	5W	
112	504	小川小学校	半固定局	5W	
113	505	東益津小学校	半固定局	5W	
114	506	大富小学校	半固定局	5W	
115	507	和田小学校	半固定局	5W	
116	508	港小学校	半固定局	5W	
117	509	黒石小学校	半固定局	5W	
118	510	大井川南小学校	半固定局	5W	
119	511	大井川東小学校	半固定局	5W	
120	512	大井川西小学校	半固定局	5W	
121	550	災害対策本部（５）	半固定局	5W	
122	551	大村中学校	半固定局	5W	
123	552	豊田中学校	半固定局	5W	
124	553	小川中学校	半固定局	5W	
125	554	東益津中学校	半固定局	5W	
126	555	大富中学校	半固定局	5W	
127	556	和田中学校	半固定局	5W	
128	557	港中学校	半固定局	5W	
129	558	大井川中学校	半固定局	5W	
130	580	焼津中央高校	半固定局	5W	
131	581	焼津水産高校	半固定局	5W	
132	582	焼津高校	半固定局	5W	
133	583	清流館高校	半固定局	5W	
134	584	漁業高等学園	可搬局	5W	
135	585	静岡福祉大学	半固定局	5W	
136	600	焼津地域交流センター	半固定局	5W	
137	600#06	焼津地域交流センター F A X	半固定局（F A X 付）	5W	
138	601	小川地域交流センター	半固定局	5W	
139	601#06	小川地域交流センター F A X	半固定局（F A X 付）	5W	
140	602	和田地域交流センター	半固定局	5W	
141	602#06	和田地域交流センター F A X	半固定局（F A X 付）	5W	
142	603	豊田地域交流センター	半固定局	5W	
143	603#06	豊田地域交流センター F A X	半固定局（F A X 付）	5W	
144	604	東益津地域交流センター	半固定局	5W	
145	604#06	東益津地域交流センター F A X	半固定局（F A X 付）	5W	
146	605	大富地域交流センター	半固定局	5W	
147	605#06	大富地域交流センター F A X	半固定局（F A X 付）	5W	

No.	ID	設 置 場 所	種 別	出 力	備 考
148	606	港地域交流センター	半固定局	5W	
149	606#06	港地域交流センター F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
150	607	大村地域交流センター	半固定局	5W	
151	607#06	大村地域交流センター F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
152	608	大井川地域交流センター	半固定局	5W	
153	608#06	大井川地域交流センター F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
154	700	浜当目コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
155	701	二区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
156	702	新屋コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
157	703	第5コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
158	704	四区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
159	705	石津コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
160	706	三区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
161	707	坂本コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
162	708	小川新地コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
163	709	小川第13コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
164	710	大井川港コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
165	711	利右衛門地区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
166	712	吉永地区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
167	713	高新田地区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
168	714	高新田東地区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
169	715	藤守地区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
170	716	下小杉地区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
171	750	第一区公会堂	可搬局	5W	
172	751	元小浜公会堂	可搬局	5W	
173	800	県立焼津青少年の家	半固定局	5W	
174	801	焼津警察署	半固定局	5W	
175	802	焼津漁港管理事務所	半固定局	5W	
176	803	こども相談センター	半固定局	5W	
177	804	県無線漁業協同組合	半固定局	5W	
178	805	焼津郵便局	半固定局	5W	
179	806	J R 東海焼津駅	半固定局	5W	
180	807	県中部地域局	半固定局	5W	
181	807#06	県中部地域局 F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
182	850	志太広域事務組合	半固定局	5W	
183	850#06	志太広域事務組合 F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
184	851	斎場会館	半固定局	5W	
185	852	一色清掃工場	半固定局	5W	
186	853	大井川環境管理センター	半固定局	5W	
187	900	管工事協同組合	半固定局	5W	
188	901	市役所2階(市民課)	半固定局	5W	
189	902	中部電力パワーグリッド(株)藤枝営業所	半固定局	5W	
190	903	東海ガス(株)	半固定局	5W	
191	904	サンライフ焼津	可搬局	5W	
192	905	しずおか焼津信用金庫焼津本部	可搬局	5W	
193	906	焼津漁業協同組合	半固定局	5W	
194	907	小川漁業協同組合	半固定局	5W	
195	908	大井川港漁業協同組合	半固定局	5W	
196	909	J A 大井川焼津支店	半固定局	5W	
197	910	アンビア(株)	半固定局	5W	
198	911	しずてつジャストライン(株)	半固定局	5W	
199	912	建設工業会(橋本組 栄町5-9-3)	可搬局	5W	
200	913	富士屋(株)	半固定局	5W	

No.	ID	設 置 場 所	種 別	出 力	備 考
201	914	田子重（株）	半固定局	5W	
202	915	サッポロビール（株）静岡工場	半固定局	5W	
203	916	アステラスファーマテック（株）焼津工場	半固定局	5W	
204	917	中北薬品（株）焼津支店	半固定局	5W	
205	918	スズケン（株）藤枝営業所	可搬局	5W	
206	919	深層水ミュージアム	可搬局	5W	
207	920	アクアスやいづ	可搬局	5W	
208	921	うみえ～る焼津	可搬局	5W	
209	922	機動指揮 1 号車	車載局	5W	
210	923	機動指揮 2 号車	車載局	5W	
211	924	志太医師会	可搬局	5W	
212	925	日清食品(株)静岡工場	可搬局	5W	
213	926	石油燃料組合	可搬局	5W	
214	927	一般社団法人静岡県LPガス協会藤枝地区会	可搬局	5W	

消防無線一覧表

消防無線基地局

配置場所	メーカー	出力	呼 称	周 波 数	購入年
高機能消防指令 センター (情報指令室) 高草山基地局	日本電気	5W	しだしょうぼう	(デジタル) 活動波 1 活動波 2 活動波 3 活動波 4 主運用波 統制波 1 統制波 2 統制波 3	H 2 6 年

車両移動局 (デジタル)

積載車両名称	登 録 名 称	配 置 先	メーカー	出 力	購入年
志 太 指 令	しだしれい 1	消防本部	日本電気	5W	H 2 6
志 太 警 防 1	しだけいぼう 1	消防本部	日本電気	5W	H 2 6
志 太 調 査 1	しだちょうさ 1	消防本部	日本電気	5W	H 2 6
志 太 広 報 1	しだこうほう 1	消防本部	日本電気	5W	H 2 6
藤 枝 指 揮	しだふじえだしき 1	藤枝消防署	日本電気	5W	H 2 5
藤 枝 ポンプ	しだふじえだポンプ 1	藤枝消防署	日本電気	5W	H 2 6
藤 枝 タンク	しだふじえだタンク 1	藤枝消防署	日本電気	5W	H 2 6
藤 枝 救 助	しだふじえだこうど 1	藤枝消防署	日本電気	5W	H 2 6
藤 枝 はしご	しだふじえだはしご 1	藤枝消防署	日本電気	5W	H 2 6
藤 枝 救 急 1	しだふじえだきゅうきゅう 1	藤枝消防署	日本電気	5W	H 2 6
藤 枝 救 急 2	しだふじえだきゅうきゅう 2	藤枝消防署	日本電気	5W	H 2 6
藤 枝 救 急 3	しだふじえだきゅうきゅう 3	藤枝消防署	日本電気	5W	H 2 6
藤 枝 支 援	しだふじえだしえん 1	藤枝消防署	日本電気	5W	H 2 6
志 太 ポンプ	しだポンプ 1	藤枝消防署	日本電気	5W	H 2 6
北 ポンプ 1	しだきたポンプ 1	北分署	日本電気	5W	H 2 6
北 ポンプ 2	しだきたポンプ 2	北分署	日本電気	5W	H 2 6
北 救 急	しだきたきゅうきゅう 1	北分署	日本電気	5W	H 2 6
北 広 報	しだきたこうほう 1	北分署	日本電気	5W	H 2 6
南 ポンプ 1	しだみなみポンプ 1	南分署	日本電気	5W	H 2 6
南 ポンプ 2	しだみなみポンプ 2	南分署	日本電気	5W	H 2 6
南 救 急	しだみなみきゅうきゅう 1	南分署	日本電気	5W	H 2 6
南 広 報	しだみなみこうほう 1	南分署	日本電気	5W	H 2 6
志 太 調 査 2	しだちょうさ 2	本部焼津	日本電気	5W	H 2 6
志太人員輸送 2	しだじんいんゆそう 2	本部焼津	日本電気	5W	H 2 6
志 太 広 報 2	しだこうほう 2	本部焼津	日本電気	5W	H 2 6
焼 津 指 揮	しだやいづしき 1	焼津消防署	日本電気	5W	H 2 5
焼 津 ポンプ	しだやいづポンプ 1	焼津消防署	日本電気	5W	H 2 6
焼 津 タンク	しだやいづタンク 1	焼津消防署	日本電気	5W	H 2 6
焼 津 救 助	しだやいづとつきゅう 1	焼津消防署	日本電気	5W	H 2 6
焼 津 はしご	しだやいづはしご 1	焼津消防署	日本電気	5W	H 2 6
焼 津 救 急 1	しだやいづきゅうきゅう 1	焼津消防署	日本電気	5W	H 2 6
焼 津 救 急 2	しだやいづきゅうきゅう 2	焼津消防署	日本電気	5W	H 2 6
焼 津 救 急 3	しだやいづきゅうきゅう 3	焼津消防署	日本電気	5W	H 2 6
焼 津 支 援	しだやいづしえん 1	焼津消防署	日本電気	5W	H 2 6
焼 津 軽 貨 物	しだやいづけいかもつ 1	焼津消防署	日本電気	5W	H 2 6
志太ポンプ 2	しだポンプ 2	焼津消防署	日本電気	5W	H 2 6

積載車両名称	登録名称	配置先	メーカー	出力	購入年
東ポンプ 1	しだひがしポンプ 1	東分署	日本電気	5W	H26
東ポンプ 2	しだひがしポンプ 2	東分署	日本電気	5W	H26
東救急	しだひがしきゅうきゅう 1	東分署	日本電気	5W	H26
東広報	しだひがしこうほう 1	東分署	日本電気	5W	H26
大井川ポンプ 1	しだおおいがわポンプ 1	大井川分署	日本電気	5W	H26
大井川ポンプ 2	しだおおいがわポンプ 2	大井川分署	日本電気	5W	H26
大井川救急	しだおおいがわきゅうきゅう 1	大井川分署	日本電気	5W	H26
大井川広報	しだおおいがわこうほう 1	大井川分署	日本電気	5W	H26
志太人員輸送 1	しだじんいんゆそう 1	本部焼津	日本電気	5W	H26
志太指導 1	しだしどう 1	本部焼津	日本電気	5W	H26
志太指導 2	しだしどう 2	本部焼津	日本電気	5W	H26
藤枝軽貨物	しだふじえだけいかもつ 1	藤枝消防署	日本電気	5W	H26

市有資器材一覧表

災害対策資器材一覧及び配置場所

	品 名	単位	備 考	消防防 災センター 防災備 蓄倉庫	大井川 防災備 蓄倉庫	清見田 防災備 蓄倉庫	石津西 防災備 蓄倉庫	焼津防 災備蓄 倉庫	大井川 商工業 研修セ ンター	分散 配置	合計
発電器具	発電機	台		10	12	10				40	72
	ガスパワー発電機 (エネポ)	台		3						58	61
	カセットガスボンベ	本		1285							1285
	コードリール	台		7	13	2		7			29
切断器具	エンジンカッター	台		1							1
	チェーンソー	台	エンジン式・電動式	8	15						23
	ノコギリ	本		18							18
	鉄線カッター	個		7							7
破壊器具	ツルハシ	本		31	41						72
	スコップ	本		44	86						130
	大ハンマー	本		17	36						53
	掛矢	本		7	2						9
	トビロ	本		17	8						25
	木槌	本		7							7
	パール	本		26	37			144			207
救助器具	可搬式ウインチ (T-35)	台	ハンドル、ワイヤー付属	3	3						6
	救助用工具	式	レスキューキット (BOX 型)		18						18
	〃	式	レスキューキット (リュック型)		18						18
	ロープ	巻	ビニロンロープ (12mm×200m)	1							1
	〃	巻	ナイロンロープ (12mm×200m)	1			15	7			23
	〃	巻	救助用ナイロンロープ (12mm×200m)	4							4
	ジャッキ	台		6	1						7
	ゴーグル	個		6							6
水災害器具	救難ボート	艇	ゴムボート					20			20
	〃	艇	アルミボート		1						1
	〃	艇	FRPボート (組立式)	1							1
	〃	艇	FRPボート (和船)	3							3
	救命胴衣	着		16				98			114
	水中ポンプ	台			6						6
照明器具	投光機	台	本体のみ	22	27			21			70
	〃	台	発電機 (EU28i) 付		2						2
	三脚	台	投光器用	8	24			24			56
	棒型照明	本	ラインライト		4						4
	〃	本	フローレンスライト		20						20
	置き型照明	台	スミスライト	5							5
	〃	台	充電式ミニLEDライト (大)	10							10
	〃	台	充電式ミニLEDライト (小)	5							5
	三脚	台	充電式ミニLEDライト用	4							4
	懐中電灯	本	豆電球ライト (赤、黄、青)		12						12
	〃	本	LEDライト	31							31
	〃	個	ラジオ付LED電球ライト	2							2
	〃	個	ラジオ付豆電球ライト		1						1
	〃	個	豆電球ライト	14							14
	〃	個	スーパーLEDランタン	9							9
	誘導棒	本		35							35
避難所用資器材	感染対策キット	式		30		1				26	57
	工場扇	台		16						46	62
	段ボールハウス	式	2.6m×1.6m×1.9m	1	1					52	54
	段ボール間仕切	式	2m×2m×0.9m		12		117			12	141
	段ボールベッド	式	1.95m×0.97m	25	20	25	23		300	108	501
	防災用敷マット	式	2m×1m		720						720
	アルミ敷マット	式							800		800
	レジャーシート	枚	0.9m×1.6m		40						40
	毛布	枚		390	1140	190	470	90		12520	14800
	寝袋	枚		70				69			139

	品 名	単位	備 考	消防防 災センター 防災備 蓄倉庫	大井川 防災備 蓄倉庫	清見田 防災備 蓄倉庫	石津西 防災備 蓄倉庫	焼津防 災備蓄 倉庫	大井川 商工業 研修セン ター	分散 配置	合計
	尿取りパッド (男女共用)	枚			360						360
	尿取りパッド (男性用)	枚			675						675
	軟便パッド	枚			180						180
	紙おむつ大人用S	枚			78						78
	紙おむつ大人用M	枚			400						400
	紙おむつ大人用L	枚			192						192
	紙おむつ大人用LL	枚			16						16
	生理用品 (普通)	枚	22 枚入×2 袋×18 パック×2 箱	1584							1584
	三角巾	枚	200 枚入×3 箱+単品 662 枚		1262						1262
	更衣室	式			13						13
	診察台	台			3						3
	診察用手洗台	台			2						2
トイレ	仮設応急トイレ	式	一般用 (和式・洋式)		35	40	18			36	129
	〃	式	小便器用		22						22
	〃	式	身障者用		3	26				8	37
	ワンタッチトイレ	式	洋式	50	288	166	400			505	1409
	排便袋	式	1 セット=100 回		151					549	700
	マンホール用トイレ	式	トイレ・テント				38			38	76
	ダンボールトイレ	式					120				120
	自動ラップ式トイレ	式	ラップボン	1						38	39
テント	軽量テント	張	3 m × 3 m	20						20	40
	軽量テント用ウェイト	個	20kg	83							83
	テント	張	2 間 × 3 間		10						10
	シート	枚	2 間 × 3 間		10						10
	ワンタッチトイレ用テント	張	1.2m × 1.2m × 1.9m	14		190	300				504
	ダンボールトイレ用テント	張					60				60
	ユニバーサルテント	張	4 人用 (2.4m × 2.4m × 1.9m)				97				97
	簡易テント	張	5 人用 (3.9m × 2.6m × 1.6m)	16	46	20	16				98
	救護所用テント	張		1							1
	エアテント	式	送風機付属	1							1
給水資器材	給水槽	基	500 ㍓用	8	2	2					12
	浄水器	台		3	18	3				21	45
	浄水器用カートリッジ	箱	12 個/箱	192	208	48					448
	残留塩素測定器	個			17						17
	ポリタンク	個	20 ㍓	4						79	83
	〃	個	7 ㍓		2						2
	〃	個	10 ㍓		1						1
	給水ポンプ	台				2					2
	手押しポンプ	台					2	2			4
	組立水槽 (飲料水用)	基	500 ㍓用			1				45	46
	〃	基	水色シート入		11						11
	〃	基	自衛隊色		5						5
	〃	基	1000 ㍓用		2						2
	〃	基	ナショナル 1000 ㍓用	7							7
	〃	基	ナショナル H19		10						10
	〃	基	2200 ㍓	3				8			11
炊き出し資機材	大型炊き出し器	式	まかないくん		2					45	47
	〃	式	デリバリーステーション (発電機 600i 含む)		1						1
	コンロ	台	カセットコンロ		5						5
	〃	台	バーナーコンロ		2						2
	〃	台	LPG 用コンロ	4	2						6
	ガスボンベ	本		2	2						4
	実用鍋	個	45 c m		6						6
	〃	個	35 c m		9						9
	アルミ給食用鍋	個			4						4
	煮水釜	個		2		1					3
	釜	個			12						12
	炊き出し用ポリバケツ	個			4						4
	アルミ給食用計量バケツ	個			11						11

	品 名	単位	備 考	消防防 災センター 防災備 蓄倉庫	大井川 防災備 蓄倉庫	清見田 防災備 蓄倉庫	石津西 防災備 蓄倉庫	焼津防 災備蓄 倉庫	大井川 商工業 研修セン ター	分散 配置	合計
	ざる	枚			8						8
	しゃもじ	本	大		2						2
	〃	本	小		33						33
	おたま	本			14						14
	やかん	個			4						4
	柄杓	本			5						5
	アルミ皿	枚			522						522
	アルミお椀	個			540						540
	片手鍋	個			1						1
	水切り	個			1						1
消火器具	吸水管	本	65 mm×6m		8						8
	〃	本	65 mm×2m		14						14
	消火用バケツ	個		41							41
	消防用ホース	本	65 mm×20m	24							24
	〃	本	40 mm×20m	6							6
搬送器具	リヤカー	台	ハンディキャンパー	4		1	1				6
	大型台車	台	耐荷重 500kg		2						2
	かご台車	台	イーザーコンテナ	5							5
	担架	台		20	12			1			33
その他の資機材	ベスト	着		494							494
	拡声器	台	メガホン	43		10		4			57
	ブルーシート	枚	3.6m×5.4m	71	800	10	1600				2481
	ガソリン携行缶	缶		1		2		3			6
	灯油ポリタンク	個	18L	1							1
	カラーコーン	個		50							50
	コーンバー	本		50							50
	コーンベース	個		50							50
	遺体収容袋	枚	薬品含む	368	29	232					629
	脚立	台	大	10	1	2		1			14
	〃	台	小			2					2
	梯子	台	アルミ製 2 連梯子		4						4
	煙体験ハウス	式	専用テント	1							1
	電動噴霧器	台	消毒散布用	1	15						16
	手動噴霧器	台	消毒散布用	2	53						55
	石み	個		6							6
	応急危険度判定セット	式			19						19
	長机	台		2							2
	コートブラシ	本			6						6

道路通行規制基準（通行規制区間）

1 中日本高速道路（株）

東名高速道路

区間	担当事務所	降雨通行止規制基準		地震通行止規制基準
		連続雨量	組合せ雨量（※1）	計測震度（※2）
静岡 IC～焼津 IC	静岡・保全サービスセンター	300 mm	連続 220 mm、時間 50 mm	4.5 以上
焼津 IC～吉田 IC	静岡・保全サービスセンター	300 mm	連続 220 mm、時間 50 mm	4.5 以上

※1 組合せ雨量の定義：連続雨量と時間雨量の組合せをいい、例えば「連続 140mm、時間 30mm」とは、連続雨量が 140mm を超えて、かつ時間雨量が 30mm を超えた場合を示す。

※2 計測震度の定義：地震計により算出された「計測震度」を地震動の強さを示す指標として定義し、震度を決定している。

2 県道

規制番号	路線名	事務所	通行規制区間	延長	気象観測所	規制基準		危険内容	指定年度
						通行注意	通行止		
70	静岡 焼津	静岡市 島田	静岡市駿河区石部 ～ 焼津市浜当目	5.1 k m	用宗テレメーター 中港テレメーター	連続雨量 80 mm	連続雨量 100 mm	落石、崩落等	昭和 44 年度 昭和 50,58 年度改訂 平成 17 年度路線名変更

自主防災会規約（作成例）

（名 称）

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、自主防災会長宅に置く。

（目 的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及に関すること。
- （2）地震等に対する災害予防に関すること。
- （3）地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- （4）防災訓練の実施に関すること。
- （5）防災資機材等の整備に関すること。
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会 員）

第5条 本会は、〇〇自治会内にある世帯をもって構成する。

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1人 （自治会長又は町内会長と兼務とする）
- （2）防災委員長 1人
- （3）副会長 若干名
- （4）幹事 若干名
- （5）監査役 2人
- （6）会計 1人

2. 役員は、会員の互選とする。

3. 役員の任期は1年（または2年）とする。ただし、再任することができる。

（役員 の 任 務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2. 防災委員長及び副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
3. 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
4. 監査役は、本会の会計を監査する。

（会 議）

第8条 本会に総会および幹事会を置く。

（総 会）

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2. 総会は毎年1回開催する。ただし、とくに必要がある場合は臨時に開催することができる。
3. 総会は、会長が招集する。
4. 総会は次の事項を審議する。
 - （1）規約の改正に関すること。
 - （2）防災計画の作成および改正に関すること。
 - （3）事業計画に関すること。
 - （4）予算および決算に関すること。
 - （5）その他、総会がとくに必要と認めたこと。

5. 総会は、その付議事項の一部を幹事に委任することができる。

(幹 事 会)

第 10 条 幹事は会長、防災委員長、副会長、会計および幹事によって構成する。

2. 幹事は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事会がとくに必要と認めたこと。

(防 災 計 画)

第 11 条 本会は、地震等による災害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成および任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護および避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事項

(災 害 対 策 本 部)

第 12 条 第 4 条第 1 項第 3 号に定める事業を行う場合は、災害対策本部を設置する。

2. 災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、自主防災会長があたり、事務を総括する。

3. 災害対策本部員（以下、「本部員」）を置き、その中から 1 名を災害対策副本部長にあて、本部長を補佐する。

4. 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(会 費)

第 13 条 本会の会費は、総会の決議をへて別に定める。

(経 費)

第 14 条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれをあてる。

(会 計 年 度)

第 15 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会 計 監 査)

第 16 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2. 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、 年 月 日から実施する。

自主防災組織一覧表

令和 6 年 4 月 1 日現在

自主防災会	自主防災会構成区域	町内会数	組数	世帯数
焼津第 1	鰯ヶ島 城之腰 北浜通り 本町 2 丁目 11～15, 18, 19 本町 3 丁目 7～13 本町 4 丁目 11～21 本町 5 丁目 7～15 本町 6 丁目 7～18	17	90	805
焼津第 2	焼津 焼津 1～6 丁目 小川新町 1 丁目 1 本町 2 丁目 5, 6 本町 3 丁目 1～6 本町 4 丁目 1～10 本町 5 丁目 1～6 本町 6 丁目 1～6	17	201	1766
焼津第 3	新屋 栄町 1～4 丁目（※栄町 1-1-3 ベルフロウ焼津は除く） 栄町 5 丁目 1～3, 8～12 栄町 6 丁目 1, 3, 7, 8, 9 本町 1 丁目 本町 2 丁目 1～4, 7～10, 16, 17, 20～22 駅北 2 丁目 4～18 駅北 3 丁目 8～13	15	111	1096
焼津第 4	塩津 栄町 5 丁目 4～7, 13～16 栄町 6 丁目 1～17 本町 2 丁目 5 焼津 6 丁目 8	10	95	1042
焼津第 5	中港 1～6 丁目 駅北 1 丁目 駅北 2 丁目 1～5 駅北 3 丁目 1～9 駅北 4～5 丁目 栄町 1-1-3 ベルフロウ焼津	9	72	1191
焼津第 6	大村新田 大栄町 1～3 丁目 駅北 2 丁目 16, 18 駅北 3 丁目 11～29 大村 1～3 丁目	13	153	1912
焼津第 7	八楠 八楠 1～4 丁目 大覚寺 大覚寺 1～3 丁目 越後島 坂本の一部	16	147	208
豊田第 8	三ヶ名	7	165	2059
豊田第 9	五ヶ堀之内 柳新屋 小柳津 小屋敷 西焼津	12	427	4730
豊田第 10	小土 保福島	10	204	2618
小川第 11	東小川 1～2 丁目 東小川 3 丁目 1, 2, 7～19 東小川 5～8 丁目 西小川 1～8 丁目 小川新町 1 丁目 2 小川新町 2 丁目 1, 2 小川新町 3 丁目 1 小川 与惣次	10	368	3917
小川第 12	小川新町 1 丁目 3～14 小川新町 2 丁目 3～14 小川新町 3 丁目 2～9	9	49	478
小川第 13	小川 東小川 3 丁目 3～6, 20, 21 東小川 4 丁目 小川新町 4 丁目 小川新町 5 丁目	11	71	875
港第 14	石津 石津向町 石津中町 石津港町	12	198	2754
東益津第 15	策牛 関方 方ノ上 坂本 石脇上 石脇下 小浜 野秋 花沢 吉津 高崎 元小浜	12	111	1486
東益津第 16	中里 岡当目 八楠の一部	8	89	966
東益津第 17	浜当目 浜当目 1 丁目～4 丁目	7	59	667
大富第 18	本中根 中根 中根新田	12	100	1459
大富第 19	中新田 大住 三右衛門新田 治長請所	13	216	3360
大富第 20	柵宜島 道原 三和 大島 大島新田	9	175	2404
和田第 21	惣右衛門 一色	11	72	1006
和田第 22	田尻 すみれ台 1 丁目 すみれ台 2 丁目	14	93	1517
港第 23	田尻北 下小田 下小田中町 北新田	15	206	2797
中島第 1	中島第 1 町内会	1	5	75
中島第 2	中島第 2 町内会	1	8	127
飯淵第 1	飯淵第 1 町内会	1	4	93
飯淵第 2	飯淵第 2 町内会	1	6	109

自主防災会	自主防災会構成区域	町内会数	組数	世帯数
飯淵第 3	飯淵第 3 町内会	1	8	134
利右衛門第 1	利右衛門第 1 町内会	1	11	160
利右衛門第 2	利右衛門第 2 町内会	1	6	86
利右衛門第 3	利右衛門第 3 町内会	1	22	312
吉永第 1	吉永第 1 町内会	1	12	151
吉永第 2	吉永第 2 町内会	1	21	213
吉永第 3	吉永第 3 町内会	1	19	259
吉永第 4	吉永第 4 町内会	1	7	104
高新田第 1	高新田第 1 町内会	1	12	191
高新田第 2	高新田第 2 町内会	1	16	190
高新田第 3	高新田第 3 町内会	1	10	137
高新田第 4	高新田第 4 町内会	1	8	164
宗高第 1	宗高第 1 町内会	1	5	79
宗高第 2	宗高第 2 町内会	1	12	173
宗高第 3	宗高第 3 町内会	1	16	212
宗高第 4	宗高第 4 町内会	1	11	182
宗高第 5	宗高第 5 町内会	1	5	92
宗高第 6	宗高第 6 町内会	1	7	103
上小杉第 1	上小杉第 1 町内会	1	6	101
上小杉第 2	上小杉第 2 町内会	1	6	93
上小杉第 3	上小杉第 3 町内会	1	12	178
上小杉第 4	上小杉第 4 町内会	1	14	177
上小杉第 5	上小杉第 5 町内会	1	4	42
藤守第 1	藤守第 1 町内会	1	5	100
藤守第 2	藤守第 2 町内会	1	8	122
藤守第 3	藤守第 3 町内会	1	3	46
藤守第 4	藤守第 4 町内会	1	3	62
下小杉	下小杉	3	11	141
相川第 1	相川第 1 町内会	1	9	99
相川第 2	相川第 2 町内会	1	8	133
相川第 3	相川第 3 町内会	1	10	100
相川第 4	相川第 4 町内会	1	14	143
西島	西島	1	6	82
上泉第 1	上泉第 1 町内会	1	5	90
上泉第 2	上泉第 2 町内会	1	7	127
上泉第 3	上泉第 3 町内会	1	5	71
下江留第 1	下江留第 1 町内会	1	11	132
下江留第 2	下江留第 2 町内会	1	8	115
下江留第 3	下江留第 3 町内会	1	9	136
下江留第 4	下江留第 4 町内会	1	6	75
上新田第 1	上新田第 1 町内会	1	6	108
上新田第 2	上新田第 2 町内会	1	8	145
上新田第 3	上新田第 3 町内会	1	9	132
つつじ平第 1	つつじ平第 1 町内会	1	8	82
つつじ平第 2	つつじ平第 2 町内会	1	6	62
つつじ平第 3	つつじ平第 3 町内会	1	3	51
つつじ平第 4	つつじ平第 4 町内会	1	5	54
つつじ平第 5	つつじ平第 5 町内会	1	5	64
つつじ平第 6	つつじ平第 6 町内会	1	8	75

自主防災会数 76

第 _____ 自主防災会

避難生活計画書

(発災・避難行動～避難生活)

防災関係施設一覧	
自主防災会本部設置場所	
自主防協力班員派遣場所	
最寄りの救護所	
福祉避難所	
避難所	

年 月 日 作成

第 自主防災会 避難生活計画書

第 1 趣旨

この計画は、地震などの大規模災害が発生した場合に、避難行動から避難生活までの一連の行動及び自主防災会による活動などを、円滑にかつ迅速に行えるよう必要な事項を定める。

第 2 調査・把握

必要となる調査及び把握については、「世帯家族調べ」及び「避難行動要支援者名簿」を基に地域の状況調査及び把握に努め、原則として年 1 回は見直しを行う。

第 3 組織の状況

- 1 「自主防災組織役員名簿」様式 焼津・1 若しくは様式 大井川・1・「町内会防災名簿」様式 焼津・2 若しくは「自主防災会総括本部役員名簿」様式 大井川・2・「自主防救助隊名簿」様式 共通・3・「防災委員（指導員）名簿」様式 共通・4 に、組織の構成や役員の氏名などを記載し、組織の体制整備に努める。原則として年 1 回は見直しを行う。

2 役員の役割

- ・ 自主防災会長は、組織内の防災対策及び災害応急対策に関する業務の責任者とする
- ・ 防災委員長は、会長を助け、会長に事故があるとき、または不在の時は会長に代わり業務を行う。

ただし、自主防災会長と防災委員長を兼務する場合は、あらかじめ、役員から別の者を定める。

第 4 自主防災会本部の設置及び廃止

- 1 自主防災会長等は、次の場合に、自主防災会本部を設置し、地域の情報収集及び災害対応を行う。

ただし、津波などにより人命の危険がある場合には、避難行動を最優先させる。

ア 市内に震度 5 弱以上の地震が発生した場合

イ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合

※ 「南海トラフ沿いにおける大規模地震発生の可能性について調査中もしくは可能性が高まったと評価された場合」に発表される臨時情報

ウ その他の自然災害が発生した場合で、自主防災会長が必要と認めた場合

※ イ及びウについては、自主防災会長が必要と認めた場合に自主防災会本部を設置し、焼津市に対して自主防協力班員などの職員の派遣を要請する。

- 2 自主防災会長等は、自主防災会本部を設置した場合は、焼津市から派遣される自主

防協力班員からの情報収集・伝達体制を確保、確認する。

- 3 自主防災会長等は、自主防災会本部を廃止する場合は、事前に焼津市へ連絡し、廃止する。

第5 地震発生時の対応

1 避難行動

ア 自らの命を最優先とし、避難の声かけを行いながら「津波避難地図」に、あらかじめ示した津波避難ビル、津波避難協力ビル及びその他の避難場所などへ速やかに避難する。

また、安全が確認されるまでは、自宅へ戻るなどの行動はしない。

イ ケガ等により避難が困難な避難行動要支援者などへの避難支援については、可能な限り地域で助け合う。

ただし、避難支援を行う者は、自らの命なくして、他の者の命を救うことはできないことを忘れてはならない。

2 情報収集

ア 同報無線、ラジオ等などを活用し、津波警報などの危険情報の収集に努める。

イ 携帯電話などにより「災害伝言ダイヤル171」を活用し、家族の安否を確認する。

3 津波警報などの危険情報解除後の安否確認・被害状況の把握

ア 住民は、建物やブロック塀などの倒壊や瓦礫等に注意し、「津波避難地図」に示した安否確認場所へ速やかに移動し、家族などの安否を報告するとともに、役員の指示により行方不明者の搜索、要救助者の救出、けが人の手当などの災害活動に協力する。

イ 役員は、あらかじめ定めた方法により安否情報や被害状況等の把握を行うとともに、自主防災会長等へ報告する。

ウ 自主防災会長等は、下記の情報等を速やかに把握するとともに、焼津市から派遣される自主防協力班員に報告する。

(ア) 人的情報（避難者・けが人・行方不明者・死者など）

(イ) 被害情報（家屋被害・道路被害など）

(ウ) その他必要な情報

4 災害対応

ア 自主防災会長等は、把握した情報を元に、「自主防災組織役員名簿」様式 焼津-1 若しくは様式 大井川-1・「町内会防災名簿」様式 焼津-2 若しくは「自主防災会総括本部役員名簿」様式 大井川-2 に定めた災害活動班を編成させ、災害対応にあたる。

状況により編成が困難な場合は、会長等の判断により臨時に災害活動班を編成させる。

イ 自主防災会長等は、状況により他の自主防災会などの応援が必要な場合は、焼津市から派遣される自主防協力班員などを通じて応援を求める。

また、他の自主防災会等から応援を求められた場合は、可能な限り協力する。

5 避難生活

ア 住民は、可能な限り自宅（敷地）や縁故先などで生活するよう努める。

その時の必要物資等の要望については、役員が取りまとめ、自主防災会本部の会長等へ報告するとともに、会長等は、焼津市と調整し出来る限り対応する。

イ 自主防災会本部の会長等は、建物の倒壊や津波による被害等により自宅等で生活が確保できない住民などのために、「自主防災組織役員名簿」様式 焼津-1 若しくは様式 大井川-1・「町内会防災名簿」様式 焼津-2 若しくは「自主防災会総括本部役員名簿」様式 大井川-2 に定めた避難所などへ役員を速やかに派遣し、避難所などの立ち上げを行う。

また、二次災害防止のため、応急危険度判定士等による建物の安全が確保された後、避難所を開設する。

ウ 建物の倒壊や津波による被害等により自宅等で生活が確保できない住民は、率先して避難所などの運営に参画し、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営のための役員を決め、助け合いながら共同生活を送る。

エ 会長等は、建物の倒壊や津波の影響により自宅等で生活を送ることができない住民が多く、十分な避難場所を確保できない場合は、焼津市と調整し、下記の者の避難所生活を優先させる。

（優先すべき者） 妊婦・乳児・高齢者・けが人・病人
優先すべき者を介護する者（1人程度）
避難所の運営上で必要と認める者を含む

オ 避難所での生活を希望する旅行者等の帰宅困難者や、他の地区の住民に対しても平等に対応する。

カ 避難所で生活する一人当たりの必要面積は約3m²を目安とする。

キ 避難所の運営に関わる必要物資等の要望は_____本部を通じて焼津市へ要望する。

ク 避難生活等において、ケガや病気等により医師の診断等が必要になった場合は、開設された救護所へ搬送する。

ケ 要配慮者などで、避難所の共同生活が困難な者については、地域支援者等より福祉避難所へ搬送する。

また、その場合は事前に_____本部を通じて焼津市へ福祉避難所開設の要望をする。

コ 避難所には、敷地、建物を同様に扱う。

サ その他の避難所運営については、「避難所運営マニュアル」による

第6 その他災害発生時の対応

大雨などの風水害等が発生又は地域の住民へ危険が生じる場合は、「第5 地震発生時の対応」に準じて対応する。

様式 焼津-1

自主防災組織役員名簿 (第 自主防災会)

自主防災会長名 住所 電話番号 — 携帯電話 —

パソコンメールアドレス

本部設置場所							
本 部 員				避難所立上責任者	避難所立上責任者		
情 報 班							
救 護 班							
消 火 班							
避 難 誘 導 班							
生 活 班							
簡易無線設置場所							
避難所運営場所							
避 難 所 立 上 組 織	避難所立上責任者						
	総務・避難者情報班						
	施 設 管 理 班						
	食 糧 ・ 物 資 班						
	保健・衛生班						
	要 配 慮 者 班						
	ボランティア班						

様式 焼津-2

自主防災会

町内会防災名簿

防災責任者名 住所 電話番号 — 携帯電話 —

安否確認場所			
役 員			
自主防災会活動班	業 務 内 容	班長（担当組長）	班員（担当組員）
情 報 班	住民の安否・被害の確認集約 住民への災害情報の伝達など	班長（ 組長）	班員 （ 組全員）
救 護 班	住民への応急救護の実施 救護所等への搬送など	班長（ 組長）	班員 （ 組全員）
消 火 班	消火器、可搬ポンプなどの初期消火活動、火災の警戒など	班長（ 組長）	班員 （ 組全員）
避 難 誘 導 班	避難の声かけ、避難ビル等における館内誘導、避難支援、行方不明者搜索など	班長（ 組長）	班員 （ 組全員）
生 活 班	避難所の開設、自宅での生活者への物資配給、炊き出し、生活相談など	班長（ 組長）	班員 （ 組全員）

防災委員名						
自主防救助隊員名						

様式 大井川-1

自主防災組織役員名簿 (第 自主防災会)

自主防災会長名 住所 電話番号 — 携帯電話 —

パソコンメールアドレス

本部設置場所			避難所立上担当			
--------	--	--	---------	--	--	--

本 部 員						
-------	--	--	--	--	--	--

自主防災会活動班	業 務 内 容	班長 (担当組長)	班員 (担当組員)
情 報 班	住民の安否・被害の確認集約 住民への災害情報の伝達など	班長 (組長)	班員 (組全員)
救 護 班	住民への応急救護の実施 救護所等への搬送など	班長 (組長)	班員 (組全員)
消 火 班	消火器、可搬ポンプなどの初期消火活動、 火災の警戒など	班長 (組長)	班員 (組全員)
避 難 誘 導 班	避難の声かけ、避難ビル等における館内 誘導、避難支援、行方不明者搜索など	班長 (組長)	班員 (組全員)
生 活 班 (避難所立上組織を兼ねる)	避難所の開設、自宅での生活者への物資 配給、炊き出し、生活相談など	班長 (組長)	班員 (組全員)

簡易無線設置場所						
----------	--	--	--	--	--	--

避 難 所 運 営 場 所			
---------------	--	--	--

様式 大井川-2

() 自主防災会総括本部 役員名簿 (大井川地区自治会のみ)

役職	氏名	住所	電話	携帯電話	備考
総括本部長					
副本部長					

※注 自主防災会長（町内会長）が副本部長の職に就かないようにしてください。

総括本部設置場所 ()	自主防災会との災害情報伝達手段 (無線機 口頭)
--------------	----------------------------

※ 自主防災会総括本部立上基準(市職員 自主防協力班員派遣)

- 1 市内震度が5弱以上を観測したとき
- 2 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合
- 3 その他の自然災害が発生した場合で、自主防災会長が必要と認めた場合

様式 共通-3

自主防救助隊名簿（ 第 自主防災会）

自主防救助隊長名 住所 電話番号 — 携帯電話 —

地区	氏 名	住 所	電話番号	年齢	勤務地市内外	救助隊経験	消防団経験
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無
				才	内 ・ 外	年	有 ・ 無

焼津市防災会議編成表

会長 (市長) 条例第 3 条第 2 項		
専門委員		
区分	職名	選出方法
条例 第 3 条第 5 項第 1 号	国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所長	任命
条例 第 3 条第 5 項第 2 号	静岡県中部地域局中部危機管理監	〃
	静岡県中部健康福祉センター所長	〃
	静岡県焼津漁港管理事務所長	〃
	静岡県島田土木事務所長	〃
	静岡県志太榛原農林事務所長	〃
条例 第 3 条第 5 項第 3 号	静岡県焼津警察署長	〃
条例 第 3 条第 5 項第 4 号	副市長	指名
	病院事業管理者	〃
	総務部長	〃
	行政経営部長	〃
	防災部長	〃
	市民環境部長	〃
	健康福祉部長	〃
	経済部長	〃
	建設部長	〃
	都市政策部長	〃
	上下水道部長	〃
条例 第 3 条第 5 項第 5 号	教育長	〃
条例 第 3 条第 5 項第 6 号	志太広域事務組合消防長	任命
条例 第 3 条第 5 項第 7 号	焼津市消防団長	〃
条例 第 3 条第 5 項第 8 号	西日本電信電話株式会社静岡支店長	〃
	中部電力パワーグリッド株式会社藤枝営業所長	〃
	日本通運株式会社静岡支店長	〃
	東海ガス株式会社代表取締役社長	〃
	大井川土地改良区理事長	〃
条例 第 3 条第 5 項第 9 号	焼津市自治会連合会会長	〃
条例 第 3 条第 5 項第 10 号	一般社団法人焼津市医師会会長	〃
	一般社団法人志太医師会会長	〃
	焼津市消防団女性消防隊分団長	〃

焼津市防災会議条例

昭和 37 年 10 月 15 日
条例第 37 号

最終改正 平成 25 年 3 月 27 日条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、焼津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 焼津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて焼津市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を行なう。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が当該機関の長の同意を得て任命する者
 - (2) 静岡県知事の部内の職員のうちから市長が静岡県知事の同意を得て任命する者
 - (3) 静岡県警察官のうちから市長が当該所属長の同意を得て任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 志太広域事務組合消防長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が当該機関の長の同意を得て任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) その他市長が特に必要と認めた者
- 6 前項の委員の定数は、32 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号から第 10 号までに規定する委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県 of 職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 25 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 10 月 7 日条例第 119 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に任命される委員の任期は、第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 24 年 10 月 5 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 27 日条例第 19 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。

(焼津市災害対策本部条例及び焼津市防災会議条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 焼津市災害対策本部条例及び焼津市防災会議条例の一部を改正する条例(平成 24 年焼津市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

(次のようは省略)

焼津市防災会議運営要領

昭和 57 年 2 月 4 日
防災会議決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、焼津市防災会議条例（昭和 37 年焼津市条例第 37 号）第 5 条の規定に基づき、焼津市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 会議は必要のつど会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委員の代理出席)

第 3 条 委員はやむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会議の議決)

第 4 条 会議の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第 5 条 会長は、会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは会議の権限に属する事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を出席させ、意見等を述べさせることができる。

附 則

この要領は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

焼 津 市 災 害 対 策 本 部 編 成 図

		部の名称	班 名	班 長	平常時の課名
		防災部	本部班 緊急対応班 自主防協力班	防災計画課長 防災計画課長 防災計画課長	防災計画課 地域防災課 予め指名 予め指名
本部長 (市長)		総務部	総務班	総務課長	総務課
			秘書班	秘書課長	秘書課
			人事班	人事課長	人事課
			管財班	公有財産課長	公有財産課
			車両班	出納室長	出納室
			総務協力班	契約検査課長	契約検査課 監査委員事務局
		行政経営部	情報班	政策企画課長	政策企画課
			財政班	財政課長	財政課
			電算班	D X 推進課長	D X 推進課
			広報班	シティセールス課長	シティセールス課
			調査班	課税課長	課税課 納税促進課
		市民環境部	市民協働班	協働推進課長	協働推進課
			くらし安全班	くらし安全課長	くらし安全課
			避難所市民班	市民課長	市民課
			環境衛生班	環境課長	環境課 大覚寺環境管理センター
			地区情報班	大井川市民サービスセンター所長	大井川市民サービスセンター
		健康福祉部	地域福祉班	地域福祉課長	地域福祉課 障害福祉課
			長寿福祉班	地域包括ケア推進課長	地域包括ケア推進課 介護保険課
			救護班	健康づくり課長	健康づくり課
			避難所国保年金班	国保年金課長	国保年金課
副本部長 (副市長) (危機管理監)		こども未来部	児童班	子育て支援課長	子育て支援課 こども相談課 保育・幼稚園課
		経済部	水産班	水産振興課長	水産振興課 漁港振興課
			商工観光班	商工観光課長	商工観光課
			農政班	農政課長	農政課
			経済協力班	誘致戦略課長	誘致戦略課 ふるさと納税課 農業委員会事務局
		生きがい・交流部	生涯班	スマイルライフ推進課長	スマイルライフ推進課
			文化班	文化振興課長	文化振興課
			物資受入班	スポーツ課長	スポーツ課 国際交流課
		建設部	土木管理班	土木管理課長	土木管理課
			道路班	道路課長	道路課
			河川班	河川課長	河川課
			大井川港管理班	大井川港管理事務所長	大井川港管理事務所
都市政策部	ヘリポート班	都市計画課長	都市計画課		
	避難所資材調達班	都市整備課長	都市整備課		
	住宅応急班	建築住宅課長	建築住宅課		
	救護活動班	区画整理課長	区画整理課		
上下水道部	水道班	水道総務課長	水道総務課 水道工務課		
	下水道班	下水道課長	下水道課		
教育部	教育班	教育総務課長	教育総務課 学校教育課		
	給食班	学校給食課長	学校給食課		
	図書班	図書課長	図書課		
学校福祉部	教育協力班	子ども支援課長	子ども支援課 家庭支援課		
病院部	—	事務局用度施設課長	病院事務局 (医療職を除く)		
議会部	議会班	庶務課長	議会事務局		

焼津市災害対策本部条例

昭和 55 年 12 月 26 日

条 例 第 34 号

最終改正 平成 24 年 10 月 5 日条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、焼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員その他の職員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 26 日条例第 4 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 5 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○焼津市災害対策本部等運営規程

昭和58年 7 月 19 日訓令甲第 6 号

改正

昭和59年 2 月 23 日訓令甲第 1 号
 昭和63年 7 月 29 日訓令甲第 3 号
 平成 7 年 3 月 31 日訓令甲第 2 号
 平成 7 年 11 月 20 日訓令甲第 13 号
 平成 8 年 3 月 29 日訓令甲第 7 号
 平成 11 年 3 月 31 日訓令甲第 6 号
 平成 14 年 5 月 22 日訓令甲第 13 号
 平成 19 年 2 月 19 日訓令甲第 7 号
 平成 20 年 10 月 22 日訓令甲第 6 号
 平成 23 年 3 月 31 日訓令甲第 12 号
 平成 24 年 3 月 27 日訓令甲第 5 号
 平成 25 年 3 月 27 日訓令甲第 8 号
 平成 26 年 3 月 31 日訓令甲第 5 号
 平成 28 年 3 月 31 日訓令甲第 4 号
 平成 29 年 3 月 31 日訓令甲第 5 号
 平成 30 年 3 月 30 日訓令甲第 4 号
 平成 31 年 3 月 29 日訓令甲第 6 号
 令和 2 年 3 月 30 日訓令甲第 6 号
 令和 3 年 3 月 31 日訓令甲第 1 号
 令和 4 年 2 月 4 日訓令甲第 1 号
 令和 5 年 3 月 30 日訓令甲第 3 号
 令和 6 年 3 月 29 日訓令甲第 2 号

焼津市災害対策本部等運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、焼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び焼津市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営並びに災害対策上必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置等)

第 2 条 災害対策本部及び警戒本部（以下「本部」という。）の位置は、焼津市消防防災センターとする。

2 本部を設置したときは、当該事務所前に本部を設置した旨を明示した看板等を掲げるものとする。

3 本部長は、災害の状況に応じ、焼津市役所本庁舎において、本部を指揮することができる。

(災害対策本部の組織)

第 3 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び危機管理監をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長（あらかじめ本部長が定める順序による者）、危機管理監（あらかじめ本部長が定める順序による者）の順序によりその職務を代理する。

3 危機管理監は、災害対策に関し知識及び経験を有する職員のうちから、市長が任命する。

4 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 市長が市長事務部局の部並びに水道事業及び病院事業の部内の職員のうちから指名する者
- (2) 教育長並びに教育部長及び学校福祉部長
- (3) 監査委員事務局長
- (4) 市議会の事務局長
- (5) 志太広域事務組合の消防吏員のうちから市長が委嘱する者

(6) 消防団長

- 5 危機管理監は、本部長の命を受け、特命事項を総理し、本部員を指揮監督する。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の所掌事務に従事する。
- 7 本部職員は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 8 本部職員は、災害対策本部の所掌事務について本部員を補佐する。
- 9 危機管理監は、本部員又は本部職員の中から災害対策に関し専門知識及び経験を有する者を防災専門監として指名することができるものとし、防災専門監は、危機管理監を補佐するものとする。

(本部の組織等)

第4条 本部に次に掲げる部を置き、それぞれの部に本部長が別に定める班を置く。

防災部 総務部 行政経営部 市民環境部 健康福祉部 こども未来部 経済部
 生きがい・交流部 建設部 都市政策部 上下水道部 病院部 教育部 議会部

- 2 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が命ずる。
- 3 班に班長を置き、本部職員のうちから部長が命ずる。

(事務分掌)

第5条 部の分掌事務はおおむね別表第1のとおりとし、班の分掌事務は本部長が別に定める。

- 2 主管の明らかでない事務があるときは、部内にあつては部長が、部相互にあつては副本部長がその主管を定める。

(突発的地震災害等における初動期の体制)

第5条の2 前2条(第4条第2項を除く。)の規定にかかわらず、警戒宣言が発せられずに地震災害又は津波災害が発生した場合における初動期の組織は第4条第1項に掲げる部によるものとし、各部の事務分掌は別表第2のとおりとする。

(職務)

第6条 部長は、本部長の命を受け所管の事項を総理し、部内の職員を指揮監督する。

- 2 班長は、部長の命を受け所管の事務を掌理し、班内の職員を指揮監督する。

(現地災害対策本部)

第7条 現地災害対策本部の組織の運営等については、災害対策本部の例によるものとし、組織その他必要な事項は本部長がその都度定める。

- 2 現地災害対策本部は、各種団体及び地域住民と協力して適切かつ効果的な災害対策の措置を講ずるよう努めなければならない。

(本部員会議)

第8条 本部長は、災害対策の重要事項を協議するため必要と認めたときは、本部員会議を招集する。

- 2 本部員会議は、本部長の統轄のもとに副本部長及び本部員をもつて構成する。

(職員の配備体制等)

第9条 職員の配備体制及びその基準等については、災害対策本部にあつては別表第3、警戒本部にあつては別表第4のとおりとする。

- 2 各配備体制における職員の動員等については、本部長が別に定める。

(補則)

第10条 この規程に定めるほか、災害の種類、地域等の特性に応じて運営体制を定めている場合は、その定めるところによるものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和59年2月23日訓令甲第1号)

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和63年7月29日訓令甲第3号)

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日訓令甲第2号)

この訓令甲は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年11月20日訓令甲第13号)

この訓令甲は、公表の日から施行する。
附 則（平成 8 年 3 月 29 日訓令甲第 7 号）
 この訓令甲は、公表の日から施行する。
附 則（平成 11 年 3 月 31 日訓令甲第 6 号）
 この訓令甲は、公表の日から施行する。
附 則（平成 14 年 5 月 22 日訓令甲第 13 号）
 この訓令甲は、公表の日から施行する。
附 則（平成 19 年 2 月 19 日訓令甲第 7 号）
 この訓令甲は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 20 年 10 月 22 日訓令甲第 6 号）
 この訓令甲は、公表の日から施行する。
附 則（平成 23 年 3 月 31 日訓令甲第 12 号）
 この訓令甲は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 24 年 3 月 27 日訓令甲第 5 号）
 この訓令甲は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 25 年 3 月 27 日訓令甲第 8 号）
 この訓令甲中第 1 条の規定は平成 25 年 3 月 31 日から、第 2 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 26 年 3 月 31 日訓令甲第 5 号）
 この訓令甲は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 28 年 3 月 31 日訓令甲第 4 号）
 この訓令甲は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 29 年 3 月 31 日訓令甲第 5 号）
 この訓令甲は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 30 年 3 月 30 日訓令甲第 4 号）
 この訓令甲は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 31 年 3 月 29 日訓令甲第 6 号）
 この訓令甲は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（令和 2 年 3 月 30 日訓令甲第 6 号）
 この訓令甲は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（令和 3 年 3 月 31 日訓令甲第 1 号）
 この訓令甲は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（令和 4 年 2 月 4 日訓令甲第 1 号）
 この訓令甲は、公表の日から施行する。
附 則（令和 5 年 3 月 30 日訓令甲第 3 号）
 この訓令甲は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（令和 6 年 3 月 29 日訓令甲第 2 号）
 この訓令甲は、公表の日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

災害対策本部（警戒本部）事務分掌

部	事務分掌
防 災 部	1 災害対策の総括に関すること。 2 本部の運営及び本部長の命令伝達に関すること。 3 本部員会議に関すること。 4 県本部等からの情報の受理及び県本部への報告の総括に関すること。 5 自衛隊、県職員等の派遣要請及び受入れ体制に関すること。 6 自主防災組織との連絡並びに情報の伝達及び収集に関すること。 7 防災関係機関及び他の部との連絡調整に関すること。 8 通信機器の使用及び操作に関すること。 9 防災無線の運用に関すること。

部	事務分掌
総務部	1 職員の非常招集及び招集解除の連絡に関すること。 2 動員職員の配備に関すること。 3 動員職員の給食及び諸手当に関すること。 4 動員職員の公務災害に関すること。 5 市庁舎の安全措置及び緊急措置に関すること。 6 応急仮設住宅の建設に関すること。 7 市有車両の管理、車両の調達及び配車計画に関すること。 8 車両燃料の調達に関すること。 9 輸送に関する関係機関との連絡調整に関すること。 10 重要な保存文書、公印等の搬出及び保管に関すること。 11 本部長の秘書に関すること。 12 来庁者の避難誘導に関すること。
行政経営部	1 住民への同報無線、広報車、広報紙等による広報に関すること。 2 報道機関等への発表及び要請に関すること。 3 写真、録画、録音等による災害記録に関すること。 4 気象情報、交通情報その他災害関係情報の整理及び伝達に関すること。 5 人的被害及び家屋等の被害状況の調査に関すること。 6 災害対策に伴う予算措置に関すること。 7 市税の減免調査に関すること。 8 り災証明等の発行に関すること。 9 コンピュータ機器の保安措置に関すること。
市民環境部	1 避難所の開設及び運営に関すること。 2 避難者の把握に関すること。 3 避難所の炊き出しに関すること。 4 戸籍その他重要文書の搬出及び保管に関すること。 5 外国人に対する相談に関すること。 6 避難誘導に関すること。 7 環境衛生、清掃用資機材及び薬剤の調達に関すること。 8 ごみの収集、処理及び処分地等の確保に関すること。 9 そ族等の駆除及び消毒に関すること。 10 獣畜の処理に関すること。

部	事務分掌
健康福祉部	1 医療救護班の編成に関すること。 2 医師会、歯科医師会、診療所及び病院部との連絡調整に関すること。 3 救護所の配置に関すること。 4 応急医療のための薬品及び資機材の確保に関すること。 5 負傷者等の医療、救護、助産及び搬送に関すること。 6 感染症の予防に関すること。 7 災害救助法（昭和22年法律第118号）による事務に関すること。 8 遺体の処理に関すること。 9 日本赤十字社その他の団体との連絡調整に関すること。 10 義援金品の受付に関すること。 11 社会福祉施設（児童に関する施設を除く。）の緊急措置に関すること。 12 社会福祉施設（児童に関する施設を除く。）の被害調査及び復旧に関すること。 13 ボランティア本部の立ち上げ等ボランティア活動の調整に関すること。 14 福祉避難所（児童に関する施設に設置する避難所を除く。）の開設に関すること。 15 要配慮者の避難支援に関すること。 16 避難所の開設及び運営に関すること。 17 避難者の把握に関すること。 18 避難所の炊き出しに関すること。
こども未来部	1 社会福祉施設（児童に関する施設に限る。）の緊急措置に関すること。 2 社会福祉施設（児童に関する施設に限る。）の被害調査及び復旧に関すること。 3 福祉避難所（児童に関する施設に設置する避難所に限る。）の開設に関すること。 4 所管施設の安全措置及び緊急措置に関すること。 5 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 6 応急保育その他未就学児の保護に関すること。 7 児童（未就学児に限る。）に係る応急教育に関すること。 8 未就学児及び所管施設利用者の安全措置及び避難誘導に関すること。
経済部	1 応急食料、生活必需品等の調達及び配分に関すること。 2 炊き出し用燃料等の調達に関すること。 3 船舶による緊急輸送に関すること。 4 水産関係団体との連絡に関すること。 5 水産物等の被害調査及び復旧に関すること。 6 商工業関係団体等との連絡に関すること。 7 商工業者等の被害調査及び復旧に関すること。 8 農地、林地、農産物、畜産等の被害調査に関すること。 9 農林業及び畜産業の施設の被害調査及び復旧に関すること。 10 農産物の病虫害に関すること。 11 農林業団体との連絡に関すること。 12 所管施設利用者の安全措置及び避難誘導に関すること。 13 所管施設の安全措置及び緊急措置に関すること。 14 所管施設、観光施設等の被害調査及び復旧に関すること。

部	事務分掌
生きがい・交流部	1 所管施設利用者の安全措置及び避難誘導に関すること。 2 所管施設の安全措置及び緊急措置に関すること。 3 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 4 所管施設における避難所の開設に関すること。 5 避難所からの情報の収集及び伝達に関すること。 6 所管の重要文書の搬出及び保管に関すること。 7 救援物資及び義援品の受入れに関すること。 8 ヘリポートの開設に関する都市政策部との連絡調整に関すること。
建設部	1 緊急輸送路及び幹線道路の確保に関すること。 2 交通規制についての公安委員会及び警察署との連絡に関すること。 3 道路障害物等の除去に関すること。 4 応急復旧用の資機材、車両等の調達に関すること。 5 建設業者との連絡に関すること。 6 地滑り地、急傾斜地等の警戒及び安全措置に関すること。 7 所管の道路、橋梁（りょう）河川等の危険箇所の警戒及び監視に関すること。 8 船舶による緊急輸送に関すること。 9 所管施設の安全措置、被害調査及び復旧に関すること。
都市政策部	1 救護所の設営及び安全措置に関すること。 2 ヘリポートの開設に関すること。 3 住宅の応急修理に関すること。 4 建物の危険度判定に関すること。 5 所管施設の安全措置、被害調査及び復旧に関すること。
上下水道部	1 し尿の収集及び処理に関すること。 2 飲料水の確保、供給その他焼津市水道事業災害応急計画による事務に関すること。 3 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。
教育部	1 所管施設における避難所の開設に関すること。 2 所管施設の安全措置及び緊急措置に関すること。 3 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 4 児童（未就学児を除く。）及び生徒に係る応急教育に関すること。 5 児童（未就学児を除く。）及び生徒並びに所管施設利用者の安全措置及び避難誘導に関すること。 6 学校給食センターにおける炊き出し等の調整に関すること。 7 所管施設利用者の安全措置及び避難誘導に関すること。 8 所管の重要文書等の搬出及び保管に関すること。
学校福祉部	1 所管施設の安全措置及び緊急措置に関すること。 2 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 3 児童（未就学児を除く。）及び生徒に係る応急教育に関すること。 4 児童（未就学児を除く。）及び生徒並びに所管施設利用者の安全措置及び避難誘導に関すること。 5 所管施設利用者の安全措置及び避難誘導に関すること。 6 所管の重要文書等の搬出及び保管に関すること。

部	事務分掌
病院部	1 負傷者等に対する市立総合病院における医療その他市立総合病院災害対策計画及び地震防災応急計画による事務に関する事。 2 災害拠点病院に関する事。
議会部	1 市議会議員との連絡に関する事。 2 臨時会に関する事。 3 各部の支援に関する事。

備考 警戒本部の事務分掌は、この表に定める事務のうち、災害発生後に生ずる事務以外のものとする。

別表第 2 (第 5 条の 2 関係)

突発的地震災害等における初動期の事務分掌

部	発生直後に対応すべき事務	おおむね 5 時間以内に対応すべき事務
防災部	1 本部の運営に関する事。 2 緊急に対応すべき任務の選定に関する事。	1 災害対策本部長の命令伝達に関する事。 2 県本部等からの情報の受理に関する事。 3 自衛隊、県職員等の派遣要請及び受入れ体制に関する事。 4 本部員会議に関する事。
総務部	1 来庁者の避難誘導に関する事。 2 職員の安否の確認及び非常招集に関する事。	1 重要書類の搬出及び保管に関する事。 2 車両燃料の調達に関する事。 3 動員職員の給食に関する事。 4 市庁舎の安全措置に関する事。
行政経営部	1 住民への広報に関する事。 2 災害関係情報の収集に関する事。	1 災害の記録に関する事。 2 被害状況の情報収集に関する事。 3 被害状況の調査に関する事。
市民環境部	1 住民情報等の保全に関する事。 2 避難所の開設に関する事。 3 避難者の把握に関する事。	1 避難所の炊き出しに関する事。 2 外国人に対する相談に関する事。 3 ごみの収集、処理及び処分地等の確保に関する事。 4 環境衛生・清掃用資機材及び薬剤の確保に関する事。
健康福祉部	1 医療救護班の編成に関する事。 2 救護所の配置及び準備に関する事。 3 遺体の受入れ準備に関する事。 4 要配慮者の避難支援に関する事。	1 医師会、歯科医師会、診療所及び病院部との連絡調整に関する事。 2 応急医療のための薬品及び資機材の確保に関する事。 3 遺体の処理に関する事。 4 負傷者等の医療、救護、助産及び搬送に関する事。 5 ボランティア本部の立ち上げに関する事。

部	発生直後に対応すべき事務	おおむね5時間以内に対応すべき事務
		6 福祉避難所（児童に関する施設に設置する避難所を除く。）の開設に関する事
こども未来部	未就学児及び所管施設利用者の安全措置、避難誘導等に関する事	1 所管施設の被害調査及び安全措置に関する事。 2 福祉避難所（児童に関する施設に設置する避難所に限る。）の開設に関する事。
経済部	1 所管施設利用者の安全措置、避難誘導等に関する事。 2 応急食料及び生活必需品の調達に関する事。	1 応急食料及び生活必需品の配分に関する事。 2 炊き出し用燃料等の調達に関する事。 3 所管施設の被害調査及び安全措置に関する事。
生きがい・交流部	1 所管施設利用者の安全措置、避難誘導等に関する事。 2 所管施設における避難所の開設に関する事。	1 避難所からの情報収集に関する事。 2 救援物資及び義援品の受入れ準備に関する事。 3 所管施設の被害調査及び安全措置に関する事。
建設部	緊急輸送路の確保に関する事。	1 所管施設の被害調査及び安全措置に関する事。 2 応急復旧資機材及び車両の調達に関する事。 3 交通規制についての公安委員会、警察署等との連絡に関する事。 4 地滑り地及び急傾斜地の警戒及び監視に関する事。 5 幹線道路の確保に関する事。
都市政策部	救護所の設営及び安全装置に関する事。	1 ヘリポートの開設に関する事。 2 所管施設の被害調査及び安全措置に関する事。
上下水道部	飲料水の確保、供給その他焼津市水道事業災害応急計画による事務分掌に基づき緊急度に応じて対応する。	1 し尿の収集、処理に関する事。 2 飲料水の確保、供給その他焼津市水道事業災害応急計画による事務分掌に基づき緊急度に応じて対応する。
教育部	1 児童（未就学児を除く。）及び生徒並びに所管施設利用者の安全措置、避難誘導等に関する事。 2 所管施設における避難所の開設に関する事。	1 避難所からの情報収集に関する事。 2 所管施設の被害調査及び安全措置に関する事。

部	発生直後に対応すべき事務	おおむね 5 時間以内に対応すべき事務
学 校 福 祉 部	児童（未就学児を除く。）及び生徒並びに所管施設利用者の安全措置、避難誘導等に関する こと。	所管施設の被害調査及び安全措置に関する こと。
病 院 部	負傷者等に対する医療その他市立総合病院災害対策計画及び地震防災応急計画による事務分 掌に基づき緊急度に応じて対応する。	
議 会 部	各部の支援に関する こと。	市議会議員との連絡に関する こと。

別表第 3（第 9 条関係）

災害対策本部に関する配備体制及び基準

区分	体制	配備基準	配備内容
災害対策 本部が設 置されて いないとき	情報収集 配備体制	1 次のいずれかの注意報又は警報が 発表されたとき。 大雨、洪水、高潮、暴風 2 気象状況等により、災害の発生等 に対し情報連絡を要するとき。 3 津波予報区の静岡県に津波注意報 が発表されたとき。	防災部等の職員による体制 災害関連情報の収集及び連絡
	事前配備 体制	1 気象状況等により、災害の発生に 対し警戒を要するとき。 2 市域に震度 4 の地震が発生したとき。 3 市域に大規模事故等が発生したと の連絡を受けたとき。 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中） が発表されたとき。 5 市長が必要と認めたとき。	防災部長及び関係する本部員並びに 関係する職員による体制 1 災害関連情報の収集及び連絡 2 災害警戒 3 災害対策本部設置に備えた連絡 体制の確立
災害対策 本部が設 置された とき	第 1 配備 体制	1 市民の生命、身体及び財産に被害 を及ぼす局地的災害が発生したとき。 2 津波予報区の静岡県に津波警報、 大津波警報が発表されたとき。 3 市域の広範囲に災害が発生すると 予想されるとき。 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地 震注意）、南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）が発表されたとき。 5 市長が必要と認めたとき。	本部員及び本部職員による体制 1 局地的な災害に対する応急対策 2 広範囲な災害に対する応急対策 の準備
	第 2 配備 体制	1 市域の広範囲にわたって災害が発 生したとき。	第 1 配備体制に職員を増員した体制

区分	体制	配備基準	配備内容
		2 次のいずれかの特別警報が発表されたとき。 大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪 3 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。	なお、特別警報発表時の動員については、状況を判断した上で各本部員の判断により調整をする。 1 広範囲な災害に対する応急対策 2 市全域にわたる災害に対する応急対策の準備
災害対策本部が設置されたとき	第2配備体制	4 大規模な火災、爆発等が発生したとき。 5 多数の死傷者を伴う列車、航空機、車両、船舶等の事故が発生したとき。 6 市長が必要と認めたとき。	3 大規模な火災、爆発又は事故に対する応急対策
	第3配備体制	1 市全域にわたり災害が発生したとき。 2 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。 3 市長が必要と認めたとき。	全職員による災害応急対策又は災害警戒対策

別表第4（第9条関係）

警戒本部に関する配備体制及び基準

区分	体制	配備基準	配備内容
警戒本部が設置されていないとき	事前配備体制	東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	防災部の職員 1 災害関連情報の収集及び連絡 2 災害警戒 3 警戒本部設置に備えた連絡体制の確立
	警戒本部設置準備体制	1 東海地震注意情報が発表されたとき。 2 市長が必要と認めたとき。	本部員及び本部職員による体制（災害対策本部の第2配備体制に準ずる。） 市全域にわたる災害に対する応急対策の準備
警戒本部が設置されたとき		1 東海地震予知情報が発表されたとき（東海地震警戒宣言が発せられたとき。）。 2 市長が必要と認めたとき。	全職員による災害警戒対策



災害対策関係機関

市の機関

名 称	所 在 地	電 話
焼津市役所	焼津市本町 2-16-32	054-626-1111
アトレ庁舎	焼津市本町 5-6-1	054-626-1165
大井川庁舎	焼津市宗高 900	054-662-0591
水道庁舎（杵宜島配水場）	焼津市杵宜島 20-1	054-624-0111
焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111
焼津市消防防災センター	焼津市石津 728-2	054-625-0128
保健センター	焼津市東小川 1-8-1	
学校給食センター	焼津市大島 1746	054-624-6660
大井川港管理事務所	焼津市飯淵 2160	054-622-1337

県の機関

名 称	所 在 地	電 話
静岡県危機管理部	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2072
静岡県中部地域局	藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9104
静岡県中部健康福祉センター	藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9267
静岡県焼津漁港管理事務所	焼津市鰯ヶ島 136-24	054-628-3126
静岡県島田土木事務所	島田市道悦 5-7-1	0547-37-5271
静岡県警察本部焼津警察署	焼津市道原 723	054-624-0110

指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話
総務省東海総合通信局	愛知県名古屋市中区白壁 1-1 5-1 合同庁舎 3号館	052-971-9105
財務省東海財務局静岡財務事務所	静岡市葵区追手町 9-50	054-251-4321
厚生労働省静岡労働局島田労働基準監督署	島田市本通 1-4677-4	0547-37-3148
農林水産省関東農政局静岡県拠点	静岡市葵区東草深町 7-18	054-246-6121
農林水産省関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館	048-600-0600
経済産業省関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館	048-600-0213
国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所	静岡市葵区田町 3-108	054-273-9104
国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所	静岡市葵区南安倍 2-8-1	054-250-8900
国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所	静岡市清水区日の出町 7-2	054-352-4146
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	静岡市駿河区国吉田 2-4-25	054-261-2939
国土地理院中部地方測量部	愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2号館 3階	052-961-5638
東京管区气象台静岡地方气象台	静岡市駿河区曲金 2-1-5	054-286-3521
第三管区海上保安本部清水海上保安部	静岡市清水区日の出町 9-1	054-353-0118

名 称	所 在 地	電 話
環境省関東地方環境事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0516
環境省中部地方環境事務所	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-955-2130
防衛省南関東防衛局	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎	045-211-7100

指 定 公 共 機 関

名 称	所 在 地	電 話
日本郵便株式会社東海支社	愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1	052-446-8220
日本郵便株式会社焼津郵便局	焼津市焼津 1-4-1	054-628-2682
日本赤十字社静岡県支部	静岡市葵区追手町 4 4-1 7	054-252-8131
日本放送協会静岡放送局	静岡市駿河区八幡 1-6-1	054-274-1111
中日本高速道路株式会社東京支社	東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー	03-5776-5655
中日本高速道路株式会社静岡保全・サービスセンター	静岡市駿河区中島 2 3 5-1	054-286-5181
中日本高速道路株式会社清水工事事務所	静岡市清水区庵原町 2 1 9-1 1	054-371-0550
東海旅客鉄道株式会社静岡支社	静岡市葵区黒金町 4	054-284-2319
日本貨物鉄道株式会社静岡支店	静岡市葵区黒金町 4	054-284-2224
西日本電信電話株式会社静岡支店	静岡市葵区城東町 5-1	(災害対策室) 054-205-9122
株式会社ドコモCS東海静岡支店	静岡市葵区東静岡 1-3-4 3	054-265-7123
岩谷産業株式会社静岡支店	静岡市清水区七ツ新屋 3 7 3	054-348-2000
アストモスエネルギー株式会社中部支部	愛知県名古屋市中村区名駅 3-2 8-1 2 大名古屋ビルヂング 2 4 階	050-3816-0808
株式会社ジャパングスエナジー中部支部	愛知県名古屋市中村区名駅 4-2 4-8 いちご名古屋ビル 4 階	052-588-8350
ENEOS グローブ株式会社中部支部	愛知県名古屋市中村区名駅 4-2 6-2 5 メイフィス名駅ビル 8 階	052-589-0305
ジクシス株式会社中部支店	名古屋市中区栄 4-1-8 栄サンシティビル 1 2 階	052-238-9427
日本通運株式会社焼津支店	藤枝市小石川町 3 丁目 2 0-1	054-641-3330
福山通運株式会社焼津支店	焼津市越後島 4 2 5	054-629-2135
佐川急便株式会社大井川営業所	焼津市吉永字上川原 9-1	054-664-1115
ヤマト運輸株式会社大井川センター	焼津市宗高 1 4 1 6-2	0570-200-000
西濃運輸株式会社藤枝支店	藤枝市下当間 6 6 5	054-644-5111
中部電力株式会社静岡支店	静岡市葵区本通 2-4-1	054-255-1111
中部電力パワーグリッド株式会社藤枝営業所	藤枝市青木 2 丁目 1 7-3 9	054-646-5711
KDDI 株式会社静岡支店	静岡市葵区黒金町 5 9-6 大同生命静岡ビル 3 階	054-255-0077
ソフトバンク株式会社静岡オフィス	静岡市駿河区南町 1 4-1 水の森ビル 1 0 階	(本社) 03-6889-2000
楽天モバイル株式会社静岡支社	静岡県静岡市駿河区南町 1 4-1 水の森ビル 6 階	(本社) 050-5846-8091
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	愛知県名古屋市中区栄 3-2 8-2 1 愛知建設業会館 5 階	052-261-3808

名 称	所 在 地	電 話
静岡県中小建設業協会	静岡市葵区黒金町 1 1-7 大樹生命静岡駅前ビル 1 2 階	054-252-8479
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町 8-8	03-6238-2111
マックスバリュ東海株式会社	浜松市東区篠ヶ瀬町 1 2 9 5-1	053-421-7000
ユニー株式会社稲沢本社	愛知県稲沢市天池五反田町 1	0587-24-8111
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8-8	03-6238-3711
株式会社ローソン静岡中央支店	静岡市駿河区南安部 3-9-1 ローソン 2 階	0120-01-3963
株式会社ファミリーマート静岡事務所	静岡市駿河区寿町 2 0-1 1	0120-01-7735
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	東京都千代田区 2-8-8	03-6238-3000

指 定 地 方 公 共 機 関

名 称	所 在 地	電 話
大井川土地改良区	島田市中央町 3 0-2	0547-37-7151
東海ガス株式会社	藤枝市青木 2-2 9-1	054-647-7154
一般社団法人静岡県 L P ガス協会 藤枝地区会	焼津市浜当目 1-1 2-1	054-627-0141
一般社団法人静岡県トラック協会 中部分室	榛原郡吉田町川尻 9 0 1-1	0548-32-6796
一般社団法人静岡県バス協会	静岡市葵区呉服町 1-2 0 呉服町タワー 2 F	054-255-9281
商業組合静岡県タクシー協会 志太榛原支部	焼津市栄町 2-9-2	054-628-2151
静岡放送株式会社	静岡市駿河区登呂 3-1-1	054-284-8950
株式会社テレビ静岡	静岡市駿河区栗原 1 8-6 5	054-261-6115
株式会社静岡朝日テレビ	静岡市葵区東町 1 5	054-251-3301
株式会社静岡第一テレビ	静岡市駿河区中原 5 6 3	054-283-8131
静岡エフエム放送株式会社	浜松市中区常盤町 1 3 3-2 4	053-457-1153
一般社団法人静岡県医師会	静岡市葵区鷹匠 3-6-3	054-246-6151
一般社団法人静岡県歯科医師会	静岡市駿河区曲金 3-3-1 0	054-283-2591
公益社団法人静岡県薬剤師会	静岡市駿河区馬淵 2-1 6-3 2	054-203-2023
公益社団法人静岡県看護協会	静岡市駿河区南町 1 4-2 5 エスパティオ 3 階	054-202-1750
公益社団法人静岡県病院協会	静岡市葵区追手町 4 4-1 静岡県産業経済会館 6 階	054-252-6326
公益社団法人静岡県栄養士会	静岡市駿河区八幡 1-1-4 東海整備ビル 4 階	054-282-5507
一般社団法人静岡県建設業協会	静岡市葵区御幸町 9-9 静岡県建設業会館 2 階	054-255-0234
富士山静岡空港株式会社	牧之原市坂口 3 3 3 6-4	0548-29-2000

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

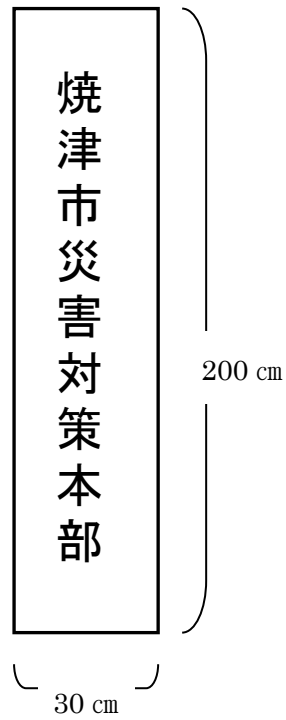
名 称	所 在 地	電 話
焼津市消防団	焼津市石津 7 2 8 - 2	054-623-2554
焼津市大井川左岸水防団	焼津市本町 2 - 1 6 - 3 2	054-626-1118
一般社団法人焼津市医師会	焼津市西小川 5 - 6 - 3	054-628-5202
一般社団法人志太医師会	藤枝市南駿河台 1 - 1 4 - 2	054-641-3385
一般社団法人焼津市薬剤師会	焼津市柵宜島 6 0 1 - 1	054-623-2345
一般社団法人藤枝薬剤師会	藤枝市駿河台 2 - 1 7 - 1 3	054-340-2145
焼津市歯科医師会	焼津市東小川 1 - 8 - 1	054-629-3338
焼津商工会議所	焼津市焼津 4 - 1 5 - 2 4	054-628-6251
大井川商工会	焼津市宗高 9 0 0	054-622-0393
大井川農業協同組合 焼津支店	焼津市焼津 4 - 9 - 2	054-626-6111
焼津漁業協同組合	焼津市城之腰 2 6 9 - 9	054-628-7112
小川漁業協同組合	焼津市小川 3 3 9 2 - 9	054-624-8130
大井川港漁業協同組合	焼津市飯淵 1 9 6 0	054-622-0415
焼津市建設工業会	焼津市栄町 5 - 9 - 3	054-627-3276
協同組合大井川建設業協会	焼津市宗高 9 0 0	054-622-0393
静岡県無線漁業協同組合	焼津市田尻 1 9 9 1 - 1	054-624-1376
焼津市自主防災組織	焼津市石津 7 2 8 - 2	054-623-2554

自 衛 隊

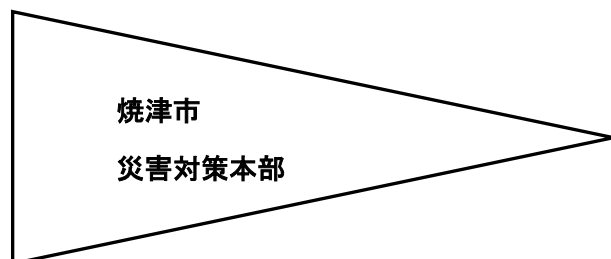
名 称	所 在 地	電 話
陸上自衛隊（板妻）第 3 4 普通科連隊 第 2 科	御殿場市板妻 4 0 - 1	0550-89-1310
海上自衛隊横須賀地方総監部	神奈川県横須賀市西逸見町 1 丁目無番地	046-822-3500
航空自衛隊（静岡基地） 第 1 1 飛行教育団司令部企画班	焼津市上小杉 1 6 0 2	054-622-1234

焼津市災害対策本部表示板、標旗

1 本部表示板



2 標旗（車両用）



職員動員計画

1 職員の配備体制

災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、本部長は災害の状況等に応じて本部設置前の体制（情報収集配備と事前配備の２段階）と本部設置後の体制（第１配備～第３配備の３段階）のいずれかをとるものとする。

なお、本部長は、災害の状況その他により必要があるときは、特定の部に対して配備体制の指令をすることができる。又特定の部に対して種別の異なる配備体制を指令することができるものとする。

2 情報収集配備・事前配備の手続き

（１）勤務時間内の場合

防災計画課長は、気象状況その他災害関連情報（以下「災害関連情報」という。）を判断して各部課に動員を指示する。

（２）夜間・休日の場合

防災計画課長は、志太消防本部情報指令課等から災害関連情報を収集し、その情報を判断して各部課に動員を指示する。

（３）前２号に関わらず、職員は、自らが覚知した場合は速やかに参集する。

（注）ただし、水防については、水防計画により河川課長が担当する。

3 本部設置・動員の手続き

（１）勤務時間内の場合

ア 防災計画課長は災害関連情報を収集・整理して、防災部長（防災部長に事故があるときには、総務部長、行政経営部長の順序による。以下同じ。）に報告する。

イ 防災部長は、市長に災害対策本部設置の要請をする。

ウ 市長は、要請を受け、危機管理監（前号イの要請をした部長。以下同じ。）に災害対策本部設置を指示する。

エ 市長の指示を受けて、危機管理監は、総務部長に職員動員を指示する。

オ 総務部長は、人事課長に職員動員を指示する。

（２）夜間・休日の場合

ア 防災計画課長は、志太消防本部情報指令課等から、災害関連情報を収集する。

イ 市宿直者は、市民からの災害に関する通報を防災計画課長に伝達する。

ウ 防災計画課長は、収集・伝達のあった災害関連情報を整理して、防災部長に報告する。

エ 防災部長は、市長に本部設置の要請をする。

オ 市長は、要請を受け、危機管理監に災害対策本部設置を指示する。

カ 市長の指示を受けて、危機管理監は、総務部長に職員動員を指示する。

キ 総務部長は、班別体制表に基づき各部長に職員動員を指示する。

4 動員人員

各課（班）では、あらかじめ配備体制別に配備する要員の氏名・電話番号を明記した配備体制表を作成しておくものとする。

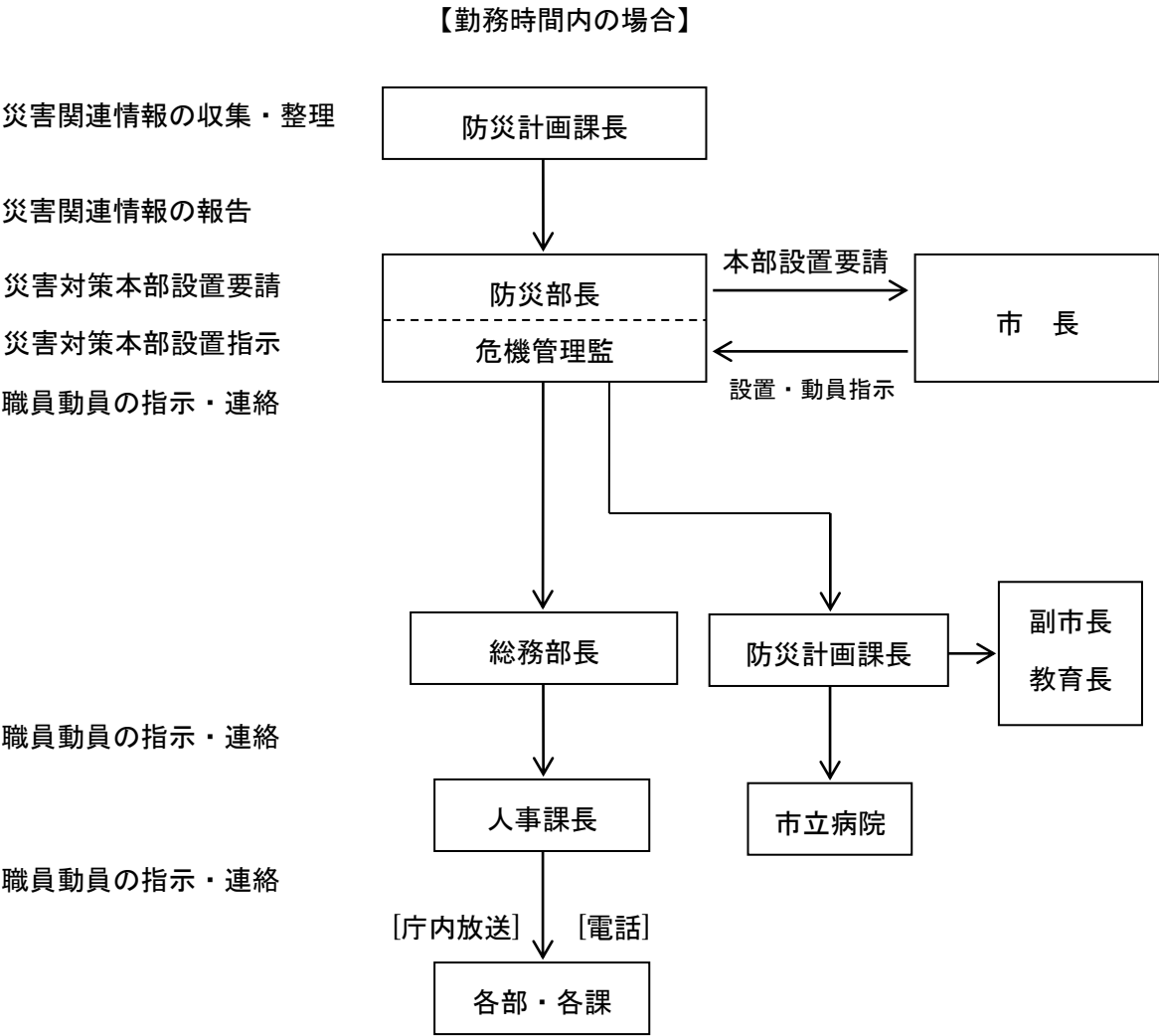
5 職員の服務

すべての職員は、本部が設置されたときは次の事項を遵守する。

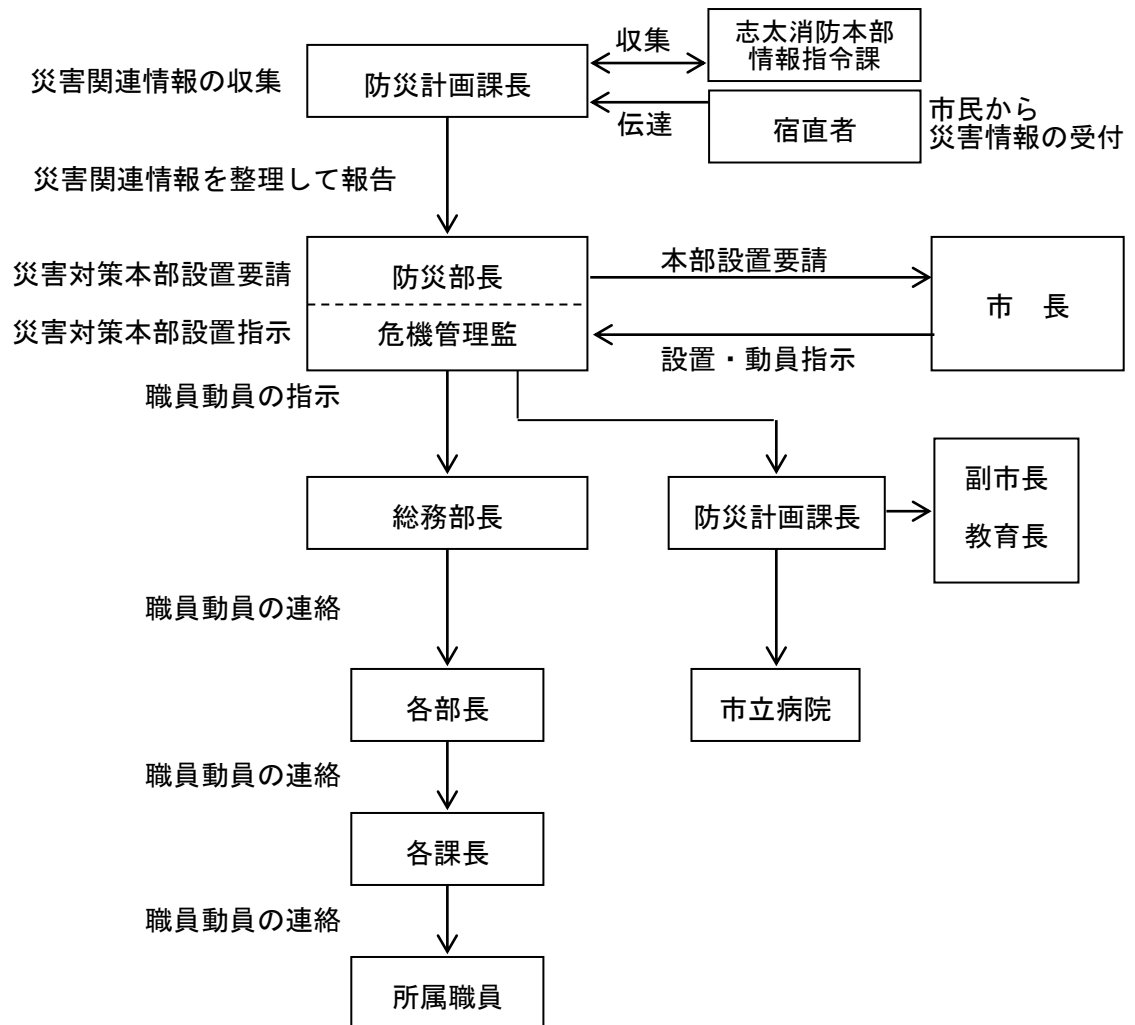
- （１） 配備についていない場合にも、常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- （２） 不急の行事、会議、出張等中止し、あらかじめ定められた場所に参集する。
- （３） 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- （４） 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡を取り、常に所在を明らかにする。
- （５） 自らの行動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。
- （６） 災害現場に出動する場合には、防災服・ヘルメット等を着用する。ただし、緊急の場合は、職員の身分証明書をもって代えることができる。

6 職員動員報告

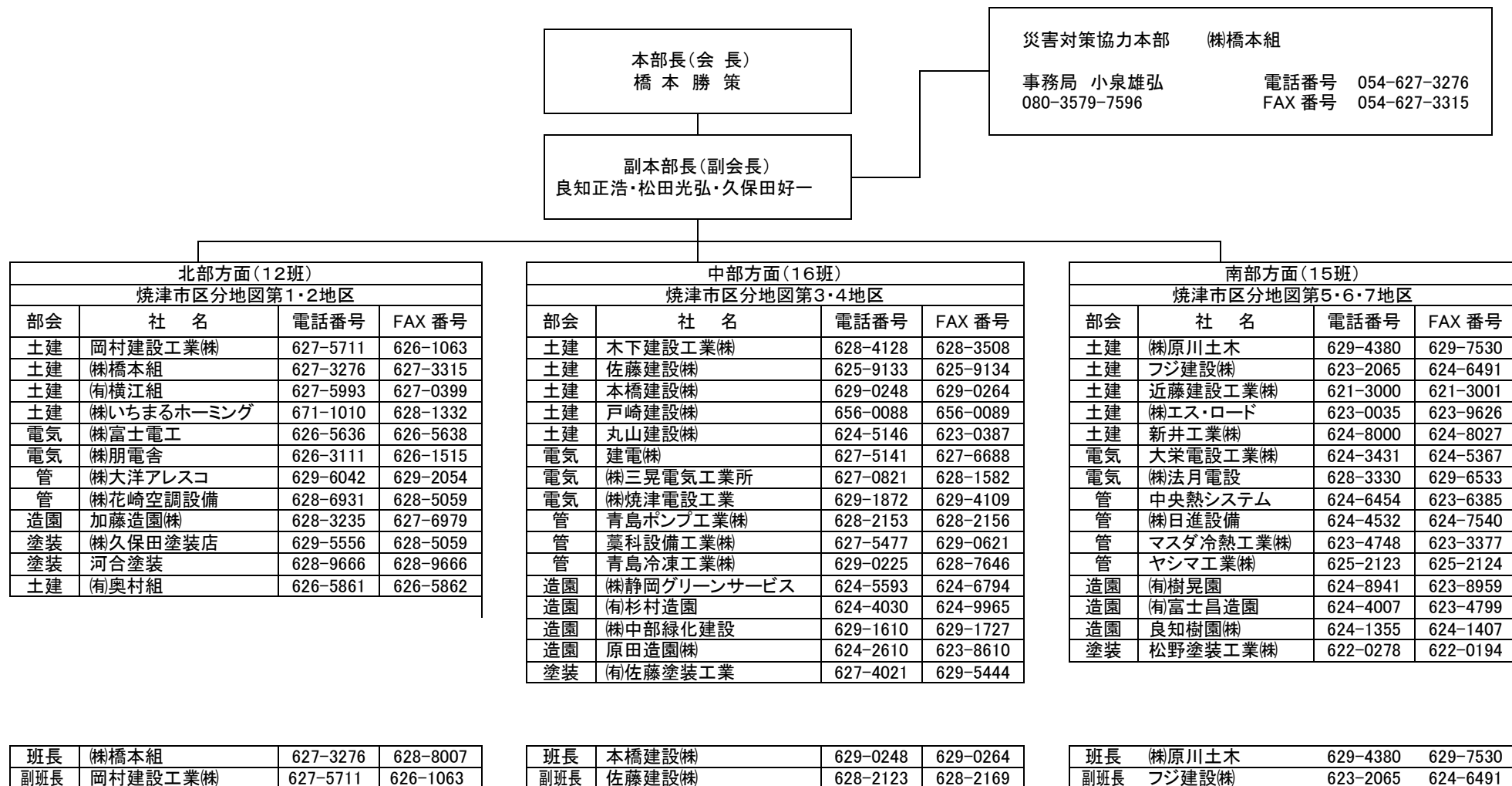
各課（班）は、所定の様式で動員配備状況を配備報告書にまとめ、本部に提出する。
人事班は、これを整理して本部長に報告する。



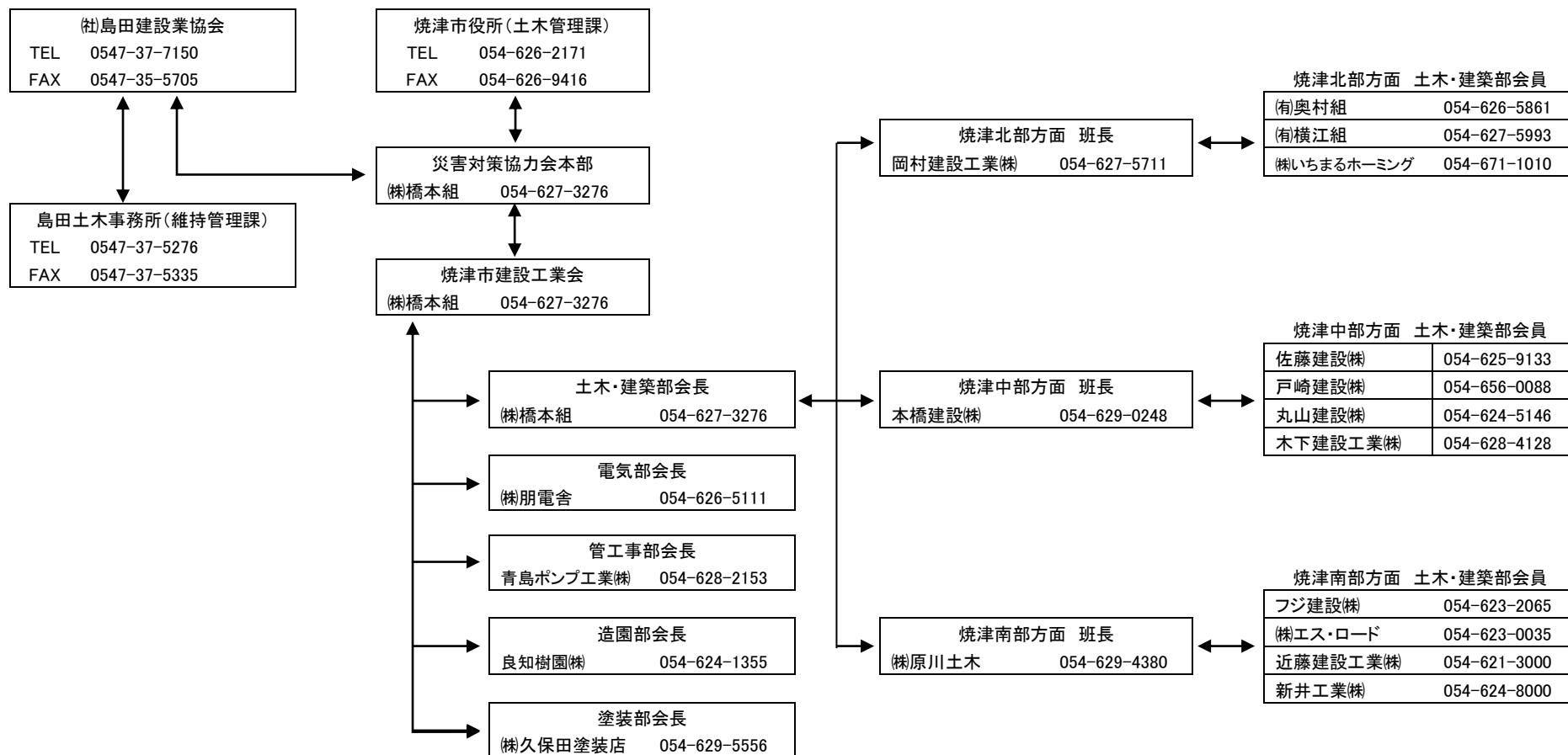
【夜間・休日の場合】



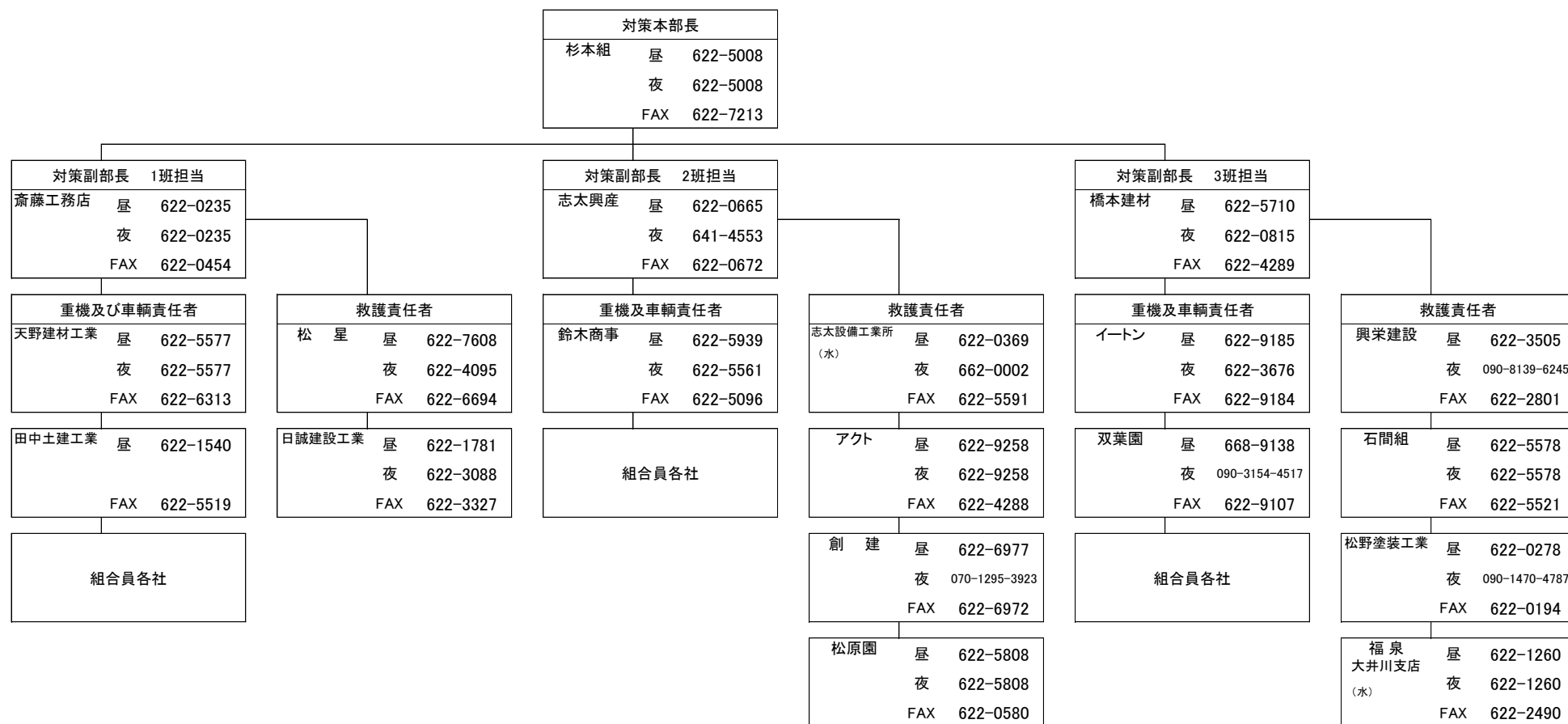
焼津市建設工業会地震等災害対策協力会本部組織編成表



建設工業会災害発生時における緊急連絡網



大井川建設業協会災害発生時における緊急連絡網



(水)・・・水道関係

気象注意報、警報等の種類及び発表基準一覧表

(静岡地方気象台 令和6年5月23日現在)

焼津市	府県予報区		静岡県	
	一次細分区域		中部	
	市町村等をまとめた地域		中部南	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	24
		土砂災害	土壌雨量指数基準	187
	洪水		流域雨量指数基準	小石川流域＝8.5、黒石川流域＝10.3、木屋川流域＝10.4、栃山川流域＝10.4、志太田中川流域＝6.8
			複合基準※	木屋川流域＝(11, 9.3) 栃山川流域＝(11, 9)
			指定河川洪水予報による基準	大井川[細島]、瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川[勝草橋・横内橋]
	暴風		平均風速	陸上：20m/s 海上：25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上：20m/s 雪を伴う 海上：25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ 10cm 山地：12時間降雪の深さ 20cm
	波浪		有義波高	6.0m
	高潮		潮位	1.5m
注意報	大雨		表面雨量指数基準	14
			土壌雨量指数基準	136
	洪水		流域雨量指数基準	小石川流域＝6.8、黒石川流域＝8.1、木屋川流域＝8.3、栃山川流域＝8、志太田中川流域＝5.4
			複合基準※	小石川流域＝(7, 6.8) 黒石川流域＝(7, 8.1) 木屋川流域＝(7, 8.3) 栃山川流域＝(11, 8) 志太田中川流域＝(7, 5.4) 瀬戸川流域＝(13, 31.3)
			指定河川洪水予報による基準	大井川[細島]、瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川[勝草橋・横内橋]
	強風		平均風速	陸上：12m/s 海上：15m/s
	風雪		平均風速	陸上：12m/s 雪を伴う 海上：15m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	3.0m
	高潮		潮位	1.1m
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	陸上：100m 海上：500m
	乾燥		最小湿度 30%で、実効湿度 50%	
	なだれ		1. 降雪の深さが 30cm 以上であった場合 2. 積雪が 40cm 以上あって最高気温が 15℃以上の場合	
	低温		冬期：最低気温－4℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm

※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

被害程度の認定基準

	被害項目等	認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、1月未満で治癒できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの独立した建物
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元しえない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものであるとする。
	一部損壊	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものであるとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊または半壊の被害のみを記入する
	公共建物	公用または公共の用に供する建物とする。（役場庁舎、地域交流センター、公立保育所等）
	その他	公共建物以外の建物（倉庫、土蔵、車庫等）
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没	田の例に準じて取り扱う
	畑の冠水	

	被害項目等	認定基準
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
発火災	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。	
被害金額	県庁内各課は次の施設等について被害金額を報告する。	
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象とする施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

	被害項目等	認定基準
被害金額	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、地域交流センター、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については当面、被害見込み額とし、確定し次第、査定済額を報告する。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害速報(随時)

(県危機対策課)

1 人的被害

2 住家被害

3 その他の被害

非住家・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾
 漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信
 船舶・その他()

の被害
(該当項目に○印)

供覧									
情報源	住民	消防団		自主防		確認	確認済(どこで)		警察
	その他()						未確認	その他	
市町名			調査者	課	発信者		発信時間	月	日
	第	号						時	分
方面本部名			受信者		発信者		発信時間	月	日
	第	号						時	分
本部	第 号		受信者		受信時間	月 日		時 分	
件 名			(第 報) 月 日 時 分現在						
発生	日 時								
	場 所								
	原 因								
状 況									
(人的被害) ・ 被害者の住所氏名 ・ 年令等 (住家被害) ・ 居住者名 ・ 避難状況等 (その他の被害) ・ 路線、河川名 ・ 被災延長、崩土量 ・ 規制内容 ・ 復旧見込等									
死 者	行方不明	負 傷 者		全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
人	人	重傷	人	棟	棟	棟	棟	棟	
		軽傷	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
		計	人	人	人	人	人	人	
この情報は		警第 号 その他 ()		で記者発表 済			未 発 表		

災害定時及び確定報告書

(県危機対策課)

様式第4号

供 覧																		
<u>被害報告受信簿</u>										整理 検印 報告								
(市町村 第 報) 月 日 時 分現在																		
発信者		市 町 方面本部 機 関				受信者				受信時刻		月 日 時 分						
災 害 発 生 の 日 時				月 日 時 分														
災 害 発 生 の 場 所				市 町 村														
災害対策本部設置状況				開設 月 日 時 分					廃止 月 日 時 分									
区 分				件 数		備 考		区 分				件 数		備 考				
人 的 被 害	負 傷 者	死 者		人		そ の 他	崖 ぐ ず れ		箇所		火 災 発 生	建 物		件				
		うち災害関連死者		人			鉄 道 不 通		箇所			危 険 物		件				
		行 方 不 明 者		人			被 害 船 舶		隻			そ の 他		件				
		重 症		人			水 道		戸			公 立 文 教 施 設		千円				
		軽 症		人			電 話		回線			農 林 水 産 業 施 設		千円				
住 宅 被 害	全 壊			棟			火 災 発 生	電 気		戸		公 共 土 木 施 設		千円				
				世帯				ガ ス		戸		その他の公共施設		千円				
				人				ブロック塀等		箇所		小 計		千円				
	半 壊			棟				り 災 世 帯 数		世帯		り 災 者 数		人				
				世帯				火 災 発 生		建 物		件		公共施設被害市町村数		団体		
				人				危 険 物		件		被害総額		千円				
	一 部 損 壊			棟				農 産 被 害		千円		避 難 勧 告 指 示 の 状 況		地 区 数		箇所		
				世帯				水 産 被 害		千円		避 難 場 所		箇所				
				人				商 工 被 害		千円		避 難 人 数		人				
	床 上 浸 水			棟				そ の 他		千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数		人		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間		
				世帯		公 立 文 教 施 設		千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数		人		災 害 対 策 本 部 廃 止 時 間				
				人		農 林 水 産 業 施 設		千円		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 廃 止 時 間				
床 下 浸 水			棟		公 共 土 木 施 設		千円		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 廃 止 時 間					
			世帯		その他の公共施設		千円		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 廃 止 時 間					
			人		小 計		千円		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 廃 止 時 間					
そ の 他	田	流 出 ・ 埋 没		ha		被 害 総 額		千円		避 難 勧 告 指 示 の 状 況		地 区 数		箇所				
		冠 水		ha		避 難 場 所		箇所		避 難 人 数		人						
	畑	流 出 ・ 埋 没		ha		消 防 職 員 出 動 延 人 数		人		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 廃 止 時 間				
		冠 水		ha		消 防 団 員 出 動 延 人 数		人		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 廃 止 時 間				
	学 校		箇所		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間					
	病 院		箇所		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間					
	道 路		箇所		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間					
	橋 り よ う		箇所		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間					
	河 川		箇所		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間					
	港 湾		箇所		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間					
	砂 防		箇所		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間					
	清 掃 施 設		箇所		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間				災 害 対 策 本 部 設 置 時 間					



災害時において優先的に利用できる無線通信施設

機関名	局名	局種	周波数帯	通信所在地	事務所名	電話番号
焼津警察署	焼津	固	V H F	焼津市道原 7 2 3	焼津警察署	6 2 4 - 0 1 1 0
静岡鉄道	静鉄焼津	基・移	V H F	藤枝市岡部町内谷 7 0 0 - 1	岡部営業所	6 2 8 - 5 1 3 5
日本通運株式会社	日通焼津	基	V H F	藤枝市小石川町 3 丁目 2 0 - 1	日通焼津支店	6 4 1 - 3 3 3 0
	日通焼津	通	V H F	焼津市宗高 1 0 9 5 - 1	日本通運大井川物流センター	6 6 2 - 1 7 6 9
東海ガス株式会社	東海ガス本社	基	V H F	焼津市塩津 7 4 - 3	東海ガス株式会社	6 2 8 - 7 1 5 1
静岡県超短波漁業無線協会	静岡県	漁業用	2 7 MHz	焼津市田尻 1 9 9 1 - 1	静岡県超短波漁業無線協会	6 2 4 - 1 3 7 6
スルガ銀行株式会社	駿河銀行焼津	基	V H F	焼津市東小川 1 丁目 3 番 2 3 号	スルガ銀行焼津支店	6 2 8 - 2 1 6 5

災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害時、被災地域において安否が分からない者（以下「安否不明者」という。）が多数発生することが予想されるが、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するためには、被災者を早期に特定する必要がある。

安否不明者については、情報の確度が低い状況にあっても、敢えて県がその氏名等を公表することによって、多数の安否情報が得られ、安否不明者の絞り込みが期待できる。これによって、被災者に係る情報の確度が高まり、人命救助活動の効率化が図られる。

このため、災害時における安否不明者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合には、市町等と連携の上、この方針に基づき、安否不明者の氏名等を迅速かつ円滑に公表する。

2 公表の目的

安否不明者を絞り込み、被災者を早期に特定するとともに、自衛隊・海上保安庁・警察等（以下「関係機関」という。）及び消防等による搜索活動や救助活動の効率化を図ることにより、被災後の生存率が高い期間内（概ね72時間以内）での一刻も早い人命救助につなげることを目的とする。

また、実際は無事でありながら安否不明となっている者を減らすことにより、家族等の心配の軽減につながる事となる。

3 安否不明者の定義

安否不明者とは、「災害が発生した地域に居住又は滞在していたと思われる者のうち、災害発生後の一定時点において連絡が取れない者」（本人から家族・市町等に連絡できない場合、または、家族・市町等から本人に連絡しても返信がない場合のいずれかに該当する者）とする。

- （例）・災害が原因で自分の安否を伝えることができない状態となっているため、連絡が取れない者
・いずれかの場所に避難しているが、電話や伝言等の連絡手段を失っていて連絡が取れない者
・旅行や仕事等により外出していて何らかの理由で連絡が取れない者

（参考）府政防第972号、消防災第132号（令和3年9月）

通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」

「安否不明者とは、行方不明者となる疑いのある者」とする。

「行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

4 公表主体

① 住民基本台帳などに基づいて市町が把握した安否不明者の氏名等について、市町が名簿を作成し、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

② 関係機関が安否不明者の情報を把握した場合は、県が情報提供を受け、公表する。

市町は県が公表した情報を共有する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

5 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）を公表する。

年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限って公表する。

（理由）住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

（２）公表しない場合

- ア 被災したことが明らかであり、搜索対象場所が特定されているなど行方不明であることが高い確度で判明している場合
- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合
- ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

6 公表時期の目標

被災後72時間が人命救助に極めて重要な期間であることを踏まえ、公表は発災後概ね48時間以内を目標（目安）とする。

なお、安否情報を円滑に収集するため、公表予定時刻の一定時間前（約6～12時間前）までに、報道機関等に対し、公表の時期を予告するとともに、安否情報の伝達の必要性について、報道を通じて呼びかけてもらえるよう要請する。

（公表時期の早期化は、無事が確認されている者も誤って公表してしまい、後に苦情が出るおそれがあるが、公表の効果を理解し、早期の公表に努める。）

7 公表した情報の活用

公表した情報については、被災して所在が分からない者の搜索活動や救助活動、避難場所や避難所の設置運営、支援物資の調達などの応急対策に活用する。

必要に応じ、被災した範囲内において住戸情報と安否不明者情報を相互に結び付けることにより、搜索マップを作成する。

8 公表までの作業

安否不明者に関する情報については、市町が収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、公表後の安否情報を受け付ける連絡先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を定めた上で、以下のとおり作業を進める。

- ① 市町は、災害発生後、人的被害状況を一定程度把握できたとき、または、遅くとも発災から24時間以内に、住民基本台帳又は地図情報に基づき、被災したとみられる地域の住民の名簿作成に着手する。
- ② 県は、災害状況から見た必要性に応じて、電子的地理情報やドローン撮影情報等を活用して、被災したとみられる地域と住戸の範囲を明示する。
- ③ 市町は、市町及び消防等、市町の関係機関に寄せられた安否不明者情報を名簿に追加する。
- ④ 県及び市町は、住民基本台帳では確認できない安否不明者を把握するため、関係機関に対し、通報のあった安否不明者の情報を提供するよう依頼する。
- ⑤ 市町は、個人情報保護を要する者（公表しない場合に該当する者）を確認し、該当者がいた場合は、名簿から除外する。
- ⑥ 市町は、市町職員のほか、被災したとみられる地域の自治会役員や近隣住民等からの情報及び避難者（避難施設の入所者）の情報等に基づき、安否が確認できている者を名簿から削除する。
- ⑦ 市町は、自らが把握した安否不明者と関係機関から情報提供のあった安否不明者について、重複している者を確認した上で、重複者を市町の名簿に掲載する。
- ⑧ 名簿掲載者については、家族等が公表を明らかに拒んでいる場合を除き、同意は得ないこととしてやむを得ない（同意を得ることは作業上困難）。

- ⑨ 市町は、とりまとめた名簿を県に送付する。旅行者など市町を特定できない安否不明者については、県が関係機関から情報提供を受ける。
- ⑩ 発災から48時間以内に、県は、市町から提供を受けた情報と関係機関から提供を受けた情報の内容を精査・確認し、市町・関係機関と公表方法を調整した上で、公表する。公表する対象者が多数で全員分の名簿を整備する時間的な余裕がない場合は、把握分から先行して順次公表する。
- ⑪ なお、公表時期について、作業の進捗状況を見つつ、事前に概ねの日時と、その時点の安否不明者数を公表する。これにより、積極的な情報提供を促す。

9 公表及び追加情報の受付方法

(1) 公表の方法

県及び市町が各ホームページに名簿を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

名簿の内容に変更・追加があった場合は、市町は内容を更新して県に送付する。県は、関係機関についても同様に、情報提供を受ける。

県は更新後の名簿をホームページに掲載（差し替え）するとともに、報道機関に資料提供する。

(2) 情報収集の方法

公表する際、県・市町・関係機関の安否情報受付先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を公示して、情報提供者の便に資するなど円滑な情報収集・情報集約に努める。

10 安否が確認できた場合の取扱い

氏名等の公表により安否（無事又は行方不明、死亡）が確認できた者については、安否の結果情報は公表せず、その都度、名簿から氏名等の情報を削除する。

無事の場合は、公表の目的に鑑み、無事であることを公表する必要はない。

（仮に公表するとした場合は、本人の同意を得る必要があるが、同意を得ることに労力を費やすことで、優先すべき災害対応業務に支障をきたすため）。

死亡・行方不明の場合、その者の氏名等の公表は別に定める方針に基づいて行う。

なお、安否情報の提供等に関する取扱いについては、公表とは別の対応として、災害対策基本法第86条の15の規定に留意する。

11 公表期間

公表後、概ね1週間を経過しても安否不明の状況が継続し、行方不明者と判断された場合には、安否不明者としての氏名等の公表は終了し、行方不明者の氏名等の公表の取扱いに切り替える。

【参考】

1 関連法令等

(1) 静岡県個人情報保護条例（条例第58号）

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第6条（取得の制限）第2項 第3号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第11条（利用及び提供の制限）第2項 第4号

「（抜粋）本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第2項では「（抜粋）本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

(2) 災害対策基本法

第86条の15（安否情報の提供等）第1項

「（抜粋）知事又は市町村長は、災害の被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。」

2 熱海市伊豆山土砂災害の事例

7月5日早朝（災害発生から約44時間後）、県が熱海市と協議し、安否不明者の公表方針を決定。市、警察が該当者の名簿作成に着手。

被災したとみられる地域の住民の名簿作成に当たっては、住宅地図ではなく、住民基本台帳を活用して、地番から住民を抽出して名簿を作成した。

その後、被災地域の町内会長等を市役所に呼んで安否情報を聞き取った。併せて、市が住民基本台帳の閲覧制限等の情報を確認し、ドメスティックバイオレンス等による個人情報保護を要する者を特定した。

住民基本台帳からの抽出作業は数時間を要したが、膨大な作業にはならなかった。

市が把握した住民基本台帳による名簿と警察が把握した通報情報による名簿の照合作業については警察が行った。

名簿作成後の公表に当たっては、市は家族等の同意は取らなかった（同意を得ることを条件とすると、迅速な公表は困難）が、警察では、届出を受理した者について、関係法令に基づき、届出人の意思等を確認した上で、公表する氏名を県に提供した（警察情報は親族等からの届出によるものであり、届出人の意思等を確認する必要があるほか、公表の妥当性について確認を必要としたため）。

7月5日20:30（災害発生から約58時間後）、県が、市把握分64名の氏名等を公表。7月6日13:15（約74時間後）、県と警察が共同で警察把握分5名の氏名等を公表した。

公表後は、続々と安否情報が入り、7月6日までに41名の安否が判明した。市、警察が用意した受付用電話は混乱（輻輳）することはなく機能した。

市の名簿には2名の追加があり、安否不明者として氏名等が公表された者は計71名となった。その後の安否判明により、行方不明となった被災者は27名に特定された。

3 事前準備（あらかじめの備え）

(1) 基本的事項

熱海市の事例では、公表をあらかじめ予定していなかったもので、公表決定後、手探りの作業となった。本方針において、手順や留意点も示しているため、それらを参考にし、安否不明者の氏名等公表の訓練を行うことが求められる。

(2) 個別事項**ア 市町における個人情報保護の取扱いの確認**

公表は県が主体的に行うものとするが、市町は、各々の個人情報保護条例等の内容を確認する必要がある。

イ 安否情報受付用連絡先の設置

住民等からの安否情報連絡を受け付ける電話（番号・回線）やメールアドレス等の連絡先を用意する必要がある。

ウ 大規模災害を想定した事前準備

南海トラフ地震等の大規模災害を想定した被災地域の住民名簿の作成、安否不明者の抽出などの方法を検討する必要がある。

災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）

1 公表の趣旨及び目的

安否不明者の氏名等を公表して概ね 1 週間を経過しても、安否情報が得られない場合は、一時的に連絡が取れないのではなく、その者は被災した可能性がきわめて高いことから、行方不明の状況にあると推定される。

効率的な搜索・救助活動を継続するため、安否不明者を行方不明者に切り替えて、氏名等を公表する。

なお、災害によっては、安否不明者が存在せず、早期に行方不明者が特定されることも想定されるが、この場合も搜索・救助活動の効率化につなげるため、この方針に基づき、市町と調整の上、行方不明者の氏名等を公表する。

2 行方不明者の定義

行方不明者とは「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

（消防庁災害報告取扱要領（平成 24 年 3 月消防応第 49 号）による）

3 公表主体

行方不明者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となっていくことを原則とする。

4 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）とする。年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限り公表する。

（理由）住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

（2）公表しない場合

ア 行方不明者の搜索場所が特定されているなど、公表が人命救助活動に資することがないと判断される場合

イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者などの場合

ウ 本人の権利利益を不当に侵害するおそれが認められる場合

エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

5 公表した情報の活用

公表した情報については、対象者の搜索活動や救助活動などの応急対策に活用する。

6 公表の時期・期間

安否不明者として概ね 1 週間を経過するなどの理由により行方不明者と判断された時点から公表する。安否不明者としての公表がなかった場合は、行方不明者と特定した時点で公表する。

所在が明らかになった場合は行方不明者としての公表は終了する。

行方不明が長期に及んだ場合、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。(状況によって延長も可とする。)

7 公表までの作業

安否不明者を公表した場合は、市町と協議の上、安否不明者名簿の表題を「行方不明になられた方」に切り替えて行方不明者名簿とし、県のホームページで公表するとともに、報道機関に提供する。

安否不明者の公表がなかった場合、市町はその都度名簿を作成し、安否不明者の公表作業に準じて行うものとする。この際、家族等の明確な拒否がないことを確認する(災害対応等の業務負担が大きく、優先すべき災害対応事務に支障をきたすため確認作業ができない場合を除く)。

市町は、行方不明者の情報を県に提供し、県は、その内容を精査・確認して公表する。

市町を経由せず、関係機関から直接県に情報提供があった場合は、県は名簿を作成するなど、対象者を精査・確認して公表する。

内容に変更があった場合は、随時、県は市町・関係機関から連絡を受け、名簿を更新してホームページ及び報道機関に資料提供する。

8 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等(複数の場合は名簿)を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

9 行方不明情報の収集・集約

行方不明者に関する情報の連絡先は、県・市町・関係機関の安否情報受付用電話番号等をそのまま活用する。

10 所在が明らかになった場合の公表の可否

無事が確認できた者の情報は公表しないが、死亡の場合は、死亡者の氏名等(複数の場合は名簿)の公表の取扱いによるものとする。

【参考】

1 関連法令等

(1) 防災基本計画（国）

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

(2) 消防庁災害報告取扱要領（平成 24 年 3 月消防庁第 49 号）

行方不明とは、「当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの」。また、次の場合で、死体が見つからないときは「行方不明者」として計上する。

ア 戸籍法第 86 条に基づく死亡届が提出されたもの

イ 戸籍法第 89 条に基づく官公署から市町村長に報告があったもの

ウ 民法第 30 条に基づく家庭裁判所による失踪宣告がされたもの

エ 災害弔慰金支給法第 4 条に基づく死亡推定

オ 警察において、当該災害で行方不明との相談・受理をしているもの

カ 住民からの情報提供等により市町村等において行方不明として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(3) 行方不明者発見活動に関する規則（平成 21 年 12 月国家公安委員会規則 13 号）

第 2 条 第 1 項

「行方不明者とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であつて、第 6 条第 1 項の規定により届け出がなされたもの」

(4) 戸籍法

第 89 条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律（法律第 82 号）

第 4 条（災害による死亡の推定）

「災害の際現にその場にいられた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。」

(6) 静岡県個人情報保護条例（条例第 58 号）

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第 6 条（取得の制限）第 2 項 第 3 号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第 11 条（利用及び提供の制限）第 2 項 第 4 号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第2項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害による死亡者の情報については、国の防災基本計画において、市町村・関係機関が把握している人的被害の「人数」を都道府県が一元的に集約し、調整を行うものとされているが、死亡者の「氏名等の公表」に関する法令や基準は存在しない。

また、個人情報保護条例については、死者に適用される規定がない。

このため、県は、災害時における死亡者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合は、この方針に基づき、市町等と連携の上、災害による死亡者の氏名等を公表する。

2 公表の目的

災害による住民の死亡情報は、被災地域において、自主防災活動や連帯感・コミュニティ維持の観点から重要であり、公表により地域住民の情報共有や生活支援に資することとする。

また、安否不明者や行方不明者の氏名等を公表した場合は、住民に広く情報提供を求める中、死亡者の氏名等についても、各不明者の情報と一体的・継続的に公表することで、効率的で円滑な搜索活動や救出救助活動につなげる。

さらに、死亡者が多数の場合は、公表により死亡の事実を明確にし、情報管理上の正確性を確保する。

3 死亡者の定義

死亡者とは、「市町が、災害が原因で死亡したと認定した者」とする。

災害関連死として認定した者は、公表の対象とはしない。ただし、時期や人数、原因等の状況によっては、公表の対象とする場合もある。

（参考）消防庁災害報告取扱要領；平成 24 年 3 月消防応第 49 号

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者

4 公表主体

死亡者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となっていくことを原則とする。

5 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護の考え方に準じ、かつ、遺族が承諾した範囲内で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）、年齢を公表する。

なお、死亡確認日及び災害死亡認定日は名簿には掲載しないが、公表して差し支えない。

（2）公表しない場合

- ア 災害の規模や該当者の被災状況、人数などにより、明らかに公表の趣旨・目的に適さない場合
- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合
- ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合
- エ 遺族が公表を承諾しない場合

なお、遺族がいない場合又は遺族と連絡が取れない場合は、公表によって縁者が名乗り出る可能性があることを考慮し、公表する。

6 公表した情報の活用

公表した情報については、安否不明者や行方不明者の把握・確認、搜索活動や救出救助活動、被災者支援などの応急対策に活用する。

7 公表の時期

市町が災害による死亡を認定した場合、その都度、公表する。

なお、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。

災害発生から3ヶ月経過後に死亡が認定された場合は、その認定による氏名等の公表から3ヶ月以内とする。

8 公表までの作業

心肺停止者が発見された後、医師による検案及び警察等による検視を行う。

その後、災害が原因で死亡したことを市町が認定する。なお、市町による災害死亡認定の時点では、遺体の状態から死亡者が誰であるか特定できない場合がある。

警察等による鑑定作業により死亡者の身元が判明した場合は、市町は遺族に対し、氏名等の公表について承諾を得る。

市町は、死亡者の情報を県に提供（複数の場合は死亡者の名簿を作成して県に送付）し、県は内容を精査・確認する。

県、または、県と市町が共同で死亡者を「亡くなられた方」として公表する。

なお、安否不明者・行方不明者の氏名等を公表しなかった場合、死亡者の氏名等の公表については、災害の状況等に応じ、県と市町等が調整した上で個別に検討し、是非を判断する。

9 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

【参考】**1 防災基本計画（国）**

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

2 死者の個人情報保護

個人情報保護条例(条例第58号)による個人情報は、死亡者には適用されない。ただし、遺族の個人情報は保護されなければならないことから、死亡者の情報については、遺族の意思を尊重する必要がある。(県法務文書課)

3 戸籍法

第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」

災害救助法発令焼津市適用基準

市人口 136,845人（令和2年 国勢調査）

対象災害の種類

暴風、豪雨、地震、津波、その他異常な自然現象の外に、大規模な火事又は爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等があり、同一災害の被害程度に基づき法適用を決定する。

例外として次の場合は社会的混乱の同一性があれば一つの災害とみなす。

ア 同時又は相接近して異なる原因による災害

イ 時間的に接近して、市内の別の地域での同種又は異なる災害

適用基準

- 1 市区域内において、100世帯以上の住家が滅失したとき。（施行令第1条第1項第1号適用）
- 2 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市の区域内の人口に応じ、前記1の半数以上の世帯の住家が滅失したとき。（〃 第2号適用）
- 3 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合であって、市区域内の被害世帯数が多数であるとき。（〃 第3号前段適用）

「多数」とは概ね5世帯以上とし、市内の被害が特に援助を要する状態であると判断されたとき

- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（〃 第3号後段適用）

「特別の事情」とは次の2つの場合

- ①生活必需品等の給与に特殊の補給方法を必要とする場合
 - ②救出について特殊の技術を必要とする場合
- 5 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。（〃 第4号適用）
 - ①多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合
 - ②特殊の補給方法又は特殊の救出技術を必要とする場合

災害救助法費用限度額

救助の種類	対 象	費用の範囲	費用の限度額	期 間	特別基準	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受ける恐れがある者	設置維持及び管理のための経費 1 賃金職員雇上費 2 消耗品器材費 3 建物(器物)使用謝金 4 借上費 5 購入費 6 光熱水費 7 仮設便所等の設置費	・基本額 1人1日当り 340円以内 ・高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出可能	災害発生から7日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	期間延長	・限度額は市町村全体で調整可能 ・輸送費は別途計上 ・仮設便所、仮設風呂、間仕切等のリース可 ・収容する者は居住地の有無には関係ない ・旅館、ホテル等の借上も可能(県との協議要)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	設置維持及び管理のための経費 1 賃金職員雇上費 2 消耗品器材費 3 建物(器物)使用謝金 4 借上費 5 購入費 6 光熱水費 7 仮設便所等の設置費	・基本額 1人1日当り 340円以内 ・高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出可能	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の給与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	期間延長	・限度額は市町村全体で調整可能 ・輸送費は別途計上 ・仮設便所、仮設風呂、間仕切等のリース可 ・収容する者は居住地の有無には関係ない ・旅館、ホテル等の借上も可能(県との協議要)
応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】	住家が全壊・全焼・流失し居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯)	1 原材料費 2 労務費 3 付帯設備工事費 4 輸送費及び建築事務費等の一切の経費	(規模) 実施主体が地域の実状・世帯構成等に応じて設定 (限度額) 1戸当り 6,775,000円以内 (集会施設) 50戸以上設置の場合に設置可能 50戸未満の場合でも小規模施設を設置可能(厚生労働省と協議)	・災害発生から20日以内に着工 (内閣総理大臣協議で延長あり) ・供与期間2年以内	限度額の引き上げ 着工期間の延長	・該当者の選考については選考委員会等により適正に実施することも一つの方法である ・収容する者は居住地の有無には関係ない ・原則公用地を利用 ・「福祉仮設住宅」を設置できる
応急仮設住宅の供与 【賃貸型応急住宅】	住家が全壊・全焼・流失し居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯)	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等貸主又は仲介業者との契約に必要な費用	(規模) 実施主体が地域の実状・世帯構成等に応じて設定	・災害発生から速やかに借り上げ ・供与期間2年以内	限度額の引き上げ	・該当者の選考については選考委員会等により適正に実施することも一つの方法である ・収容する者は居住地の有無には関係ない
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家が被害を受け又は災害により現に炊事のできない者 3 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者 4 社会福祉施設の入所者(施設自らでは調理することができない状況の場合)	1 主食費 2 副食費(品目、数量については制限なし) 3 燃料費 4 雑費 5 料理済食品購入費等	1日1人当り 1,230円以内	災害発生から7日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	期間延長	・現物給与 ・1日3食で計算 ・学校給食法に基づく、小中学校への学校給食は非対象 ・被災者分に限られ、救助作業に従事する者は対象外

救助の種類	対 象	費用の範囲		費用の限度額			期 間	特別基準	備 考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事用の水に限る)	水の購入費 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上げ、修繕及び燃料の経費 薬品及び資材の経費		当該地域における通常の実費			災害発生から7日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	期間延長	・給食のため特別な備品購入の際は救助完了後に換金処分必要 ・輸送費、人件費は別途計上 ・市を含む一部事務組合からの購入費は非対象
被服・寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	1 住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水等で生活上必要な日用品等を喪失し、日常生活を営むことが困難な者 2 生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 3 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 被服 2 寝具 3 身の回り品 4 日用品 5 炊事用具、食器 6 光熱材料		1 夏期(4～9月)冬期(10～3月)の季別は災害発生日を以て決定する 2 下記金額表の範囲内			災害発生から10日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	1 期間延長 2 季別変更 3 限定額引き上げ	1 現物給付に限る 2 事前購入した給与品を払出した場合は、当該地域における時価をもって精算する。
	区 分	季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上は1人増すごとに加算	
	全壊・全焼・流失	夏期(4月～9月)	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円	
		冬期(10月～3月)	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円	
	半壊・半焼・床上浸水	夏期(4月～9月)	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円	
		冬期(10月～3月)	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円	
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護		1 救護班…使用した薬剤治療材料等実費 2 病院・診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者…当該地域における協定料金の額以内			災害発生から14日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	期間延長	1 原則として救護班により行われる応急的な医療が対象であり、医療機関における医療は保険診療等で行う。ただし、真にやむを得ない場合は医療機関での応急的な医療に限り法による医療対象とする途もある。 2 患者輸送費は別途計上 3 医療を必要とするに至った原因を問わない 4 患者自身の経済的能力の如何を問わない 5 被災者のみに限定されない
助 産	災害発生日以前又は、以後7日以内に分娩した者で、災害のための助産の途を失った者(死産、流産を含み、現に助産を要する状態にある者)	1 分娩の介助 2 分娩前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料		1 救護班…使用した衛生材料等の実費 2 助産師…慣行料金の100分の80以内の額			分娩した日から7日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	期間延長	・妊娠等の輸送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	借上費、購入費 修繕費 燃料費		当該地域における通常の実費			災害発生から3日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	期間延長	1 賃金職員雇上費及び輸送費は別途計上 2 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う

救助の種類	対 象	費用の範囲	費用の限度額	期 間	特別基準	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、雨水の進入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある者 2 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理ができない者 3 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（焼）した者	修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費等	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分 1 世帯当り 1 半壊、半壊又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の進入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある世帯 50,000円以内 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り 2 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 3 半壊又は半焼に準ずる程度（損害割合 10%以上 20%未満）の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	1 災害発生の日から 10 日以内 2、3 災害発生の日から 3 ヶ月以内（国の災害対策本部が設置された場合は 6 ヶ月以内） （内閣総理大臣協議で延長あり）	期間延長	1 合成樹脂シート、ロープ、土のう等（対象 1） 2 現物支給（対象 2、3） 3 所得証明等により客観的に資力が無いことを確認する 4 全壊認定の住家や床上浸水のものとは含まれない 5 同一住家に 2 以上の世帯が居住している場合は、1 世帯とみなす 6 アパート等で 1 室 1 世帯のものは各室を 1 戸とみなす
学用品の給与	住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水等で学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	教科書、教材	教育委員会が承認している資材を供与するための実費	災害発生から 1 ヶ月以内 （内閣総理大臣協議で延長あり）	期間延長	・入進学時には実情に応じ支給する ・特別支援学校等を含む（幼稚園、専門学校生、大学生は非該当） ・特別な事情が無い限り、転出者へ給与する必要は無い
		文房具、通学用品	小学校児童 1 人当り 4,800円以内 中学校生徒 1 人当り 5,100円以内 高校学校生徒 1 人当り 5,600円以内	災害発生から 15 日以内 （内閣総理大臣協議で延長あり）		
埋葬	災害の際死亡したものを対象にして実際に埋葬を実施する者	棺（付属品を含む）、埋葬（火葬）料、これに伴う輸送費賃金、職員雇上費、骨つぼ及び骨箱	1 体当り・・ 12 歳以上 219,100円以内 12 歳未満 175,200円以内	災害発生から 10 日以内 （内閣総理大臣で延長あり）	埋葬期間延長	・遺族等が埋葬をできない場合や遺体の引き渡しができない場合に法による埋葬を行う ・供花、供物は非対象 ・外国人の場合、風俗、習慣、宗教等の違いに配慮すること ・死亡した原因、場所の如何を問わない（犯罪等の疑いのある場合を除く）
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情から既に死亡していると推定されている者	搜索に必要な機械、器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生から 10 日以内 （内閣総理大臣協議で延長あり）	期間延長	1 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上 2 死亡原因の如何を問わない（犯罪等の疑いのある場合を除く） 3 死亡した者の居住地の法適用の有無及び死亡した者の住家の被害状況は関係ない
死体の処理	災害の際、死亡した者に死体に関する処理（埋葬を除く）	洗浄、縫合、消毒等	1 体当り 3,500円以内	災害発生から 10 日以内 （内閣総理大臣協議で延長あり）	処理期間延長	1 検案は原則として救護班 2 一時保存用ドライアイス購入等の経費は通常の実費を加算 3 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上
		一時保存	既存建物借上…借上に要する通常の実費 既存建物以外…1 体当り 5,400円以内			
		検案	救護班以外は慣行料金			

救助の種類	対 象	費用の範囲	費用の限度額	期 間	特別基準	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、生活上支障があり、自力除去ができない者	除去に必要な機械・器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等	1世帯当たり 138,300円以内	災害発生から10日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	期間延長	1 現物給付として実施 2 費用は市町村で限度以内であれば調整可能 3 日常生活を営める場合、実施の必要なし
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分等に係る輸送又は必要な賃金職員等	1 輸送費…運賃、借上料、消耗器材費、修繕費 2 賃金職員雇上費…左記業務を行うために雇上げた賃金職員に支払う賃金	当該地域における通常の実費	それぞれの救助が行われている期間内	各救助期間が延長されれば、それに伴い延長される	輸送費、賃金職員雇上費が含まれている救助の種類は次のとおりで、これらについて別枠で輸送費、賃金職員雇上費は支出不可 1 避難所の設置 2 応急仮設住宅 3 住宅の応急修理 4 埋葬 5 障害物除去
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	1 避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 2 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費	1 輸送費…運賃、借上料、消耗器材費、修繕費 2 賃金職員雇上費…左記業務を行うために雇上げた賃金職員に支払う賃金	当該地域における通常の実費	それぞれの救助が行われている期間内	各救助期間が延長されれば、それに伴い延長される	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1項第1号から第4号までに規定する者(右記の職種)	実費弁償に要した経費	1人1日当たり	救助の実施が認められる期間内	各救助期間が延長されれば、それに伴い延長される	時間外勤務手当及び旅費は別途定める
		医師、歯科医師	22,600円以内			
		薬剤師	16,900円以内			
		保健師、助産師、看護師、准看護師	15,800円以内			
		診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士	16,900円以内			
		救急救命士	14,700円以内			
		歯科衛生士	16,900円以内			
		土木技術者、建築技術者	16,400円以内			
		大工	28,200円以内			
		左官	26,700円以内			
		とび職	25,700円以内			

(静岡県 令和6年度版災害救助の手引き)

市長以外の指示権者、根拠規定

指 示 権 者	根 拠 法
警察官	災害対策基本法第 6 1 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害対策基本法第 6 1 条
都道府県知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第 2 5 条
都道府県知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第 2 1 条、第 2 9 条、第 3 0 条
災害派遣時等の部隊等の自衛官	自衛隊法第 9 4 条

災害対策基本法第 6 1 条(警察官等の避難の指示)

前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

警察官職務執行法第 4 条(避難等の措置)

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

地すべり等防止法第 2 5 条(立退の指示)

都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

水防法第 21 条(警戒区域)

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

水防法第 29 条(立退きの指示)

洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

水防法第 30 条（知事の指示）

水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

自衛隊法第 94 条（災害派遣時等の権限）

警察官職務執行法第四条 並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいらない場合に限り、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

地震に係る避難所一覧表

自主防災会	避難所
焼津第 1	焼津南小学校・二区コミュニティ防災センター・三区コミュニティ防災センター
焼津第 2	焼津中学校・四区コミュニティ防災センター
焼津第 3	焼津東小学校・新屋コミュニティ防災センター
焼津第 4	焼津西小学校
焼津第 5	大村中学校・第5コミュニティ防災センター
焼津第 6	大村中学校
焼津第 7	大村地域交流センター
豊田第 8	焼津文化会館
豊田第 9	豊田小学校
豊田第 10	豊田中学校・保福島体育館
小川第 11	小川中学校
小川第 12	(県)焼津水産高等学校・小川新地コミュニティ防災センター
小川第 13	小川小学校・小川第 13 コミュニティ防災センター
港第 14	小川小学校・港小学校・石津コミュニティ防災センター
東益津第 15	東益津小学校・坂本コミュニティ防災センター
東益津第 16	東益津中学校
東益津第 17	東益津中学校・浜当目コミュニティ防災センター
大富第 18	大富小学校・大富中学校
大富第 19	大富中学校・黒石小学校
大富第 20	大富小学校・大富中学校・大島体育館
和田第 21	和田小学校
和田第 22	和田中学校
港第 23	港中学校
中島第 1 町内会	大井川体育館
中島第 2 町内会	大井川体育館
飯淵第 1 町内会	大井川体育館
飯淵第 2 町内会	大井川南小学校・大井川港コミュニティ防災センター
飯淵第 3 町内会	大井川南小学校
利右衛門第 1 町内会	大井川南小学校・大井川港コミュニティ防災センター
利右衛門第 2 町内会	大井川南小学校
利右衛門第 3 町内会	大井川南小学校・利右衛門地区コミュニティ防災センター
吉永第 1 町内会	大井川南小学校・吉永地区コミュニティ防災センター
吉永第 2 町内会	大井川南小学校・吉永地区コミュニティ防災センター
吉永第 3 町内会	大井川南小学校
吉永第 4 町内会	大井川南小学校
高新田第 1 町内会	大井川南小学校
高新田第 2 町内会	高新田地区コミュニティ防災センター

自主防災会	避難所
高新田第 3 町内会	高新田地区コミュニティ防災センター
高新田第 4 町内会	高新田東地区コミュニティ防災センター
宗高第 1 町内会	(県)清流館高等学校
宗高第 2 町内会	大井川中学校
宗高第 3 町内会	大井川東小学校
宗高第 4 町内会	大井川中学校
宗高第 5 町内会	大井川東小学校
宗高第 6 町内会	大井川中学校
上小杉第 1 町内会	(県)清流館高等学校
上小杉第 2 町内会	(県)清流館高等学校
上小杉第 3 町内会	(県)清流館高等学校
上小杉第 4 町内会	(県)清流館高等学校
上小杉第 5 町内会	(県)清流館高等学校
藤守第 1 町内会	大井川東小学校
藤守第 2 町内会	大井川東小学校
藤守第 3 町内会	大井川東小学校・藤守地区コミュニティ防災センター
藤守第 4 町内会	大井川東小学校・藤守地区コミュニティ防災センター
下小杉町内会	大井川東小学校・下小杉地区コミュニティ防災センター
相川第 1 町内会	大井川西小学校
相川第 2 町内会	大井川西小学校
相川第 3 町内会	大井川西小学校
相川第 4 町内会	大井川西小学校
西島町内会	大井川体育館
上泉第 1 町内会	大井川西小学校
上泉第 2 町内会	大井川西小学校
上泉第 3 町内会	大井川西小学校
下江留第 1 町内会	大井川西小学校
下江留第 2 町内会	大井川西小学校
下江留第 3 町内会	大井川中学校
下江留第 4 町内会	大井川中学校
上新田第 1 町内会	大井川西小学校
上新田第 2 町内会	(県)清流館高等学校
上新田第 3 町内会	大井川西小学校
つつじ平第 1 町内会	大井川西小学校
つつじ平第 2 町内会	大井川西小学校
つつじ平第 3 町内会	大井川西小学校
つつじ平第 4 町内会	大井川西小学校
つつじ平第 5 町内会	大井川西小学校
つつじ平第 6 町内会	大井川西小学校

避難所一覧表

No	災害の種類			南トラ 臨時情報	名 称	所 在 地 (UTM 座 標)	電話番号 (Fax)	避難所面積	地域防災無線	
	地震・ 津波	風水害	土砂災害						I D	種別
1	○	○			二区コミュニティ防災センター	本町 5-9-1 (54STD55136095)	628-3359	475 m ²	701	可搬局
2	○	○			三区コミュニティ防災センター	本町 2-13-18 (54STD55316144)	628-5236	531 m ²	706	可搬局
3	○	○			四区コミュニティ防災センター	焼津 6-10-17 (54STD54736141)	628-2445	497 m ²	704	可搬局
4	○	○			第 5 コミュニティ防災センター	駅北 5-1-24 (54STD55076248)	627-8401	538 m ²	703	可搬局
5	○	○			小川新地コミュニティ防災センター	小川新町 1-11-2 (54STD55136064)	627-0684	534 m ²	708	可搬局
6	○	○	○		浜当目コミュニティ防災センター	浜当目 3-1-45 (54STD56086286)	627-7283	639 m ²	700	可搬局
7	○	○			新屋コミュニティ防災センター	本町 1-3-28 (54STD55226171)	626-0487	529 m ²	702	可搬局
8	○	○			石津コミュニティ防災センター	石津 1233-1 (54STD54595890)	623-5586	744 m ²	705	可搬局
9	○	○	○		坂本コミュニティ防災センター	坂本 971-5 (54STD54316440)	626-0023	403 m ²	707	可搬局
10	○	○			小川第 13 コミュニティ防災センター	小川 3118 (54STD54975982)	623-7035	539 m ²	709	可搬局
11	○	○			利右衛門地区コミュニティ防災センター	利右衛門 2559-2 (54STD52975274)	—	363 m ²	711	可搬局
12	○	○			吉永地区コミュニティ防災センター	吉永 1933-1 (54STD53355320)	—	380 m ²	712	可搬局
13	○	○			高新田地区コミュニティ防災センター	高新田 1853-1 (54STD53615352)	—	379 m ²	713	可搬局
14	○	○			高新田東地区コミュニティ防災センター	高新田 2172-2 (54STD53825414)	—	380 m ²	714	可搬局
15	○	○			藤守地区コミュニティ防災センター	藤守 2025 (54STD54645505)	—	384 m ²	715	可搬局
16	○	○			下小杉地区コミュニティ防災センター	下小杉 537 (54STD54455555)	—	381 m ²	716	可搬局
17	○	○			大井川港コミュニティ防災センター	飯淵 2160 (54STD52705195)	—	477 m ²	710	可搬局
18	○	○			大村地域交流センター	大覚寺 3-5-5 (54STD53276240)	629-3351	1,299 m ²	607	半固定局
19	○	○			焼津文化会館	三ヶ名 1550 (54STD53666133)	627-3111	8,806 m ²	181	半固定局
20	○	○			港小学校	石津港町 40-2 (54STD55555870)	624-0210 (623-5852)	1,100 m ²	508	半固定局
21	○	○			焼津東小学校	栄町 5-14-1 (54STD54966167)	628-6348 (626-1954)	1,032 m ²	500	半固定局
22	○	○		○	焼津西小学校	塩津 117-1 (54STD54076152)	628-3064 (626-1953)	1,123 m ²	501	半固定局
23	○	○			焼津南小学校	焼津 5-5-1 (54STD54736092)	628-2321 (626-1952)	1,121 m ²	502	半固定局
24	○	○			小川小学校	小川 2525 (54STD54585970)	624-3097 (623-5854)	1,152 m ²	504	半固定局
25	○	○		○	豊田小学校	五ヶ堀之内 2 (54STD52336121)	628-3201 (626-1951)	1,100 m ²	503	半固定局
26	○	○	○	○	東益津小学校	石脇上 65 (54STD55016381)	628-4427 (626-1950)	1,100 m ²	505	半固定局
27	○	○		○	大富小学校	中根新田 637 (54STD52535798)	624-4316 (623-5856)	1,100 m ²	506	半固定局
28	○	○		○	和田小学校	田尻 541 (54STD54945723)	624-4507 (623-5855)	1,041 m ²	507	半固定局
29	○	○			黒石小学校	大住 1246 (54STD53165977)	629-4855 (626-1937)	1,100 m ²	509	半固定局

No	災害の種類			南トラ 臨時情報	名 称	所 在 地 (UTM 座 標)	電話番号 (Fax)	避難所面積	地域防災無線	
	地震・ 津波	風水害	土砂災害						I D	種別
30	○	○			大井川西小学校	上泉 1688-1 (54STD49865588)	622-0049 (622-7911)	1,192 m ²	512	半固定局
31	○	○		○	大井川東小学校	宗高 428 (54STD52365509)	622-0010 (622-7910)	1,159 m ²	511	半固定局
32	○	○		○	大井川南小学校	吉永 490 (54STD52525360)	622-0104 (622-7912)	1,343 m ²	510	半固定局
33	○	○		○	焼津中学校	焼津 2-10-28 (54STD54256132)	628-7255 (626-1936)	1,678 m ²	550	半固定局
34	○	○		○	大村中学校	大村 3-25-1 (54STD53586211)	628-3851 (626-1935)	1,349 m ²	551	半固定局
35	○	○		○	小川中学校	東小川 4-21-1 (54STD54466005)	628-3777 (626-1932)	1,359 m ²	553	半固定局
36	○	○			港中学校	田尻北 584 (54STD55925840)	624-6010 (623-5853)	1,518 m ²	557	半固定局
37	○	○		○	豊田中学校	小土 301-2 (54STD52646176)	627-1166 (626-1934)	1,355 m ²	552	半固定局
38	○	○	○	○	東益津中学校	中里 416 (54STD54986359)	628-4428 (626-1931)	1,323 m ²	554	半固定局
39	○	○		○	大富中学校	中根 1-1 (54STD52975857)	624-4329 (623-5851)	1,541 m ²	555	半固定局
40	○	○		○	和田中学校	田尻 1984 (54STD55055708)	624-4339 (623-5850)	1,432 m ²	556	半固定局
41	○	○			大井川中学校	下江留 191 (54STD51325442)	622-0038 (622-7913)	2,486 m ²	558	半固定局
42	○	○			(県) 焼津水産高等学校	焼津 5-5-2 (54STD54806079)	628-6148	1,380 m ²	581	半固定局
43	○	○			(県) 清流館高等学校	上新田 292-1 (54STD50795662)	622-3411	2,552 m ²	583	半固定局
44	○	○			(県) 焼津中央高等学校 ※ 帰宅困難者	小土 157-1 (54STD52206171)	628-6000	2,611 m ²	580	半固定局
45	○	○			大島体育館	大島 738 (54STD51985665)	—	619 m ²	—	—
46	○				保福島体育館	保福島 662 (54STD51536197)	628-2016	672 m ²	—	—
47	○				大井川体育館	中島 1183 (54STD50465389)	622-5236	1,440 m ²	184	半固定局
48		○			焼津地域交流センター	本町 5-6-1 (54STD55046113)	626-0888	1,312 m ²	600	半固定局
49		○			小川地域交流センター	小川 2724-1 (54STD54345958)	624-8191	1,498 m ²	601	半固定局
50		○			和田地域交流センター	田尻 1992-2 (54STD54995716)	623-1570	2,448 m ²	602	半固定局
51		○			港地域交流センター	石津港町 40-1 (54STD55515869)	624-8855	900 m ²	606	半固定局
52		○	○		東益津地域交流センター	石脇上 65 (54STD55126372)	628-2607	1,417 m ²	604	半固定局
53		○			豊田地域交流センター	小屋敷 258-1 (54STD52206123)	627-7310	917 m ²	603	半固定局
54		○			大富地域交流センター	中根新田 93-1 (54STD52945844)	624-4302	1,489 m ²	605	半固定局
55		○			大井川地域交流センター	宗高 900 (54STD51545461)	623-3111	1,157 m ²	608	半固定局
56		○			ディスカバリーパーク焼津天文科学館	田尻 2968-1 (54STD55945663)	625-0800	2,828 m ²	182	半固定局

※避難所合計 56 箇所（地震・津波 47 箇所、風水害 54 箇所、土砂災害 5 箇所）について、災害対策基本法に基づく指定避難所に指定した。

※小中学校は IP 電話のため、停電時は Fax が災害時優先電話となる。

※南トラ臨時情報とは、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に事前避難のために開設する避難所である。

福祉避難所一覧

施 設 名	住 所	備考
焼津市総合福祉会館 ウェルシップやいづ	大覚寺 3 - 2 - 2	市有施設
焼津市立養護老人ホーム慈恵園	大覚寺 3 - 2 - 3	市有施設
焼津市大井川福祉センター ほほえみ	宗高 5 7 2 - 1	市有施設
(福) 焼津福祉会 ウェルシップみおし	大覚寺 3 - 2 - 1	協定施設
(福) 高風会 暁	大覚寺 3 - 1 - 2	協定施設
ゆりかご保育所	五ヶ堀之内 7 5 9 - 1	協定施設
第三ゆりかご保育所	一色 7 2 2	協定施設
さくら保育園	北新田 3 7 8 - 1	協定施設
なかよし保育園	西小川 6 - 1 5 - 6	協定施設
なかよし大富保育園	中新田 1 1 4 8 - 1	協定施設
たかくさ保育園	坂本 4 4 9 - 2	協定施設
特別養護老人ホーム あおい荘	一色 4 3 5	協定施設
特別養護老人ホーム 福聚荘	大島 6 4 9	協定施設
特別養護老人ホーム 高麓	坂本 3 8 5 - 1	協定施設
特別養護老人ホーム つばさ	田尻北 7 9 2 - 1	協定施設
特別養護老人ホーム 大井川睦園	高新田 2 3 2 6 - 5 8	協定施設
障害者支援施設 大井川寮	下江留 8 4 0 - 1	協定施設
焼津病院	策牛 4 8	協定施設
特別養護老人ホーム つばさ豊田	保福島 1 2 0 2	協定施設
特別養護老人ホーム 大富陽光園	三右衛門新田 6 7 5 - 1	協定施設
介護老人保健施設 ケアセンターゆうゆう	田尻 4	協定施設
介護老人保健施設 シーサイド浜当目	浜当目 4 - 1 2 - 1	協定施設
介護老人保健施設 コミュニティーケア高草	方ノ上 3 5 8 - 1	協定施設
介護老人保健施設 コミュニティーケア大井川	相川 5 7 7 - 1	協定施設

※福祉避難所施設数 市有施設 3 箇所、協定施設 2 1 箇所

災害発生時拠点施設

市における災害発生時拠点施設とは、大規模地震等が発生した場合に、救援、救護等の災害応急活動の拠点となる施設を指す。

施設名	所在地	用 途						
		災害対 策本部	避難場所		避難所	福 祉 避難所	救護所	その他
			津波避 難場所	避難地				
焼津市消防防災センター	石津 728-2	○						
二区コミュニティ防災センター	本町 5-9-1		○		○			
三区コミュニティ防災センター	本町 2-13-18		○		○			
四区コミュニティ防災センター	焼津 6-10-17		○		○			
第5コミュニティ防災センター	駅北 5-1-24		○		○			
小川新地コミュニティ防災センター	小川新町 1-11-2		○		○			
浜当目コミュニティ防災センター	浜当目 3-1-45		○		○			
新屋コミュニティ防災センター	本町 1-3-28		○		○			
石津コミュニティ防災センター	石津 1233-1		○		○			
坂本コミュニティ防災センター	坂本 971-5		○		○			
小川第 13 コミュニティ防災センター	小川 3118		○		○			
利右衛門地区コミュニティ防災センター	利右衛門 2559-2		○		○			
吉永地区コミュニティ防災センター	吉永 1933-1		○		○			
高新田地区コミュニティ防災センター	高新田 1853-1		○		○			
高新田東地区コミュニティ防災センター	高新田 2172-2		○		○			
藤守地区コミュニティ防災センター	藤守 2025		○		○			
下小杉地区コミュニティ防災センター	下小杉 537		○		○			
大井川港コミュニティ防災センター	飯淵 2160		○		○			
港小学校	石津港町 40-2		○		○			
焼津東小学校	栄町 5-14-1		○		○			
焼津西小学校	塩津 117-1		○	○	○			
焼津南小学校	焼津 5-5-1		○	○	○			
小川小学校	小川 2525		○	○	○			
豊田小学校	五ヶ堀之内 2		○	○	○		○	

施設名	所在地	用 途						
		災害対 策本部	避難場所		避難所	福 祉 避難所	救護所	その他
			津波避 難場所	避難地				
東益津小学校	石脇上 65		○	○	○			
大富小学校	中根新田 637		○	○	○			
和田小学校	田尻 541		○	○	○			
黒石小学校	大住 1246		○	○	○			
大井川西小学校	上泉 1688-1		○	○	○			
大井川東小学校	宗高 428		○	○	○			
大井川南小学校	吉永 490		○	○	○			
焼津中学校	焼津 2-10-28		○	○	○			
大村中学校	大村 3-25-1		○	○	○			
小川中学校	東小川 4-21-1		○	○	○			
港中学校	田尻北 584		○	○	○			
豊田中学校	小土 301-2		○	○	○			
東益津中学校	中里 416		○	○	○			
大富中学校	中根 1-1		○	○	○			
和田中学校	田尻 1984		○	○	○			
大井川中学校	下江留 191		○	○	○		○	
(県) 焼津水産高等学校	焼津 5-5-2		○	○	○			
(県) 清流館高等学校	上新田 292-1		○	○	○			
焼津文化会館	三ヶ名 1550		○		○		○	
東益津地域交流センター	石脇上 65						○	
焼津地域交流センター	本町 5-6-1		○					
小川地域交流センター	小川 2724-1		○				○	
和田地域交流センター	田尻 1992-2						○	
第一区公会堂	鰯ヶ島 69-5		○					
(県) 漁業高等学園	小川 3747-2		○					
焼津市役所	本町 2-16-32		○					

施設名	所在地	用 途						
		災害対 策本部	避難場所		避難所	福 祉 避難所	救護所	その他
			津波避 難場所	避難地				
サンライフ焼津	中港 3-3-12		○					
(私) 焼津高等学校	中港 1-1-8		○					
(県) 焼津青少年の家	石津 2259-408		○					2 次的避難所
ディスカバリーパーク焼津天文科学館	田尻 2968-1		○					
深層水ミュージアム	鰐ヶ島 136-24		○					
アクアスやいづ	鰐ヶ島 136-26		○					
うみえ〜る焼津	鰐ヶ島 136-26		○					
市営住宅西松原団地 4 5 年棟	田尻北 1342-2		○					
市営住宅西松原団地 4 6 年棟	田尻北 1342-2		○					
市営住宅成案侍団地 4 7 年棟	惣右衛門 1183		○					
市営住宅成案侍団地 4 8 年棟	惣右衛門 1183		○					
市営住宅塩津団地	塩津 216-1		○					
市営住宅柳新屋団地	柳新屋 603-1		○					
市営住宅八楠団地	八楠 2-7-1		○					
市営住宅田尻西団地 6 3 年棟	田尻 95		○					
市営住宅田尻西団地元年棟	田尻 95		○					
市営住宅富士見団地 A 棟	北新田 75		○					
市営住宅富士見団地 B 棟	北新田 75		○					
市営住宅富士見団地 C 棟	北新田 75		○					
市営住宅請所団地 A 棟	治長請所 196		○					
市営住宅請所団地 B 棟	治長請所 196		○					
市営住宅宗高団地 1 号棟	宗高 368-1		○					
市営住宅宗高団地 2 号棟	宗高 368-1		○					
市営住宅宗高団地 3 号棟	宗高 368-1		○					
市営住宅宗高団地 A 棟	宗高 368-1		○					
市営住宅宗高団地 B 棟	宗高 368-1		○					

施設名	所在地	用 途						
		災害対 策本部	避難場所		避難所	福 祉 避難所	救護所	その他
			津波避 難場所	避難地				
市営住宅宗高団地C棟	宗高 368-1		○					
市営住宅宗高団地D棟	宗高 368-1		○					
市営住宅保福島団地	保福島 1 1 7 6		○					
県営住宅田尻団地 1 号棟	すみれ台 1-22		○					
県営住宅田尻団地 2 号棟	すみれ台 1-18		○					
県営住宅田尻団地 E	すみれ台 1-16		○					
県営住宅田尻団地 F	すみれ台 1-14		○					
県営住宅田尻団地 G	すみれ台 1-17		○					
県営住宅田尻団地 J	すみれ台 1-13		○					
大井川庁舎	宗高 900		○					
保健センター	東小川 1-8-1		○					
焼津消防署大井川分署	宗高 909-1		○					
焼津消防署東分署	焼津 6-5-18		○					
静岡県水産・海洋技術研究所	鰯ヶ島 136-24		○					
静岡県中部看護専門学校	東小川 1-6-9		○					
焼津市立総合病院	道原 1000		○					静岡県災害 拠点病院 焼津市指定 救護病院
静岡福祉大学	本中根 549-1		○	○				
大村地域交流センター	大覚寺 3-5-5				○			
坂本コミュニティ防災センター	坂本 971-5				○			
(県) 焼津中央高等学校	小土 157-1		○	○	○			
大井川体育館	中島 1183				○			
大島体育館	大島 738				○			
保福島体育館	保福島 6 6 2				○			

施設名	所在地	用 途						
		災害対 策本部	避難場所		避難所	福 祉 避難所	救護所	その他
			津波避 難場所	避難地				
焼津市総合福祉会館	大覚寺 3-2-2		○			○		災害ボラン ティア本部 (災害ボ ランティ アセンタ ー)
養護老人ホーム慈恵園	大覚寺 3-2-3					○		
大井川福祉センター	宗高 572-1					○		
(福) 焼津福祉会 ウェルシップみおし	大覚寺 3-2-1					○		
(福) 高風会 暁	大覚寺 3-1-2					○		
石津保育園	石津中町 16-7		○					
ゆりかご保育所	五ヶ堀之内 759-1					○		
第三ゆりかご保育所	一色 722					○		
さくら保育園	北新田 378-1					○		
なかよし保育園	西小川 6-15-6					○		
なかよし大富保育園	中新田 1148-1					○		
たかくさ保育園	坂本 449-2					○		
特別養護老人ホーム あおい荘	一色 435					○		
特別養護老人ホーム 福聚荘	大島 649					○		
特別養護老人ホーム 高麓	坂本 385-1					○		
特別養護老人ホーム つばさ	田尻北 792-1		○			○		
(福) 焼津福祉会 大井川寮	下江留 840-1					○		
特別養護老人ホーム 大井川睦園	高新田 2326-58					○		
焼津病院	策牛 48					○		
特別養護老人ホーム つばさ豊田	保福島 1202					○		
特別養護老人ホーム 大富陽光園	三右衛門新田 675-1					○		
介護老人保健施設 ケアセンターゆうゆう	田尻 4					○		

施設名	所在地	用 途						
		災害対 策本部	避難場所		避難所	福 祉 避難所	救護所	その他
			津波避 難場所	避難地				
介護老人保健施設 シーサイド浜当目	浜当目 4-12-1					○		
介護老人保健施設 コミュニティーケア高草	方ノ上 3 5 8-1					○		
介護老人保健施設 コミュニティーケア大井川	相川 5 7 7-1					○		
一色水道用地	一色 1043			○				
田尻スポーツ広場	田尻 2058			○				
石津西公園	石津 421-3			○				
大覚寺公園	大覚寺 3-4			○				(東園) ボ ランティア 宿营地
中根公園	中根新田 49-1			○				
石脇公園	石脇上 77			○				
八楠公園	八楠 4-4-41			○				
清見田公園	三ヶ名 1626			○				
小川北公園	西小川 1-29			○				
豎小路公園	西小川 3-71			○				
小川公園	小川 2718			○				
松原公園	田尻北 698			○				
大井川防災広場	利右衛門、吉永、 下江留			○				
焼津市総合グラウンド	保福島 950-1							自衛隊派遣 部隊集結 地、焼津市 拠点ヘリポ ート
焼津市総合体育館	保福島 1050							災害援助物 資等集積場 所
コミュニティーホスピタル甲賀病院	大覚寺 2-30-1							焼津市指定 救護病院
岡本石井病院	小川新町 5-2-3							焼津市指定 救護病院
焼津ケアセンター	中根新田 1315						○	
保健センター（集検ホール）	東小川 1-8-1							遺体収容施 設

施設名	所在地	用 途						
		災害対 策本部	避難場所		避難所	福 祉 避難所	救護所	その他
			津波避 難場所	避難地				
組合立静岡県中部看護専門学校 (講堂)	東小川 1-6-9							遺体収容施設
ターントクルこども館とまとびあ	宗高 1205-1							警察活動拠点
焼津市水道庁舎	祢宜島 20-1							水道事業災害対策本部 設置施設
祢宜島配水場	祢宜島 20-1							応急給水基地
中新田配水場	中新田 1374-1							応急給水基地
上泉配水場	上泉 791							応急給水基地
大井川庁舎 (3階大会議室)	宗高 900							応急危険度判定 拠点 (メイン)
焼津図書館 (研修室)	三ヶ名 1550							応急危険度判定 拠点 (サブ)
大富地域交流センター (第1・2会議室)	中根新田 93-1							応急危険度判定 拠点 (サブ)
大井川庁舎 (2階会議室)	宗高 900							応急危険度判定 拠点 (サブ)
大井川中島地区河川防災ステーション	中島 536-3							水防活動拠点

各地域で管理する避難施設

施設名	所在地	電話番号	建物						
			建築年	構造	階数	床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	収容可能面積 延べ面積×0.7	収容人員 3㎡に1人
八楠第一公会堂	八楠 3-17-17		S63	木造	2	1F 215.65 2F 33.06	248.71	174.09	58
西町公会堂	駅北 2-5-14		S47	木造	2	1F 105.78 2F 79.34	185.12	129.58	43
大村公会堂	大村 2-21-9		H7	鉄骨	2	1F 182.18 2F 182.18	364.36	255.05	85
小屋敷公会堂	西焼津 10-9		S58	鉄骨	2	1F 142.43 2F 144.92	287.35	201.14	67
五ヶ堀之内公会堂	五ヶ堀之内 951-1		S56	鉄骨	2	1F 145.55 2F 143.07	288.62	202.03	67
左口公会堂	小川新町 4-3-18		S57	鉄骨	2	1F 184.57 2F 148.13	332.94	233.06	77
田尻北浜北公会堂	田尻北 1502-6		S53	鉄骨	2	1F 152.01 2F 114.58	266.59	186.61	62
焼津北公会堂	栄町 4-8-12	627-7224	S43 S61 増築	鉄骨	2	1F 211.20 2F 174.42	385.62	269.93	89
塩津公会堂	塩津 280	627-7336	S58	鉄骨	2	1F 162.68 2F 162.68	325.36	227.75	75
第11自治会第四町内会公会堂	東小川 6-14-8		S61	木造	2	1F 102.46 2F 39.94	142.40	99.68	33
第11自治会第十町内会公会堂	西小川 5-2-11		H1	鉄骨	2	1F 105.45 2F 83.72	189.17	132.41	44
中川原公会堂	東小川 7-15-9		H3	木造	2	1F 108.66 2F 52.89	161.55	113.08	37
下小田下公会堂	下小田 564		S62	鉄骨	2	1F 55.26 2F 58.14	113.40	79.38	26
石脇公会堂	石脇下 108		H6	鉄骨	2	1F 196.51 2F 176.64	373.15	261.20	87

施 設 名	所 在 地	電話番号	建 物						
			建築年	構造	階数	床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	収容可能面積 延べ面積×0.7	収容人員 3㎡に1人
惣右衛門下公会堂	惣右衛門 945	624-8337	S57	SRC	2	1F 168.26 2F 169.65	337.91	236.53	7 8
小川東公会堂	東小川 2-9-14		H16	鉄骨	2	1F 162.30 2F 163.96	326.26	228.38	7 6
中里会館	中里 270-1	629-2840	S59	鉄骨	2	1F 183.60 2F 183.60	369.36	258.55	8 6
岡当目公会堂	岡当目 364	627-8964	S60	鉄骨	2	1F 161.47 2F 161.47	322.94	226.05	7 5
第 22 自治会館	田尻 556-3	624-0640	H20	鉄骨	2	1F 198.75 2F 183.60	382.35	267.65	8 9
田尻上公会堂	田尻 320-1		H1	木造	1	1F 156.40	156.40	109.48	3 6
田尻北岡公会堂	田尻北 664-1		S53	鉄骨	2	1F 147.18 2F 152.28	299.46	209.62	6 9
小柳津公会堂	小柳津 366	629-0071	S62	鉄骨	2	1F 407.80 2F 220.70	628.50	439.95	1 4 6
大島体育館	大島 738		S56 (H28)	鉄骨	2	1F 554.40 2F 64.95	619.35	433.54	1 4 4
保福島体育館	保福島 662	628-2016	S57	鉄骨	2	1F 609.50 2F 63.09	672.59	470.81	1 5 6
祢宜島公会堂	祢宜島 198-3	625-0856	H16	鉄骨	1	256.91	256.91	179.83	5 9
三和公会堂	三和 1078	624-9332	H6	木造・鉄骨	1	299.79	299.79	209.85	6 9
鍛冶島公会堂	惣右衛門 278-1		S58	鉄骨	1	134.60	134.60	94.22	3 1

施 設 名	所 在 地	電話番号	建 物						
			建築年	構造	階数	床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	収容可能面積 延べ面積×0.7	収容人員 3㎡に1人
本中根公会堂	本中根 823-1		H18	鉄骨	1	196.60	196.60	137.62	4 5
上小土公会堂	小土 7		H10	木造	1	239.73	239.73	167.81	5 5
三右衛門新田地区公会堂	三右衛門新 246-4	624-3174	H13	鉄骨	1	205.36	205.36	143.75	4 7
第 1 9 自治会二町内会中集会所	中新田 668-3	625-0567	H8	木造	1	120.63	120.63	84.44	2 8
大住公会堂	大住 542		H6	木造	1	225.57	225.57	157.89	5 2
新河原公会堂	中根新田 1321-1		S61	木造	1	104.34	104.34	73.03	2 4
向川原公会堂	小川 3973		H9	木造	1	127.52	127.52	89.26	2 9
与惣次集会場	与惣次 124	623-1510	H9	木造	1	124.83	124.83	87.38	2 9
横須賀公会堂	田尻 2970-1		S58	木造	1	125.45	125.45	87.81	2 9
富士見会館	大島 1585		S50	鉄骨	1	120.00	120.00	84.00	2 8
一色・惣右衛門コミュニティセンター	一色 130-1		H18	鉄骨	1	202.45	202.45	141.71	4 7
中小土公会堂	小土 785-3		H30	鉄骨	1	102.60	102.60	71.82	2 3

災害時における支援に関する協定一覧

No	協定項目	協定の名称	協定先名称	所在地	連絡先	借上げ・調達品等	締結年月日
1	相互応援関係	災害時の応援に関する協定（3市）	島田市・藤枝市				平成7年5月29日
2		災害時の相互応援に関する協定（5市2町）	静岡市・島田市・藤枝市・牧之原市・吉田町・川根本町				平成24年4月1日
3		災害時における相互応援協定	滋賀県草津市		077-563-1234		平成9年4月23日 平成24年12月12日
4		災害時の応援に関する協定	岐阜県土岐市		0572-54-1111		平成9年4月7日 平成24年12月10日
5		災害時の相互応援に関する協定	岐阜県各務原市		058-383-1190		令和5年3月16日
6	救助活動支援	災害時の緊急協力に関する協定	焼津市建設工業会	焼津市栄町5-9-3 （連絡先：橋本組）	627-3276		平成7年11月1日
7		災害時における応急対策業務に関する協定	（協）大井川建設業協会	焼津市宗高900 （連絡先：大井川商工会内）	622-0393		平成10年7月13日 平成23年2月1日
8		災害時における応急対策業務に関する協定	（株）鈴木商事	焼津市宗高301-2	622-5939		平成14年12月19日
9		災害時における応急対策業務に関する協定	（株）タイセン工業	焼津市上小杉1096-2	622-8275		平成14年12月19日
10		災害時における応急対策業務に関する協定	みらい建設工業（株）静岡営業所	焼津市高新田278-3	622-1122		平成14年12月19日
11		災害時における応急対策業務に関する協定	鹿島建設（株）静岡営業所	静岡市駿河区稲川3丁目6番5号	285-3121		平成30年10月10日
12		災害時等に必要な建設機械の借り上げに関する協定	（株）レント焼津営業所	藤枝市横内849-1	645-7400	掘削機・発電機水中ポンプ・ダンプ・クレーン車・ブル等	平成7年12月1日
13		災害時等に必要な建設機械の借り上げに関する協定	太陽建機レンタル（株）	静岡市駿河区曲金6-1-46 （連絡先：焼津支店）	656-3663	建設機械	平成15年3月10日
14		災害時の緊急協力に関する協定	（有）サカイ工業	焼津市五ヶ堀之内1257-3	628-1118	人命救助	平成20年10月1日
15		災害時における測量設計等業務委託に関する協定	一般社団法人静岡県測量設計業協会	静岡市葵区伝馬町9-7	252-0322	用地測量及び用地調査業務	平成22年1月8日
16		災害時における地質調査等業務委託に関する協定	一般社団法人静岡県地質調査業協会	静岡市葵区唐瀬1丁目17-34	247-3316	地質調査	平成23年5月19日
17		災害時における家屋被害認定調査に関する協定	静岡県土地家屋調査士会	静岡市駿河区曲金六丁目16番10号	282-0600	家屋被害認定調査	平成21年2月19日
18		災害時における資機材のレンタルに関する協定	一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 静岡支部	静岡市駿河区国吉田1-6-10	297-5800	復旧工事や人命救助に必要な資機材、仮設用機材等	平成26年6月19日 令和元年9月2日

No	協定項目	協定の名称	協定先名称	所在地	連絡先	借上げ・調達品等	締結年月日
19	救助活動支援	災害時における資機材等の提供に関する協定書	志太エンジニア株式会社	焼津市下江留 1310 番地の 1	639-9981	油圧ショベル、フォークリフト、転圧機械、運搬車両およびその人員	令和 3 年 9 月 28 日
20	避難支援	避難誘導広告に関する協定	中電興業株式会社	静岡市駿河区馬淵 2-2-8	0547-36-1300	避難誘導看板設置	平成 27 年 11 月 19 日
21		津波発生時における一時避難施設としての利用に関する覚書	航空自衛隊静浜基地	焼津市上小杉 1602	622-1234	一時避難施設	平成 28 年 3 月 16 日 平成 31 年 4 月 12 日
22	物資調達	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(株)田子重	焼津市東小川 2-16-14	627-3134	食料品・日用品	昭和 57 年 1 月 21 日
23		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(株)富士屋	焼津市八楠 4-9-8	629-4611	食料品・日用品	昭和 57 年 1 月 21 日
24		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	焼津缶詰同業会	焼津市中里 824 (連絡先：(株)サスナ)	627-5525	食品缶詰	昭和 57 年 1 月 21 日
25		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	ヤマキン株式会社	焼津市小屋敷 477	628-2351	醤油・液体調味料	昭和 57 年 2 月 10 日 平成 23 年 2 月 1 日
26		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	大井川農業協同組合	藤枝市緑の丘 1-1	646-5111	主食・調味料等	昭和 57 年 2 月 10 日 平成 23 年 2 月 1 日
27		災害時における物資の供給に関する協定	大井川農業協同組合	藤枝市緑の丘 1-1	646-5111	食料品（病院）	平成 28 年 3 月 10 日
28		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	青島米穀店	焼津市吉永 1813-1	622-0166	米	昭和 62 年 1 月 26 日
29		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	若杉米穀店	焼津市相川 1505	622-0216	米	昭和 62 年 1 月 26 日
30		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	KO マート大井川店	焼津市高新田 327	622-3143	調味料・日用品	昭和 62 年 1 月 26 日
31		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	静岡県産醤油株式会社	焼津市高新田 80-1	622-2241	醤油	昭和 62 年 1 月 26 日 平成 23 年 2 月 1 日
32		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(株)鈴勝	焼津市吉永 1915	622-0333	塩	昭和 62 年 1 月 26 日 平成 13 年 8 月 31 日
33		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	べんてん	焼津市吉永 777	622-0107	衣料	昭和 62 年 1 月 26 日
34		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	葵薬品	静岡市駿河区登呂 4-5-22 (連絡先：富士市横割 3-3-14)	285-6695 0545-64-1825	防疫用薬品等	平成 13 年 9 月 6 日
35		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	日清食品株式会社	大阪市淀川区西中島 4-1-1 東京都新宿区新宿 6-28-1 (連絡先：日清食品(株)静岡工場)	03-3205-5045 (662-2111)	カップめん	平成 14 年 11 月 1 日

No	協定項目	協定の名称	協定先名称	所在地	連絡先	借上げ・調達品等	締結年月日
36	物資調達	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	一般社団法人静岡県LPガス協会 中部支部藤枝地区会	焼津市浜当目 1-12-1 (連絡先: (株)アンビ・ア エネルギー事業部焼津 ガス)	627-0141	LP ガス・ガス器具	平成 8 年 6 月 18 日 平成 23 年 2 月 1 日
37		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	生活協同組合ユーコープしずおか 県本部	静岡市葵区呉服町 1-3-14	272-6811	食料品・日用品	平成 12 年 2 月 29 日
38		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	イオンリテール(株)イオン焼津店	焼津市称宜島 555	656-2300	食料品・日用品	平成 18 年 8 月 10 日
39		災害時における応急生活物資供給等の協力 に関する協定	(株)クリエイトエス・ディー	横浜市青葉区荏田西 2-3-2	045-914-8161	食料品・日用品	令和元年 11 月 22 日
40		災害時における応急生活物資供給等の協力 に関する協定	(株)スギ薬局	愛知県大府市横根町新江 62-1 (焼津市東小川 3-20-5) (焼津市大覚寺 2-25-7)	0562-45-2701 (620-7111) (621-0035)	食料品・日用品	令和元年 11 月 22 日
41		災害時における応急生活物資供給等の協力 に関する協定	(株)サンドラッグ	東京都府中市若松町 1-38-1	042-369-6211	食料品・日用品	令和元年 11 月 22 日
42		災害時における応急生活物資供給等の協力 に関する協定	(株)杏林堂薬局	浜松市中区板屋町 111-2	053-453-5111	食料品・日用品	令和元年 11 月 22 日
43		災害時における応急生活物資供給等の協力 に関する協定	中部薬品(株) (V・ドラッグ)	岐阜県多治見市高根町 4-29	0572-27-3911	食料品・日用品	令和元年 11 月 22 日
44		災害時における応急生活物資供給等の協力 に関する協定	東洋水産株式会社焼津工場	焼津市田尻 1268 番地	054-624-9111	麺類	令和 4 年 4 月 12 日
45		災害時における応急生活物資供給等の協力 に関する協定	株式会社シバタ	東京都中央区八丁堀 2-7-1	03-3552-0381	産業用資材	令和 4 年 7 月 13 日
46		災害時における応急生活物資供給等の協力 に関する協定	株式会社ニッセー	焼津市相川 945 番地の 8	054-622-1212	飲料水	令和 4 年 8 月 23 日
47		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	ベクセス(株)静岡事業所	焼津市柳新屋 228-1	626-3931	簡易トイレ	平成 21 年 3 月 1 日
48		災害時における自動車等に必要な 燃料の供給に関する協定	静岡県石油商業組合 焼津藤枝支部	焼津市中港 2-5-16 (連絡先: 巻田油業(株))	629-5101	燃料	平成 18 年 1 月 30 日 平成 23 年 2 月 1 日
49		災害救助に必要な貯水槽等の使用 に関する協定	サッポロビール(株)静岡工場	焼津市浜当目 708-1	629-5111	飲料水	昭和 59 年 8 月 22 日
50		災害時における応急食糧の緊急引 渡しについての協定	静岡県	中部地域局	644-9104	応急食糧	昭和 60 年 4 月 1 日
51		水道用資材の調達に関する協定	(株)コハラ	焼津市焼津 6-12-22	629-6226	水道用資材	平成 17 年 12 月 22 日
52		水道用資材の調達に関する協定	十菱建材(株)	焼津市石津 811-1	624-6200	水道用資材	平成 17 年 12 月 22 日

No	協定項目	協 定 の 名 称	協定先名称	所在地	連絡先	借上げ・調達品等	締結年月日
53	物資調達	水道用資材の調達に関する協定	丸尾興商(株)	島田市御仮屋町 8753	0547-35-3121	水道用資材	平成 17 年 12 月 22 日
54		水道用資材の調達に関する協定	山田商工(株)	静岡市葵区竜南 3-17-15	247-1111	水道用資材	平成 17 年 12 月 22 日
55		災害救助に必要な物資（防疫用薬品）の調達に関する協定	中北薬品株式会社 焼津支店	焼津市越後島 347	629-2811	防疫用薬品等	昭和 57 年 1 月 12 日 平成 23 年 2 月 1 日
56		災害救助に必要な物資（防疫用薬品）の調達に関する協定	十菱建材(株)	焼津市石津 811-1	624-6200	防疫用薬品等	昭和 57 年 1 月 23 日
57		災害救助に必要な物資（防疫用薬品）の調達に関する協定	(株)渡仲セメント	焼津市本町 2-17-9	627-8181	防疫用薬品等	昭和 57 年 1 月 23 日
58		災害救助に必要な医薬品等の調達に関する協定	藤枝薬業組合	藤枝市志太 3-1-29 (連絡先：至誠堂薬局)	641-1838	医薬品等	平成 13 年 12 月 7 日
59		災害救助に必要な飲料水の調達に関する覚書	東海ガス株式会社	藤枝市青木 2-29-1	647-7151	ボトル詰飲料水	平成 23 年 2 月 2 日
60		災害時等における量の提供等に関する協定	「5 日で 5000 枚の約束。」 プロジェクト実行委員会	静岡市駿河区登呂 1 丁目 17 番 2 号(焼津市中新田 1005-5)	624-9669 (焼津市との連絡 窓口店：松葉量店)	量の提供・調達	平成 28 年 10 月 21 日
61		ドローンの運用連携に関する協定書	DJI JAPAN(株) (株)アマルダス	東京都港区 1-2-70 愛知県豊橋市三本木町新三本 木 119-8	03-6712-915 080-9724-3060	ドローン貸与 操縦者育成	平成 30 年 11 月 22 日
62	運送業務	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定	赤帽静岡県軽自動車運送 協同組合	静岡市葵区古庄 1-10-8 (連絡先：本部事務局)	263-7363	軽自動車による運 送業務	平成 9 年 5 月 30 日
63		車両の使用貸借に関する協定	商業組合静岡県タクシー 協会	静岡市駿河区国吉田 2-4-26	261-1401	車両	昭和 57 年 2 月 9 日
64		災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書	一般社団法人 静岡県トラッ ク協会	静岡県静岡市駿河区池田 126-4	283-1910	物資の輸送、資機 材の提供	令和 3 年 2 月 3 日
65		漁船による緊急輸送活動に関する協定	大井川港漁業協同組合	焼津市飯淵 1960	622-0415	船による輸送	平成 9 年 3 月 27 日
66		大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定	イオンリテール(株)イオン 焼津店	焼津市杵宜島 555	656-2300	平面駐車場の一部	平成 18 年 8 月 10 日
67		災害時等における支援物資輸送拠点としての協力に関する協定	佐川急便株式会社大井川 営業所	焼津市吉永字上川原 9-1	664-1115	支援物資輸送拠点	平成 28 年 9 月 29 日
68		災害時における物資の輸送業務の協力に関する協定	山岸運送株式会社	焼津市大島新田 647-1	625-8450	支援物資輸送 保 管場所	令和 3 年 7 月 14 日
69	医療救護	焼津市医師会との協定	一般社団法人 焼津市医師会	焼津市西小川 5-6-3	628-5202	救護活動等	昭和 56 年 6 月 17 日
70		災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人 焼津市歯科医師会	焼津市東小川 1-8-1	629-3338	救護活動等	平成 13 年 4 月 1 日

No	協定項目	協 定 の 名 称	協定先名称	所在地	連絡先	借上げ・調達品等	締結年月日
71	医療救護	災害時の医療救護活動に関する協定	焼津市薬剤師会 藤枝薬剤師会	焼津市祢宜島 601-1 (連絡先：ゆりかもめ薬局) 藤枝市駿河台 2-17-13	628-2370 340-2415	薬剤師等の派遣・ 医薬品等の供給	令和 3 年 6 月 14 日
72		災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人 志太医師会	藤枝市南駿河台 1-14-2	641-3385	救護医師の設置	昭和 53 年 3 月 1 日
73		災害時における精神保健活動に関する協定	医療法人社団高草会（焼津病院）	焼津市策牛 48	628-9125	精神保健活動	平成 29 年 9 月 25 日
74		災害時における病院間の相互支援に関する協定	岡谷市病院事業	長野県岡谷市本町 4-11-33	0266-23-8000	病院相互支援	平成 25 年 8 月 30 日
75		災害時の電力供給に関する協定	中島篤	焼津市道原 940-8		市立総合病院への 電力供給	平成 27 年 6 月 15 日
76	健康支援	災害時の健康支援活動及び口腔ケアに関する衛生材料等の供給に関する協定	一般社団法人 焼津市歯科 医師会	焼津市焼津 1-3-19 サンパレスナカノ C	629-3338	巡回診療及び口腔 ケア、集団健康教育、 口腔ケア用品 等の管理	令和 6 年 4 月 19 日
77	復旧・ 生活支援	道路復旧作業に関する協定	焼津市建設工業会	焼津市栄町 5-9-3 (連絡先：橋本組)	627-3276	道路復旧活動	昭和 56 年 12 月 18 日
78		災害時における応援協力に関する協定	(株)志太設備工業所	焼津市下江留 717	622-0369	復旧活動（水道）	平成 20 年 11 月 1 日
79		災害時における応援協力に関する協定	岡村設備(株)	焼津市下江留 230-1	622-7582	復旧活動（水道）	平成 20 年 11 月 1 日
80		災害時における応援協力に関する協定	(株)福泉大井川支店	焼津市藤守 2293-1	622-1260	復旧活動（水道）	平成 20 年 11 月 1 日
81		災害時における応援協力に関する協定	ナルサワ住宅設備	焼津市上泉 612-192	622-1108	復旧活動（水道）	平成 23 年 2 月 9 日
82		災害時における応援協力に関する協定	中部水道	焼津市利右衛門 2557-4	622-3560	復旧活動（水道）	平成 23 年 2 月 9 日
83		災害時における応援協力に関する協定	田中土建工業(株)	焼津市藤守 2128	622-1540	復旧活動（水道）	平成 20 年 11 月 1 日
84		災害時における応援協力に関する協定	(株)池ヶ谷設備工業所	焼津市上小杉 843-1	622-1439	復旧活動（水道）	平成 20 年 11 月 1 日
85		災害時における応援協力に関する協定	(協)大井川建設業協会	焼津市宗高 900	622-0393	復旧活動（水道）	平成 20 年 11 月 1 日
86		災害時における応援協力に関する協定	焼津市建設工業会	焼津市栄町 5-9-3 (連絡先：橋本組)	627-3276	復旧活動（水道）	平成 17 年 11 月 22 日
87		災害時における応援協力に関する協定	焼津市管工事協同組合	焼津市五ヶ堀之内 152-1	627-1710	復旧活動（水道）	平成 17 年 11 月 22 日
88		災害時における応援協力に関する協定	(有)秋山設備	焼津市三ヶ名 1690-2	627-4193	復旧活動（水道）	平成 17 年 12 月 19 日

No	協定項目	協定の名称	協定先名称	所在地	連絡先	借上げ・調達品等	締結年月日
89	復旧・生活支援	災害時における応援協力に関する協定	(株)大洋アレスコ	焼津市西小川 2-11-12	629-6042	復旧活動（水道）	平成 17 年 12 月 19 日
90		災害時における応援協力に関する協定	(株)ハロー G	焼津市石津中町 17-12	623-8686	復旧活動（水道）	平成 17 年 12 月 19 日
91		災害時における応援協力に関する協定	(有)横江組	焼津市中里 639	627-5993	復旧活動（水道）	平成 17 年 12 月 19 日
92		災害時における応援協力に関する協定	(有)新光住設	焼津市大住 1167-1	623-4433	復旧活動（水道）	平成 17 年 12 月 19 日
93		災害時における応援協力に関する協定	(株)Tec	焼津市三和 1346	624-0955	復旧活動（水道）	令和 4 年 7 月 22 日
94		災害時における応援協力に関する協定	(株)平野工業	焼津市三和 1551-2	624-5735	復旧活動（水道）	平成 17 年 12 月 19 日
95		災害時における応援協力に関する協定	(有)アイバン	焼津市田尻 865-1	623-6627	復旧活動（水道）	平成 17 年 12 月 19 日
96		災害時における水道電気設備の応援協力に関する協定	(株)東芝静岡支店	静岡市葵区追手町 3-11	273-1048	復旧活動（水道）	平成 25 年 3 月 12 日
97		災害時における水道電気設備の応援協力に関する協定	(株)日立製作所 静岡支店	静岡市葵区御幸町 11-30	254-7341	復旧活動（水道）	平成 26 年 3 月 27 日
98		災害時における水道機械設備の応援協力に関する協定	荏原実業(株) 静岡支社	静岡市駿河区八幡 2-2-25	289-3000	復旧活動（水道）	平成 25 年 11 月 28 日
99		災害時における水道機械設備の応援協力に関する協定	前澤工業(株) 横浜支店	横浜市港北区新横浜 3-18-9	045-475-2960	復旧活動（水道）	平成 26 年 6 月 26 日
100		災害時における水道電気設備の応援協力に関する協定	(株)明電舎 静岡支店	静岡市葵区日出町 1 番地の 2	251-3931	復旧活動（水道）	平成 27 年 4 月 24 日
101		災害時における水道電気設備の応援協力に関する協定	メタウォーター株式会社 静岡営業所	静岡市駿河区中野新田 57 番 193	054-280-6671	復旧活動（水道）	平成 27 年 9 月 8 日
102		災害時における電力供給に関する協定	(株)焼津エナジー	焼津市道原 699-1	623-6300	電力供給（水道）	令和 2 年 7 月 7 日
103		災害時における下水道電気設備の応援協力に関する協定	(株)東芝静岡支店	静岡市葵区追手町 3-11	273-1048	復旧活動（下水道）	平成 25 年 7 月 25 日
104		災害時の駐車場使用貸借に関する協定	株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	052-350-5704	駐車場の使用貸借	平成 29 年 4 月 21 日
105		災害及び事故時における支援協力に関する協定	株式会社フューチャーイン静岡支店	静岡市葵区黒金町 11 番 7 号 大樹生命静岡駅前ビル 8F	054-254-1000	電話・窓口対応業務等	令和 4 年 7 月 1 日
106		災害時の駐車場使用貸借に関する協定	(株)ブルーアースジャパン （ブルーアース焼津店）	山梨県甲府市大里町 1040-1 （焼津市石津 77）	055-220-2007	駐車場の使用貸借	令和元年 9 月 24 日
107		災害時の駐車場使用貸借に関する協定	DCM カーマ株式会社 （DCM カーマ焼津店）	愛知県刈谷市日高町 3 丁目 411 番地 （焼津市杵宜島 141-1）	625-0681 （焼津店）	駐車場の使用貸借	令和 2 年 10 月 22 日

No	協定項目	協定の名称	協定先名称	所在地	連絡先	借上げ・調達品等	締結年月日
108	復旧・生活支援	災害時の駐車場使用貸借に関する協定	(株)遠州米穀 (寝ずにーランドリー・イナボックス)	磐田市高見丘 1203 (焼津市石津 104-1)	0538-38-5321	駐車場の使用貸借	令和3年2月5日
109		災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人 中部電気 保安協会 藤枝営業所	藤枝市小石川町 2-8-27	641-6178	市有施設の電気保安	平成24年4月1日
110		大規模災害等の発生に伴う司法書士相談業務の支援に関する協定	静岡県司法書士会	静岡市駿河区稲川 1-1-1	289-3700	司法書士相談	平成26年6月25日
111		大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	静岡県行政書士会	静岡市葵区駿府町 2-113	254-3003	行政書士相談	平成26年6月26日
112		平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する焼津市と静岡県弁護士会との協定	静岡県弁護士会	静岡市追手町 10-80	252-0008	被災者支援活動	平成30年5月10日
113		災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	神奈川・静岡エリア統括部 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-13-13	286-1417	住宅地図・広域図等	平成26年10月27日
114		災害時における協力に関する協定	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	東京都港区西新橋 1-18-12COMS 虎ノ門 6 階	03-3596-0061	遺体の収納・安置 に必要な資機材	平成12年10月6日
115		災害時における協力に関する協定	亀の井ホテル焼津	焼津市浜当目 1375 番地の 2	627-0661	避難場所・入浴非常食の提供	令和4年4月18日 令和4年7月1日
116		災害発生時における焼津市と焼津市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 (焼津郵便局・東益津郵便局)	焼津郵便局： 焼津市焼津 1-4-1 東益津郵便局： 焼津市中里 442-3	焼津郵便局： 628-2680 東益津郵便局： 627-3003	車両貸与、避難者情報の 相互提供、広報活動、避難 所での郵便取扱	平成29年11月1日
117		地域における焼津市と焼津市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 (焼津郵便局・東益津郵便局)	焼津郵便局： 焼津市焼津 1-4-1 東益津郵便局： 焼津市中里 442-3	焼津郵便局： 628-2680 東益津郵便局： 627-3003	住民・道路・河川・港湾 等の異変・異常に関する 情報提供、不法投棄等の 情報提供	平成29年11月1日
118		災害時の応急対策業務に関する協定	(有)東海建材工業	焼津市本中根 568-1	656-1520	障害物等の除去、応急復旧	平成21年11月2日
119		災害時の応急対策業務に関する協定	(有)フクベ電設	焼津市柳新屋 876-5	629-1819	障害物等の除去、応急復旧	平成23年4月19日
120		災害時等における放送要請に関する協定	株式会社 F M 島田	島田市中央町 5-1	0547-34-1765	情報提供	平成21年10月13日
121		災害時における非常災害放送に関する協定	静岡エフエム放送(株)	浜松市中区常磐町 133-24	053-457-1153	情報発信協力	平成26年8月1日
122		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3	03-6898-7120	情報発信協力	平成27年2月6日
123		災害時における資機材のレンタルに関する協定書	株式会社 ダイワテック	静岡市葵区牛妻 3105-1	297-3027 (静岡支店)	ソーラーシステム ハウス、ストックコ ンテナ等	平成28年7月1日

No	協定項目	協定の名称	協定先名称	所在地	連絡先	借上げ・調達品等	締結年月日
124	復旧・生活支援	災害時における資機材のレンタルに関する協定書	三協フロンテア株式会社	千葉県柏市新十余二5番地	054-280-2400 (静岡店)	仮設事務所、仮設トイレ、仮設倉庫	令和3年7月29日
125		災害時におけるボランティア活動の支援に関する協定書	一般社団法人 焼津青年会議所	焼津市栄町 4-2-5	628-1518	災害ボランティア本部への運営補助人員派遣	平成30年9月17日
126		災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	株式会社アンビ・ア (ホテルアンビ松風閣)	焼津市栄町二丁目2番21号	628-3131 (松風閣)	宿泊施設、入浴、食事の提供等	令和2年8月27日
127		災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	焼津ホテル旅館組合	焼津市栄町一丁目11番10号	627-7378	宿泊施設、入浴、食事の提供等	令和2年9月24日
128		大規模災害発生時における施設の使用に関する協定書	焼津ホテル旅館組合	焼津市栄町一丁目11番10号	627-7378	宿泊施設	令和2年9月24日
129		災害等における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社	藤枝市青木二丁目17番39号	646-5711	復旧活動(電気)	令和3年11月2日
130		災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	株式会社N T T ドコモ 東海支社	静岡市葵区東静岡 1-3-43 ドコモ静岡ビル2階	265-7201	通信の確保、災害対応充電器の貸与	令和6年3月21日
131	介護支援 (避難所)	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 嬰育会 (ゆりかご保育所・第三ゆりかご保育所)	焼津市五ヶ堀之内 759-1 焼津市一色 722	629-3637 623-1551	福祉避難所	平成15年6月6日
132		災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 和田母子福祉会 (さくら保育園)	焼津市北新田 378-1	624-3073	福祉避難所	平成15年6月6日
133		災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 小川大富福祉会 (なかよし保育園・なかよし大富保育園)	焼津市西小川 6-15-6 焼津市中新田 1148-1	629-2525 623-2225	福祉避難所	平成15年6月6日
134		災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 東益津福祉会 (たかくさ保育園)	焼津市坂本 449-2	629-5430	福祉避難所	平成15年6月6日
135		災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 みだらけ福祉会 (特別養護老人ホーム あおい荘)	焼津市一色 435	623-9002	福祉避難所	平成8年12月26日
136		災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 嬰育会 (特別養護老人ホーム 福聚荘)	焼津市大島 649	623-1455	福祉避難所	平成8年12月26日
137		災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 東益津福祉会 (特別養護老人ホーム高麓)	焼津市坂本 385-1	628-0070	福祉避難所	平成9年6月16日
138		災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 正生会 (特別養護老人ホームつばさ)	焼津市田尻北 792-1	656-0656	福祉避難所	平成14年8月1日
139		災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 焼津福祉会 (ウェルシップみおし)	焼津市大覚寺 630	627-2111	福祉避難所	平成17年2月25日
140		災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 高風会 (暁)	焼津市大覚寺 3-1-2	620-9202	福祉避難所	平成17年3月10日

No	協定項目	協 定 の 名 称	協定先名称	所在地	連絡先	借上げ・調達品等	締結年月日
141	介護支援 (避難所)	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 焼津福祉会 障害者支援施設 (大井川寮)	焼津市下江留 840-1	622-8430	福祉避難所	平成 8 年 11 月 1 日
142		災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 厚生会特別養護 老人ホーム (大井川睦園)	焼津市高新田 2326-58	622-8080	福祉避難所	平成 8 年 11 月 1 日
143		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団高草会 (焼津病院)	焼津市策牛 48	628-9125	福祉避難所	平成 29 年 9 月 25 日
144		災害発生時に福祉避難所として社会福祉施設を使用することに関する協定	社会福祉法人 正生会 (特別養護老人ホーム つばさ豊田)	焼津市田尻北 792-1 焼津市保福島 1202	656-0656 628-3355	福祉避難所	令和元年 5 月 7 日
145		災害発生時に福祉避難所として社会福祉施設を使用することに関する協定	社会福祉法人 珀寿会 (特別養護老人ホーム 大富陽光園)	焼津市三右衛門新田 675-1	623-6066	福祉避難所	令和元年 5 月 14 日
146		災害発生時に福祉避難所として介護保険施設を使用することに関する協定	医療法人社団 正心会 (介護老人保健施設 ケアセンターゆうゆう)	焼津市小川新町 5-2-3 焼津市田尻 4	627-5585 625-0321	福祉避難所	令和 4 年 1 月 28 日
147		災害発生時に福祉避難所として介護保険施設を使用することに関する協定	医療法人社団 静寿会 (介護老人保健施設 シーサイド浜当目)	静岡市駿河区小坂 376-1 焼津市浜当目 4-12-1	257-2281 625-8550	福祉避難所	令和 4 年 1 月 28 日
148		災害発生時に福祉避難所として介護保険施設を使用することに関する協定	社会医療法人 駿甲会 (介護老人保健施設 コミュニティーケア高草) (介護老人保健施設 コミュニティーケア大井川)	焼津市大覚寺 2-30-1 焼津市方ノ上 358-1 焼津市相川 577-1	628-5500 627-5588 625-8560	福祉避難所	令和 4 年 2 月 28 日

応急食料品調達先一覧表

調達品目	調達先	所在地	電話	F A X
米	大井川農業協同組合焼津支店	焼津市焼津 4 - 9 - 2	626-6111	628-1549
	大井川農業協同組合東益津支店	焼津市中里 3 5 4	628-4133	628-3099
	大井川農業協同組合大村支店	焼津市大村 3 - 1 7 - 6	629-5312	628-3129
	大井川農業協同組合豊田支店	焼津市小土 1 0 7 0 - 2	628-3092	628-3133
	大井川農業協同組合小川支店	焼津市東小川 6 - 21 - 10	628-2542	628-3107
	大井川農業協同組合大富支店	焼津市中新田 1 1 - 1	624-4312	623-4537
	大井川農業協同組合和田支店	焼津市田尻 3 7 4	624-5362	623-4536
	大井川農業協同組合静岡支店	焼津市宗高 1	622-1411	
	大井川農業協同組合焼津営農経済センター	焼津市中新田 1 1 - 1	624-8989	624-8991
	大井川農業協同組合静岡営農経済センター	焼津市宗高 1 - 2	622-0023	622-7477
	青島米穀店	焼津市吉永 1 8 1 3 - 1	622-0166	
	若杉米穀店	焼津市相川 1 5 0 5	622-0216	
カップ麺	日清食品(株)静岡工場	焼津市相川 1 7 - 2	662-2111	
麺類	東洋水産株式会社焼津工場	焼津市田尻 1 2 6 8	624-9111	623-1241
醤油	ヤマキン(株)	焼津市小屋敷 4 7 7	628-2351	628-4804
	静岡県産醤油(株)	焼津市高新田 8 0 - 1	622-2241	
塩	(株) 鈴勝	焼津市吉永 1 9 1 5	622-0333	
缶詰	(株) S T I サンヨー	焼津市焼津 5 - 7 - 3	628-7211	629-0543
	石田缶詰(株)	焼津市大住 1 1 7 6	624-6395	623-1357
	はごろもフーズ(株)焼津プラント	焼津市大島 7 4 2	624-8777	624-7663
	エスエスケイフーズ(株)焼津工場	焼津市田尻 2 8 2 0	624-3211	623-2243
	(株) いちまる食品事業本部	焼津市浜当目 1 - 3 - 2 3	628-4115	628-8134
	三共食品(株)	焼津市惣右衛門 4 2 3	623-2277	623-2329
	(株) Y C L	焼津市小屋敷 4 6 6	628-7231	628-0339
	(株) サスナ	焼津市中里 8 2 4	627-5525	628-7352
	(株) 富士冷缶詰工場	焼津市惣右衛門 1 2 8 1 - 2	624-0708	624-7798
食料一般・ 衣類・ 日用品	(株) 富士屋本社	焼津市八幡 4 - 9 - 8	629-4611	628-6105
	(株) 富士屋東名店	焼津市八幡 4 - 9 - 8	629-6171	627-9169
	(株) 富士屋田尻北店	焼津市田尻北 1 8 5 - 1	625-1616	625-1619
	(株) 富士屋焼津三丁目店	焼津市焼津 3 - 1 0 - 1	631-4147	

調達品目	調達先	所在地	電話	FAX
食料一般・ 衣類・ 日用品	(株) 富士屋焼津南店	焼津市三右衛門新田 6 3 5 - 6 3 9	624-7531	623-1660
	(株) 田子重本部	焼津市東小川 2 - 1 6 - 1 4	627-3134	
	(株) 田子重小川店	焼津市小川新町 1 - 1 3 - 2	629-4635	
	(株) 田子重田尻店	焼津市田尻 4 2 1	624-3213	
	(株) 田子重登呂田店	焼津市東小川 2 - 1 6 - 1 4	629-2166	
	(株) 田子重西焼津店	焼津市小柳津 5 3 1	626-5522	
	KOマート大井川店	焼津市高新田 3 2 7	622-3143	
	べんてん	焼津市吉永 7 7 7	622-0107	
	イオンリテール (株) イオン焼津店	焼津市杵宜島 5 5 5	656-2300	656-2301
	生活協同組合ユーコープしずおか県本部	静岡市葵区呉服町 1 - 3 - 1 4	272-6811	
	(株) クリエイトエス・ディー	横浜市青葉区荏田西 2 - 3 - 2	045-914-8161	
	(株) スギ薬局	愛知県大府市横根町新江 6 2 - 1 (焼津市東小川 3 - 2 0 - 5) (焼津市大覚寺 2 - 2 5 - 7)	0562-45-2701 620-7111 621-0035	
	(株) サンドラッグ	東京都府中市若松町 1 - 3 8 - 1	042-369-6211	
	(株) 杏林堂薬局	浜松市中区板屋町 1 1 1 - 2	053-453-5111	
	中部薬品 (株) (V・ドラッグ)	岐阜県多治見市高根町 4 - 2 9	0572-27-3911	

給 食 機 関

名称	所在地	電話	能力	地域防災 無線
学校給食センター	大島 1746	624-6660	22, 000 食／日	1 8 3
焼津給食センター(私設)	大島 1241	623-3911		

災害救助用米穀の緊急引き渡し要請先

名称	所在地	電話番号
新精米工場 ＪＡ経済連パールライス袋井工場	袋井市堀越 1359-4	0 5 3 8 - 4 3 - 7 9 8 0

衣料・生活必需品等調達先一覧表

	所在地	電話	F A X
(株) 富士屋本社	焼津市八楠 4 - 9 - 8	629-4611	628-6105
(株) 富士屋東名店	焼津市八楠 4 - 9 - 8	629-6171	627-9169
(株) 富士屋田尻北店	焼津市田尻北 1 8 5 - 1	625-1616	625-1619
(株) 富士屋焼津三丁目店	焼津市焼津 3 - 1 0 - 1	631-4147	
(株) 富士屋焼津南店	焼津市三右衛門新田 6 3 5 - 6 3 9	624-7531	623-1660
(株) 田子重本部	焼津市東小川 2 - 1 6 - 1 4	627-3134	
(株) 田子重小川店	焼津市小川新町 1 - 1 3 - 2	629-4635	
(株) 田子重田尻店	焼津市田尻 4 2 1	624-3213	
(株) 田子重登呂田店	焼津市東小川 2 - 1 6 - 1 4	629-2166	
(株) 田子重西焼津店	焼津市小柳津 5 3 1	626-5522	
KO マート大井川店	焼津市高新田 3 2 7	622-3143	
べんてん	焼津市吉永 7 7 7	622-0107	
イオンリテール (株) イオン焼津店	焼津市祢宜島 5 5 5	656-2300	
生活協同組合ユーコープ しずおか県本部	静岡市葵区呉服町 1 - 3 - 1 4	272-6811	
(株) クリエイトエス・ディー	横浜市青葉区荏田西 2 - 3 - 2	045-914-81 61	
(株) スギ薬局	愛知県大府市横根町新江 6 2 - 1 (焼津市東小川 3 - 2 0 - 5) (焼津市大覚寺 2 - 2 5 - 7)	0562-45-27 01 620-7111 621-0035	
(株) サンドラッグ	東京都府中市若松町 1 - 3 8 - 1	042-369-62 11	
(株) 杏林堂薬局	浜松市中区板屋町 1 1 1 - 2	053-453-51 11	
中部薬品 (株) (V・ドラッグ)	岐阜県多治見市高根町 4 - 2 9	0572-27-39 11	

災害救助に必要な貯水槽等の使用に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、焼津市地域防災計画に基づき災害救助に必要な飲料水確保のため、焼津市(以下「甲」という。)はサッポロビール株式会社静岡工場(以下「乙」という。)が所有する貯水槽の使用及びこれに関係する防災倉庫の設置並びに諸材料の格納等について定めることを目的とする。

及び応急給水のための応急復旧作業に関し、協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、市内に、地震、災害、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに防災訓練において貯水槽の使用を必要とする場合は、乙に対し、貯水槽使用の協力要請をすることができる。

(要請の方法)

第3条 甲は、前条の要請をする場合にあって、使用目的、期間、その他必要と認める事項を予め文書により行うものとする。

ただし、やむを得ない場合はこれを省略することができるものとする。

(要請に基づく乙の協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは可能な限り甲に協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 前条の協力に関し、乙が要した経費及びその他補償については、甲、乙協議のうえ甲が負担するものとする。

(防災倉庫の設置及び管理)

第6条 甲は防災倉庫を設置するにあたり、事前に設置場所、規模、構造、給水装置等について文書をもって要請し、乙の承諾を得なければならない。

2. 前項に基づき設置に要する費用は、甲の負担とする。

3. 防災倉庫の維持管理については、乙が責任をもって善良な管理を行うものとする。

4. 乙は、防災倉庫の移設が生ずる場合予め甲と協議するものとする。

この場所における移設に係る費用は甲の負担とする。

5. 甲は防災倉庫の点検を行う場合には予め乙の承諾を得て行うものとする。

(賃借料)

第7条 防災倉庫の設置に要する土地賃借料は無料とする。

(有効期間)

第8条 この協定書は昭和59年8月22日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続するものとする。

乙は工場建設計画等により貯水槽に変更等が生じた場合は予め甲と協議するものとする。

(定めのない事項)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲および乙は各自1通保有する。

昭和59年8月22日

甲 静岡県焼津市本町二丁目16番地32

焼津市長 服部 毅一

乙 静岡県焼津市浜当目708番地1

サッポロビール株式会社静岡工場

工場長 大木 満喜男

焼津市の水道施設の概要

水源施設

名称	所在地	水源種別	能力 (m ³ /日)	給水人口 (人)	一日平均給水量 (m ³ /日)
柵宜島系統水源	柵宜島配水場周辺	深井戸 1 2 井	41,000	135,804	53,723
中新田系統水源	中新田配水場周辺	深井戸 1 8 井	40,000		
上泉系統水源	上泉配水場周辺	深井戸 4 井	7,600		
六軒屋系統水源	六軒屋配水場周辺	深井戸 1 井	2,600		
大井川広域水道	柵宜島配水場・ 中新田配水場・上泉 配水場	受水	8,700		
合 計			99,900	135,804	53,723

※ 給水人口・一日平均給水量は令和 4 年度水道事業年報の数値

水道工事業者一覧表

事業者名	所在地	電話	F A X	備考
焼津市管工事協同組合	焼津市五ヶ堀之内 152-1	627-1710	627-3990	
焼津市建設工業会	焼津市栄町 5 - 9 - 3	627-3276	628-8007	(株)橋本組
(有)秋山設備	焼津市三ヶ名 1690-2	627-4193	623-7474	
(株)大洋アレスコ	焼津市西小川 2-11-12	629-6042	629-2058	
(株)ハロー G	焼津市石津中町 17-12	623-8686	623-3487	
(有)横江組	焼津市中里 639	627-5993	627-0399	
(有)新光住設	焼津市大住 1167-1	623-4433	623-5194	
(株)Tec	焼津市三和 1346	624-0955	624-0911	
(株)平野工業	焼津市三和 1551-2	624-5735	624-5592	
(有)アイバン	焼津市田尻 865-1	623-6627	623-6615	
岡村設備(株)	焼津市下江留 230-1	622-7582	622-7601	
(株)志太設備工業所	焼津市下江留 717	622-0369	622-5591	
(株)池ヶ谷設備工業所	焼津市上小杉 843-1	622-1439	622-1262	
(株)福泉 大井川支店	焼津市藤守 2293-1	622-1260	622-2490	
田中土建工業(株)	焼津市藤守 2128	622-1540	622-5519	
協同組合 大井川建設業協会	焼津市宗高 900	622-0393	622-2579	
ナルサワ住宅設備	焼津市上泉 612-192	622-1108	622-1108	
中部水道	焼津市利右衛門 2557-4	622-3560	622-3560	

水道資機材調達先一覧表

事業社名	所在地	電話	F A X
(株) コハラ	焼津市焼津 6-12-22	629-6226	627-3307
三菱建材 (株)	焼津市石津 811-1	624-6200	624-7543
丸尾興商 (株)	島田市御仮屋町 8753	0547-35-3121	0547-35-5133
山田商工 (株)	静岡市葵区竜南 3-17-15	247-1111	247-1116

水道電気・機械設備応援協定先

区分	事業社名	所在地	電話	F A X
電気	(株) 東芝静岡支店	静岡市葵区追手町 3-11	273-1048	255-3639
電気	(株) 日立製作所 静岡支店	静岡市葵区御幸町 11-30	254-7341	254-7346
電気	(株) 明電舎 静岡支店	静岡市葵区日出町 1-2	251-3931	254-4671
機械	荏原実業(株) 静岡支社	静岡市駿河区八幡 2-2-25	289-3000	289-2988
機械	前澤工業(株) 横浜支店	横浜市港北区新横浜 3-18-9	045-475-2960	045-475-2961
電気	メタウォーター(株) 静岡営業所	静岡市駿河区中野新田 57-193	280-6671	287-5815

被災建築物応急危険度判定資機材設置数及び設置場所等

判定資機材設置数及び設置場所（令和 6 年 4 月 1 日現在）

判定資機材名称	判定資機材設置場所		合計
	消防防災センター	焼津市役所本庁舎	
被災建築物応急危険度判定必携	1 冊	1 冊	2 冊
震前判定計画書	1 冊	1 冊	2 冊
調査票（木造）	37,930 枚	50 枚	37,980 枚
調査票（鉄骨造）	13,024 枚	25 枚	13,049 枚
調査票（鉄筋コンクリート造）	1,184 枚	25 枚	1,209 枚
ステッカー（緑：調査済）	31,193 枚	15 枚	31,208 枚
ステッカー（黄：要注意）	12,967 枚	45 枚	13,012 枚
ステッカー（赤：危険）	7,800 枚	40 枚	7,840 枚
判定士手帳	—	73 冊	73 冊
腕章	290 個	10 個	300 個
ヘルメット用シール	260 枚	10 枚	270 枚
下げ振り	145 個	5 個	150 個
クラックスケール	145 個	5 個	150 個
ガムテープ	145 個	5 個	150 個
バインダー	145 個	5 個	150 個
ハンマー	145 個	5 個	150 個
マジック（黒）	145 本	5 本	150 本
マーカー（赤）	60 本	—	60 本
鉛筆等	145 本	5 本	150 本
バック	105 袋	5 袋	110 袋
コンベックス	145 個	5 個	150 個
軍手	604 双	10 双	614 双

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 判定拠点の設置場所

判定拠点一覧表

	建物名称	被災建築物	被災宅地
メイン判定拠点	大井川庁舎（3 階大会議室）	○	
サブ判定拠点	焼津図書館（研修室）	○	○
サブ判定拠点	大富地域交流センター（第 1・2 会議室）	○	○
サブ判定拠点	大井川庁舎（2 階会議室）	○	

※発災後の被害状況によりサブ判定拠点を開設

応急建設住宅建設候補用地

番号	候補地	地名地番	敷地所有者	敷地面積	有効敷地	建設可能 戸数 (駐車場あり)	主な接道	備考
1	石脇公園	石脇上77	焼津市	6,690	4,569	66	市道 6.0m	
2	焼津中央広場	焼津4-15-1	焼津市	4,513	2,095	30	県道 15.0m	
3	中根公園	中根新田49-1	焼津市	7,445	6,400	78	市道 6.5m	
4	一色水道用地	一色1043	焼津市	11,705	9,308	116	市道 7.0m	
5	田尻スポーツ広場	田尻2058	焼津市	12,064	10,137	128	市道 9.3m	
6	高新田平公園	高新田2326-1	焼津市	5,818	1,756	29	市道 12.0m	
7	宗高中央公園	宗高810-4	焼津市	4,846	2,000	24	市道 18.3m	
8	上小杉住生協公園	上小杉887-95	焼津市	2,589	2,146	19	市道 6.0m	
9	下小杉児童公園	下小杉480-1	焼津市	3,156	1,700	15	市道 6.5m	
10	富士見公園	上泉352-3	焼津市	4,529	4,052	41	市道 7.0m	
11	つつじ平公園	上泉612	焼津市	2,832	2,446	24	市道 9.0m	
12	宗高さくら公園	宗高1207-4	焼津市	3,428	1,634	21	市道 5.5m	
13	えづみ公園	下江留1893	焼津市	3,488	3,003	30	市道 11.4m	
14	上新田公園	上新田818-1	焼津市	4,647	2,282	22	市道 5.5m	
15	八楠公園	八楠4-4-41	焼津市	14,199	8,004	106	市道 8.0m	
16	中公園	駅北5-10	焼津市	12,014	5,628	50	市道 6.0m	
17	清見田公園	三ヶ名1626	焼津市	20,325	6,979	115	市道 11.0m	
18	元焼津公園	焼津2-7	焼津市	11,176	1,884	30	市道 6.0m	
19	竪小路公園	西小川3-71	焼津市	11,080	1,685	12	市道 8.0m	
20	小川公園	小川2718	焼津市	19,640	10,852	131	市道 9.0m	
21	田尻北公園	田尻北1284	焼津市	14,020	6,983	72	市道 8.5m	
22	松原公園	田尻北698	焼津市	16,289	5,366	48	市道 10.2m	
23	石津中央公園	石津中町13-1	焼津市	11,589	1,984	18	市道 6.0m	
24	上小杉児童公園	上小杉111-4	焼津市	3,567	1,531	14	市道 8.5m	
25	上新田北公園	上新田110-1	焼津市	2,490	2,100	19	市道 4.5m	
26	上泉公園	上泉705-1	焼津市	4,599	2,891	29	市道 4.9m	
27	河原富士見公園	中根新田1360	焼津市	17,541	15,023	116	市道 8.3m	
28	保福島公園	保福島1	焼津市	2,851	2,066	18	市道 7.5m	
29	大島中央公園	大島647-6	焼津市	3,523	3,348	28	市道 14.2m	

番号	候補地	地名地番	敷地所有者	敷地面積	有効敷地	建設可能 戸数 (駐車場あり)	主な接道	備考
30	石津西公園	石津421-3	焼津市	42,000	18,920	129	県道 22.0m	
31	中川原公園	東小川8-37	焼津市	2,499	1,088	8	市道 6.0m	
32	高松公園	東小川7-64	焼津市	2,638	1,300	8	市道 5.0m	
33	石津岡公園	石津向町24-1	焼津市	2,701	1,280	8	市道 6.0m	
34	港公園	石津港町42-1	焼津市	2,500	2,362	18	市道 6.0m	
35	浜田公園	田尻2140-2	焼津市	2,597	2,370	16	市道 18.0m	
36	横須賀公園	田尻2492	焼津市	4,320	3,300	28	市道 12.0m	
37	塩津公園	栄町6-10	焼津市	3,118	1,488	16	市道 6.0m	
38	小川北公園	西小川1-29	焼津市	3,730	1,438	16	市道 6.0m	
39	牛田橋公園	大栄町3-3-1	焼津市	2,793	1,049	12	市道 6.0m	
40	大覚寺公園	大覚寺3-4	焼津市	33,244	14,191	151	市道 17.0m	
41	八楠一丁田公園	八楠2-4-51	焼津市	2,499	1,423	15	市道 6.0m	
42	北道原公園	道原 1065-1	焼津市	2,000	931	10	市道 8.0m	
43	大覚寺1号公園	大覚寺一丁目 4	焼津市	2,499	1,488	17	市道 8.0m	
44	加茂公園	八楠一丁目 4-41	焼津市	1,499	1,087	4	市道 12.0m	
45	くすのき公園	八楠三丁目 4-51	焼津市	2,400	1,500	12	市道 6.5m	
46	大覚寺2号公園	大覚寺二丁目 4	焼津市	2,501	1,959	11	市道 6.5m	
47	下小田公園	下小田 679-2	焼津市	2,000	1,990	11	市道 6.0m	
48	寺島公園	祢宜島 615-1	焼津市	2,000	863	9	市道 8.0m	
49	下江留ふれあい公園	下江留 1063-1	焼津市	3,889	2,413	16	市道 4.0m	
50	大井川防災広場	利右衛門、吉永、 下江留	焼津市	143,000	43,801	457	市道 8.0m	
51	本郷公園	大村一丁目 4	焼津市	2,434	2,254	17	市道 6.0m	
52	焼津北公園	駅北二丁目 5-6	焼津市	2,041	1,876	16	市道 8.0m	
53	大村公園	大栄町一丁目 10-1	焼津市	2,203	1,526	12	市道 6.0m	
54	小川一丁田公園	西小川五丁目 96	焼津市	1,998	1,673	14	市道 6.0m	
55	芝原公園	西小川四丁目 51	焼津市	2,001	1,657	12	市道 8.0m	
56	みどりヶ丘公園	大村二丁目 4-83	焼津市	2,800	2,308	15	市道 6.4m	
57	秋葉公園	大村二丁目 4-64	焼津市	2,141	1,877	15	市道 6.4m	
58	与惣次公園	与惣次 98	焼津市	2,000	1,800	13	市道 6.0m	
59	東小川1号公園	東小川四丁目 17	焼津市	4,799	4,263	36	市道 8.0m	

番号	候補地	地名地番	敷地所有者	敷地面積	有効敷地	建設可能 戸数 (駐車場あり)	主な接道	備 考
60	宗高児童公園	宗高 384-1	焼津市	3,187	2,186	23	市道 6.0m	
61	下雨垂公園	与惣次 319	焼津市	2,500	2,192	25	市道 6.0m	
62	助三島公園	小川 2939	焼津市	2,000	1,652	20	市道 6.0m	
63	赤塚川公園	焼津三丁目 12-4	焼津市	1,710	1,356	13	市道 6.0m	
64	上荒田公園	西小川二丁目 36	焼津市	1,799	1,521	14	市道 6.0m	
65	すみれ台中央公園	すみれ台二丁目 914	焼津市	1,701	1,605	16	市道 6.0m	
66	柳公園	西焼津 18-4	焼津市	1,607	1,245	11	市道 8.0m	
67	蔵小路公園	東小川六丁目 60	焼津市	1,500	1,304	10	市道 6.0m	
68	小屋敷公園	西焼津 4-19	焼津市	1,902	1,820	12	市道 8.0m	
69	立通り公園	祢宜島 229-1	焼津市	1,659	1,465	12	市道 6.0m	
70	ゆうゆう公園	下江留 1343-1	焼津市	1,997	1,608	12	市道 6.5m	
71	大井川河川敷運動公園 駐車場	西島 345-190	焼津市	12,582	8,270	63	市道 9.0m	
72	飯淵グランド	飯淵 1244	焼津市	14,898	13,907	136	市道 4.0m	
合計				580,539	295,458	2,938		

救護所一覧表

(令和 6 年 4 月現在)

名 称	設 置 場 所
第 1 救 護 所	東益津地域交流センター
第 2 救 護 所	焼津文化会館
第 3 救 護 所	小川地域交流センター
第 4 救 護 所	豊田小学校
第 5 救 護 所	焼津ケアセンター
第 6 救 護 所	和田地域交流センター
第 7 救 護 所	大井川中学校

※小中学校は IP 電話のため、停電時は Fax が災害時優先電話となる。

救護病院

(令和 6 年 4 月現在)

病院名	所在地	診療科目	病床数
焼津市立総合病院	道原 1000	内科、腎臓内科、整形外科、消化器内科、循環器内科、代謝・内分泌内科、脳神経内科、形成外科、小児科、外科、泌尿器科、産婦人科、脳神経外科、皮膚科、放射線科、歯科口腔外科、眼科、耳鼻咽喉科、病理診断科、麻酔科、リハビリテーション科、救急科、血液内科、消化器外科、胸部外科、呼吸器内科、精神科、乳腺外科	4 2 3
コミュニティーホスピタル甲賀病院	大覚寺 2-30-1	内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、ペインクリニック内科、神経内科、血液内科、脳神経外科、外科、整形外科、乳腺外科、呼吸器外科、消化器外科、リウマチ科、形成外科、皮膚科、放射線科、リハビリテーション科、泌尿器科、精神科、麻酔科、眼科、病理診断科、腎臓内科、腫瘍内科、血管外科、糖尿病内科、救急科、耳鼻咽喉科	4 0 7
岡本石井病院	小川新町 5-2-3	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、脳神経内科、老年内科、糖尿病・内分泌・代謝内科、外科、整形外科、リウマチ科、脊椎外科、リハビリテーション科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、産婦人科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、アレルギー科、眼科	1 9 7

消毒機器及び薬品調達予定先一覧表

事業所名	所在地	電話	品名
中北薬品(株)焼津支店	焼津市越後島 347	628-2811	各種消毒剤 (クレゾール)
三菱建材(株)	焼津市石津 811 - 1	624-6200	石灰
(株)渡仲セメント	焼津市本町 2 - 17 - 9	627-8181	石灰
葵薬品	静岡市駿河区登呂 4-5-22	0545-64-1825	防疫用薬品

品名	市確保数量	事業所名
動力噴霧機	2機	静岡グリーンサービス(株) 焼津市下小田 508 624 - 5593
背負い式エンジン噴霧機	2機	
セット動噴	2台	問合先：環境課 626-1130 保管場所：小屋敷環境管理センター 敷地西側 環境課倉庫内 焼津市小屋敷 573 628-7408

遺体収容施設

利用方法	施設名	住所
検視・検案	保健センター 集検ホール	東小川一丁目 8 番地の 1
安置	組合立静岡県中部看護専門学校 講堂	東小川一丁目 6 番地の 9

障害物撤去作業用機械器具の調達予定先一覧表

調達先	所在地	電話	F A X	備考
焼津市建設工業会	焼津市栄町 5-9-3	627-3276	628-8007	(会長)橋本組
大井川建設業協会	焼津市宗高 900	622-0393	622-2579	(対策本部長) 焼津市飯淵 564 (株)杉本組 電話：622-5008 FAX：622-7213
レント(株)焼津営業所	藤枝市横内 849-1	645-7400	628-1170	
太陽建機レンタル(株)焼津支店	焼津市石津 387	656-3663	656-3300	
一般社団法人 日本建設機械 レンタル協会 静岡支部	静岡市駿河区宮竹 1 -14-14	238-8022	238-8033	(株) レント内
鹿島建設(株)静岡営業所	静岡市駿河区稲川 3 丁目 6 番 5 号	285-3121	280-0135	

市有車両及び緊急通行車両届出済車両

	担当部課名	保管場所	呼名（号車）	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量 （kg）	無線	広報装置	災害時使用部署	備 考
1	出納室	新屋公園北側	市役所 2号車	エブリイ	静岡480 そ8374	貨物	バン	2（4）人	350 （250）		カセット・マイク	市民環境部	出納室集中管理車両
2	出納室	立駐4階	市役所 3号車	エブリイ	静岡480 そ2673	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			健康福祉部	出納室集中管理車両
3	スマイルライフ推進課	東益津地域交流センター駐 車場	市役所 4号車	エブリイ	静岡480 こ4872	貨物	バン	2（4）人	350 （250）				青色回転灯装備車 （番号74-17）
4	スマイルライフ推進課 （小川地域交流セ ンター）	小川地域交流 センター 駐車場	小川地域交流セ ンター	エブリイ	静岡480 こ4871	貨物	バン	2（4）人	350 （250）				出納室集中管理車両
5	出納室	立駐R階	市役所 5号車	エブリイ	静岡480 そ5138	貨物	バン	2（4）人	350 （250）				出納室集中管理車両
6	出納室	立駐4階	市役所 6号車	エブリイ	静岡480 そ2674	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			健康福祉部	出納室集中管理車両
7	出納室	立駐R階	市役所 7号車	エブリイ	静岡480 さ5316	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			建設部	出納室集中管理車両
8	道路課	立駐R階	維持車輛	エブリイ	静岡480 さ6954	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			道路班パトロー ル用	
9	出納室	立駐R階	市役所 9号車	エブリイ	静岡480 さ5314	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			こども未来部	出納室集中管理車両
10	学校教育課	大井川庁舎車 庫	市役所10号車	ミニキャブ	静岡480 か2722	貨物	バン	2（4）人	350 （250）				
11	出納室	新屋公園北側	市役所11号車	ステップワゴ ン	静岡501 そ7355	乗用	ステーショ ンワゴン	8人				総務部	出納室集中管理車両
12	土木管理課	立駐R階	市役所12号車	エブリイ	静岡480 そ8375	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			建設部	出納室集中管理車両
13	土木管理課	立駐R階	市役所13号車	エブリイ	静岡480 か7495	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			都市政策部	出納室集中管理車両
14	出納室	立駐4階	市役所14号車	ノート	静岡502 て908	乗用	箱型	5人				経済部	出納室集中管理車両
15	土木管理課	新屋公園北側	市役所16号車	エブリイ	静岡480 か7493	貨物	バン	2（4）人	350 （250）	おいがわ 2	カセット・マイク	都市政策部	出納室集中管理車両
16	土木管理課	新屋公園北側	市役所17号車	ミニキャブ	静岡480 え9206	貨物	バン	2（4）人	350 （250）	やいづ5	カセット・マイク	建設部	出納室集中管理車両
17	出納室	立駐4階	市役所19号車	キャリー	静岡480 す3437	貨物	キャブオー ーバ	2人	350	やいづ17		生きがい・交流部	出納室集中管理車両
18	土木管理課	立駐4階	市役所20号車	エブリイ	静岡480 た1615	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			建設部	出納室集中管理車両
19	スマイルライフ推進課 大村地域交流セン ター	大村地域交流 センター駐 車場	大村地域交流セ ンター	エブリイ	静岡480 け7630	貨物	バン	2（4）人	350 （250）				出納室集中管理車両
20	土木管理課	新屋公園北側	市役所22号車	エブリイ	静岡480 こ5797	貨物	バン	2（4）人	350 （250）	やいづ11	カセット・マイク	建設部	出納室集中管理車両 防犯パトロール車

	担当部課名	保管場所	呼名（号車）	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量 （kg）	無線	広報装置	災害時使用部署	備 考
21	学校教育課	大井川庁舎車庫	市役所 2 3 号車	ミニキャブ	静岡 4 8 0 き 7 7 5 2	貨物	バン	2（4）人	3 5 0（2 5 0）				
22	出納室	新屋公園北側	市役所 2 4 号車	エブリイ	静岡 4 8 0 け 7 5 0 7	貨物	バン	2（4）人	3 5 0 （2 5 0）	やいづ 1 6	SD カード・ マイク	行政経営部	出納室集中管理車両
23	出納室	新屋公園北側	市役所 2 5 号車	ミニキャブ	静岡 4 8 0 く 9 5 3 3	貨物	バン	2（4）人	3 5 0 （2 5 0）	やいづ 6	カセット・マ イク	行政経営部	出納室集中管理車両
24	土木管理課	立駐 R 階	市役所 2 6 号車	エブリイ	静岡 4 8 0 こ 5 7 9 8	貨物	バン	2（4）人	3 5 0 （2 5 0）	やいづ 9		都市政策部	出納室集中管理車両
25	出納室	立駐 4 階	市役所 2 8 号車	エブリイ	静岡 4 8 0 せ 1 7 0 6	貨物	バン	2（4）人	3 5 0 （2 5 0）			生きがい・交流部	出納室集中管理車両
26	出納室	立駐 4 階	市役所 2 9 号車	エブリイ	静岡 4 8 0 せ 1 7 0 7	貨物	バン	2（4）人	3 5 0 （2 5 0）			生きがい・交流部	出納室集中管理車両
27	土木管理課	新屋公園北側	市役所 3 1 号車	ジムニー	静岡 5 8 0 ぬ 8 0 3 2	乗用	軽ジープ	4 人		やいづ 8	カセット・マ イク	建設部	出納室集中管理車両
28	出納室	立駐 R 階	市役所 3 4 号車	AD バン	静岡 4 0 0 と 9 5 8 2	貨物	バン	2（5）人	4 5 0 （3 0 0）	やいづ 1 3		経済部	出納室集中管理車両
29	学校教育課	大井川庁舎	市役所 3 7 号車	ミニキャブ	静岡 4 8 0 き 7 7 5 1	貨物	バン	2（4）人	3 5 0 （2 5 0）			大井川市民 サービスセンター	
30	出納室	立駐 R 階	市役所 4 0 号車	アルト	静岡 5 8 0 は 9 6 9	乗用	箱型	4 人				総務部	出納室集中管理車両
31	くらし安全課	新屋公園 北側駐車場	市役所 4 2 号車	エブリイ	静岡 4 8 0 あ 7 4 7 7	貨物	バン	2（4）人	3 5 0 （2 5 0）		カセット・マ イク	市民環境部	防犯パトロール車
32	土木管理課	立駐 R 階	市役所 4 1 号車	エブリイ	静岡 4 8 0 せ 6 4 5 2	貨物	バン	2（4）人	3 5 0 （2 5 0）			都市政策部	出納室集中管理車両
33	出納室	立駐 R 階	市役所 4 5 号車	ハイゼット	静岡 4 8 0 さ 9 4 1 5	貨物	バン	2（4）人	3 5 0 （2 5 0）			こども未来部	出納室集中管理車両
34	スマイルライフ推 進課	アトレ駐車場 （焼津地域交 流センター）	市役所 4 6 号車	ミニキャブ	静岡 4 8 0 か 2 7 2 3	貨物	バン	2（4）人	3 5 0 （2 5 0）				青色回転灯装備車 （番号 59-22）
35	こども相談課	アトレ	市役所 4 7 号車	ムーヴ	静岡 5 0 め 4 5 0 8	乗用	箱型	4 人				こども未来部	
36	土木管理課	立駐 R 階	市役所 4 8 号車	ミニキャブ	静岡 4 8 0 か 2 7 2 4	貨物	バン	2（4）人	3 5 0 （2 5 0）			都市政策部	出納室集中管理車両
37	出納室	新屋公園北側	市役所 4 9 号車	エブリイ	静岡 4 8 0 せ 6 4 5 3	貨物	バン	2（4）人	3 5 0 （2 5 0）		カセット・マ イク	総務部	出納室集中管理車両
38	こども相談課	アトレ	市役所 5 2 号車	エブリイ	静岡 4 8 0 う 2 0 2 5	貨物	バン	2（4）人	3 5 0 （2 5 0）			こども未来部	
39	土木管理課	立駐 R 階	市役所 5 4 号車	エブリイ	静岡 4 8 0 こ 5 7 9 9	貨物	バン	2（4）人	3 5 0 （2 5 0）	やいづ 30		建設部	出納室集中管理車両
40	出納室	立駐 4 階	市役所 5 6 号車	スィフト	静岡 5 0 2 た 1 9 3 3	乗用	箱型	5 人		おおいがわ 2 7		監査委員事務局	出納室集中管理車両
41	出納室	立駐 4 階	市役所 5 7 号車	スィフト	静岡 5 0 2 ち 3 8 2 1	乗用	箱型	5 人				総務部	出納室集中管理車両
42	出納室	立駐 4 階	市役所 5 8 号車	プリウス	静岡 3 0 0 ぬ 3 2 8 5	乗用	箱型	5 人				総務部	出納室集中管理車両

	担当部課名	保管場所	呼名(号車)	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量(kg)	無線	広報装置	災害時使用部署	備 考
43	出納室	新屋公園北側	市役所59号車	ミニキャブ	静岡480 き7753	貨物	バン	2(4)人	350(250)		SDカード・ マイク	市民環境部	出納室集中管理車両
44	出納室	新屋公園北側	市役所60号車	ミニキャブ	静岡480 き7754	貨物	バン	2(4)人	350 (250)		SDカード・ マイク	総務部	出納室集中管理車両
45	土木管理課	新屋公園北側	市役所61号車	エクストレイ ル	静岡800 さ9344	公共応急 作業車	ステーショ ンワゴン	5人		おおいがわ 8	カセット・マ イク	建設部	赤色回転灯装備車 水防車・出納室集中 管理車両
46	出納室	立駐R階	市役所62号車	ミニキャブト ラック	静岡480 く3611	貨物	キャブオ ーバ	2人	350	おおいがわ 21		市民環境部	出納室集中管理車両
47	出納室	立駐4階	市役所63号車	ハイゼット	静岡480 す360	貨物	バン	4人	350 (250)	おおいがわ 24			出納室集中管理車両
48	出納室	新屋公園北側	市役所64号車	リエッセ	静岡200 さ1068	乗合	キャブオ ーバ	29人		おおいがわ 25		出納室	出納室集中管理車両
49	出納室	新屋公園北側	市役所66号車	エスティマ	静岡300 に7912	乗用	ステーショ ンワゴン	8人		おおいがわ 30		こども未来部	出納室集中管理車両 防犯パトロール車
50	こども相談課	アトレ	市役所67号車	エブリイ	静岡480 か7494	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 5			
51	出納室	新屋公園北側	市役所68号車	エブリイ	静岡480 さ5315	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 1	カセット・マ イク	経済部	出納室集中管理車両
52	出納室	立駐R階	市役所69号車	ハイゼット	静岡480 さ9414	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 22		教育委員会	出納室集中管理車両
53	出納室	立駐R階	市役所70号車	ハイゼット	静岡480 え1296	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 31		教育委員会	出納室集中管理車両
54	出納室	新屋公園北側	市役所71号車	キャラバン	静岡400 た1681	貨物	バン	2(5)人	1150 (900)	おおいがわ 6		経済部	出納室集中管理車両
55	出納室	新屋公園北側	市役所72号車	エブリイ	静岡480 す9945	貨物	バン	2(4)人	350 (250)		カセット・マ イク	議会事務局	出納室集中管理車両
56	出納室	立駐R階	市役所73号車	エブリイ	静岡480 か7492	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 33		教育委員会	出納室集中管理車両
57	大井川市民 サービスセンター	大井川庁舎車 庫	市役所74号車	ハイゼットカ ーゴ	静岡480 う2551	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 34	カセット・マ イク	大井川市民 サービスセンター	
58	出納室	新屋公園北側	市役所75号車	ミニキャブ	静岡480 く3612	貨物	バン	2(4)人	350 (250)		SDカード・ マイク	総務部	出納室集中管理車両
59	出納室	立駐R階	市役所76号車	アルト	静岡580 は970	乗用	箱型	4人		おおいがわ 4		行政経営部	出納室集中管理車両
60	出納室	立駐R階	市役所77号車	ハイゼット	静岡480 す361	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 7		こども未来部	出納室集中管理車両
61	スマイルライフ推 進課	大井川庁舎車庫 (大井川地域 交流センタ ー)	市役所78号車	ミニキャブ	静岡480 く3613	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 23			青色回転灯装備車 (番号59-23)
62	出納室	新屋公園北側	市役所79号車	ハイエース	静岡300 ほ4381	乗用	ステーショ ンワゴン	8人				経済部	出納室集中管理車両
63	DX推進課	防災センター	DX推進課1号車	エブリイ	静岡41 い3171	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				

	担当部課名	保管場所	呼名(号車)	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量(kg)	無線	広報装置	災害時使用部署	備考
64	DX推進課	防災センター	DX推進課2号車	エブリイ	静岡480 か7425	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
65	出納室	立駐4階	市長車	エスティマ	静岡334 ゆ812	乗用	ステーションワゴン	7人				総務部	リース契約
66	環境課	日野重	不法投棄パトロール車	ハイゼット	静岡480 た1034	貨物	ダンプ	2人	350				電動モーター式ダンプ付き
67	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	プレス1	フォワード	静岡800 す3052	特種	塵芥車	3人	1,800		SDカード・マイク	環境課(塵芥収集)	
68	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	パッカ13	フォワード	静岡800 さ7368	特種	塵芥車	3人	2,500		カセット・マイク	環境課(塵芥収集)	
69	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	パッカ15	フォワード	静岡800 す5768	特種	塵芥車	3人	2,000		カセット・マイク	環境課(塵芥収集)	
70	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	パッカ16	フォワード	静岡800 す6282	特種	塵芥車	3人	2,050		カセット・マイク	環境課(塵芥収集)	
71	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	パッカ17	フォワード	静岡800 す4606	特種	塵芥車	3人	2,100		カセット・マイク	環境課(塵芥収集)	
72	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	パッカ18	フォワード	静岡800 す7394	特種	塵芥車	3人	1,550		カセット・マイク	環境課(塵芥収集)	
73	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	平ボディー20	エルフセミロング	静岡100 せ2012	貨物	キャブオーバーバ	3人	2,000			環境課(塵芥収集)	
74	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	平ボディー21	エルフセミロング	静岡100 す5660	貨物	キャブオーバーバ	3人	2,000			環境課(塵芥収集)	
75	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	平ボディー22	アトラス	静岡100 す6752	貨物	キャブオーバーバ	3人	2,000			環境課(塵芥収集)	
76	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	平ボディー23	キャンター	静岡100 す7871	貨物	キャブオーバーバ	3人	2,000			環境課(塵芥収集)	
77	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	パッカ28	フォワード	静岡800 す6809	特種	塵芥車	3人	2,050		カセット・マイク	環境課(塵芥収集)	
78	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	平ボディー25	キャンター	静岡100 す9396	貨物	キャブオーバーバ	3人	2,000		SDカード・マイク	環境課(塵芥収集)	
79	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	平ボディー26	キャンター	静岡100 す270	貨物	キャブオーバーバ	3人	2,000		SDカード・マイク	環境課(塵芥収集)	
80	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	軽トラ1	ハイゼット	静岡41う 4636	貨物	キャブオーバーバ	2人	350			環境課	
81	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	軽トラ2	サンバー	静岡41え 6413	貨物	キャブオーバーバ	2人	350			環境課	
82	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ1	デュトロ	静岡800 す1314	特種	糞尿車	3人	3,000			下水道課(し尿収集)	
83	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ2	エルフ	静岡800 す6318	特種	糞尿車	3人	3,000			下水道課(し尿収集)	
84	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ3	エルフ	静岡800 す7385	特種	糞尿車	3人	3,000			下水道課(し尿収集)	
85	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ5	エルフ	静岡800 す4227	特種	糞尿車	3人	2,400			下水道課(し尿収集)	

	担当部課名	保管場所	呼名（号車）	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量 （kg）	無線	広報装置	災害時使用部署	備 考
86	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ 6	キャンター	静岡 800 す 683	特種	糞尿車	3人	3,000			下水道課(し尿収集)	
87	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ 7	キャンター	静岡 800 す 684	特種	糞尿車	3人	3,000			下水道課(し尿収集)	
88	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ 8	デュトロ	静岡 800 す 1315	特種	糞尿車	3人	3,000			下水道課(し尿収集)	
89	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ 10	エルフ	静岡 800 す 4613	特種	糞尿車	2人	3,600			下水道課(し尿収集)	
90	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ 11	エルフ	静岡 800 す 1876	特種	糞尿車	3人	3,500			下水道課(し尿収集)	
91	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ 12	エルフ	静岡 800 す 7357	特種	糞尿車	3人	3,500			下水道課(し尿収集)	
92	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ 13	エルフ	静岡 800 す 5188	特種	糞尿車	2人	3,600			下水道課(し尿収集)	
93	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ 15	エルフ	静岡 800 す 6292	特種	糞尿車	3人	3,500			下水道課(し尿収集)	
94	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ 16	エルフ	静岡 800 す 6785	特種	糞尿車	3人	3,500			下水道課(し尿収集)	
95	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ 17	フォワード	静岡 800 は 941	特種	糞尿車	2人	7,000			下水道課(し尿収集)	
96	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ 18	エルフ	静岡 800 す 3511	特種	糞尿車	3人	3,500			下水道課(し尿収集)	
97	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ 19	エルフ	静岡 800 す 4026	特種	糞尿車	3人	3,500			下水道課(し尿収集)	
98	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ 20	エルフ	静岡 800 す 3127	特種	糞尿車	3人	3,400			下水道課(し尿収集)	
99	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ 21	エルフ	静岡 800 す 7953	特種	糞尿車	3人	3,000			下水道課(し尿収集)	
100	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ 22	エルフ	静岡 800 す 7954	特種	糞尿車	3人	3,500			下水道課(し尿収集)	
101	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	軽トラ 3	エブリイ/ キャリティ	静岡 480 さ 432	貨物	キャブオーバー	2人	350			下水道課	
102	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	軽ワゴン 1	エブリイ	静岡 480 た 2928	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			下水道課	
103	介護保険課	立体駐車場	介護 N○1	エブリイ	静岡 480 く 9637	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
104	介護保険課	立体駐車場	介護 N○2	エブリイ	静岡 480 く 9638	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
105	介護保険課	立体駐車場	介護 N○3	エブリイ	静岡 480 こ 4873	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
106	介護保険課	立体駐車場	介護 N○4	エブリイ	静岡 480 こ 1163	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
107	介護保険課	立体駐車場	介護 N○5	ハイゼット	静岡 41 か 5901	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				

	担当部課名	保管場所	呼名(号車)	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量 (kg)	無線	広報装置	災害時使用部署	備 考
108	介護保険課	立体駐車場	介護No6	ミニキャブバン	静岡41 き5453	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
109	介護保険課	立体駐車場	介護No8	エブリイ	静岡480 え9566	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
110	地域包括ケア推進 課	立体駐車場	介護No9	アルト	静岡580 さ9638	乗用	箱型	4人					
111	介護保険課	立体駐車場	介護No10	ミニキャブバン	静岡480 き9325	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
112	介護保険課	立体駐車場	介護No11	エブリイ	静岡480 く2586	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
113	介護保険課	立体駐車場	介護No12	スクラムバン	静岡480 こ8314	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
114	介護保険課	立体駐車場	介護No13	エブリイ	静岡480 さ1209	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
115	介護保険課	立体駐車場	介護No14	ハイゼット	静岡480 す1824	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
116	介護保険課	立体駐車場	介護No15	エブリイ	静岡480 す9678	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
117	障害福祉課	新屋公用車駐 車場	2026	エブリイ	静岡480 う2026	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
118	地域福祉課	本庁立体駐車 場	日赤車	スクラムバン	静岡480 こ8355	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
119	保育・幼稚園課	石津保育園	保育・幼稚園課 公用車両	ミニキャブバン	静岡480 え672	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
120	こども相談課	アトレ庁舎駐 車場	市役所7号車	プリウス	静岡500 そ7872	乗用	箱型	5人					
121	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター1号 車	エブリイ	静岡480 あ3887	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			救護班用	
122	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター2号 車	エブリイ	静岡480 さ9300	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			救護班用	
123	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター3号 車	ADバン	静岡400 と1928	貨物	バン	2(5)人	450 (300)		カセット・マ イク	救護班用	
124	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター4号 車	ミニキャブ	静岡480 き6815	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			救護班用	
125	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター5号 車	Kei	静岡50 む8827	乗用	箱型	4人				救護班用	
126	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター6号 車	アルト	静岡580 さ5518	乗用	箱型	4人				救護班用	
127	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター7号 車	ハイゼットカ ーゴ	静岡480 あ7463	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			救護班用	
128	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター8号 車	エッセ	静岡580 こ3789	乗用	箱型	4人				救護班用	
129	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター9号 車	モコ	静岡580 つ5084	乗用	箱型	4人				救護班用	

	担当部課名	保管場所	呼名（号車）	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量 （kg）	無線	広報装置	災害時使用部署	備 考
130	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター10 号車	エブリイ	静岡480 き2665	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			救護班用	
131	区画整理課	市役所駐車場	事務所3号車	スクラム	静岡480 い6654	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			区画整理課	
132	区画整理課	市役所駐車場	事務所5号車	アクティ	静岡41 う1586	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			区画整理課	
133	道路課	新屋公園北側	トラック No. 2	キャンター	静岡45 も3993	貨物	ダンプ	3人	2000			道路班資機材運 搬用	黄色回転灯
134	道路課	立駐R階	維持車両	エブリイ	静岡480 さ532	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			道路班パトロー ル用	
135	河川課	大井川水防セ ンター	水防活動用 排水ポンプ車	三菱	静岡800 す4248	特種	公共応急 作業車	3人			マイクのみ	河川課	サイレン・赤色回転 灯
136	大井川港管理事務 所	港湾会館車庫	管理事務所1号	ウイングロー ド	静岡500 み9537	乗用	ステーショ ンワゴン	5人		おいがわ 11	マイクのみ	港パトロール用	
137	大井川港管理事務 所	港湾会館駐車 場	管理事務所2号	アクティ	静岡41 き5552	貨物	キャプオ ーバ	2人	350 （250）			港パトロール用	
138	大井川港管理事務 所	港湾会館車庫	管理事務所3号	エクストレイ ル	静岡300 め7112	乗用	ステーショ ンワゴン	5人				港パトロール用	
139	病院施設課	医師駐車場	なし	クラウン	静岡300 に7060	乗用	箱型	5人				病院	
140	病院施設課	車庫	なし	パッカー車	静岡800 す5613	特種	塵芥車	3人	2,000			病院	
141	病院施設課	第9駐車場	なし	エブリイ	静岡480 け8532	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			病院	
142	病院施設課	第9駐車場	なし	ウイングロー ド	静岡800 す1846	特種	臓器移植用 緊急輸送車	5人			マイクのみ	病院	赤色回転灯
143	病院施設課	第9駐車場	なし	ステップワゴ ン	静岡501 つ9329	乗用	ステーショ ンワゴン	8人				病院	
144	病院施設課	第9駐車場	なし	エブリイ	静岡480 そ147	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			病院	
145	病院施設課	第9駐車場	なし	ミニキャプト ラック	静岡480 え7581	貨物	キャプオ ーバ	2人	350			病院	
146	病院施設課	第9駐車場	なし	デリカ	静岡301 せ9816	乗用	ステーショ ンワゴン	8人				病院	
147	防災計画課	防災センター	電気自動車	リーフ	静岡301 ふ2298	乗用	箱型	5人				防災部	
148	地域防災課	防災センター	団指揮	パネット	静岡830 さ528	特種	消防車	5人	500 （350）	YA団指揮	マイク	消防本部	赤色回転灯
149	地域防災課	防災センター	防災指令1	ランドクルー ザー	静岡830 に812	特種	消防車	5人		YA防災指 令	SD・マイク	防災部	赤色回転灯
150	地域防災課	防災センター	防災輸送1	エルフ	静岡800 す3717	特種	公共応急 作業車	3人	2,000	YA防災輸 送	SD・マイク	防災部	赤色回転灯
151	地域防災課	防災センター	機動指揮1	デリカ	静岡801 む1	特種	公共応急 作業車	7人		YA機動指 揮1	内蔵・マイク	防災部	赤色回転灯

	担当部課名	保管場所	呼名（号車）	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量 （kg）	無線	広報装置	災害時使用部署	備 考
152	地域防災課	防災センター	機動指揮 2	デリカ	静岡 800 ほ 2	特種	公共応急 作業車	7人		Y A機動指 揮 2	内蔵・マイク	防災部	赤色回転灯
153	地域防災課	防災センター	防災連絡 1	ADバン	静岡 400 た 3122	貨物	バン	2（5）人	450 （300）			防災部	
154	地域防災課	防災センター	防災連絡 2	ミニキャブ	静岡 480 え 9207	貨物	バン	2（4）人	350 （250）		カセット・マ イク	防災部	
155	地域防災課	1 分団詰所	1 分団		静岡 802 せ 1	特種	消防車	8人		やいづいち ぶんだん 1	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
156	地域防災課	2 分団詰所	2 分団		静岡 800 す 1499	特種	消防車	8人		やいづに ぶんだん 1	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
157	地域防災課	3 分団詰所	3 分団		静岡 801 す 3	特種	消防車	8人		やいづさん ぶんだん 1	マイク	消防団	赤色回転灯
158	地域防災課	4 分団詰所	4 分団		静岡 830 て 4	特種	消防車	8人		やいづよん ぶんだん 1	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
159	地域防災課	5 分団詰所	5 分団		静岡 800 む 5	特種	消防車	8人		やいづご ぶんだん 1	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
160	地域防災課	6 分団詰所	6 分団		静岡 800 す 2073	特種	消防車	8人		やいづろく ぶんだん 1	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
161	地域防災課	7 分団詰所	7 分団 1		静岡 800 は 7	特種	消防車	8人		やいづなな ぶんだん 1	マイク	消防団	赤色回転灯
162	地域防災課	7 分団車庫	7 分団 2		静岡 830 さ 702	特種	消防車	8人		やいづなな ぶんだん 2	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
163	地域防災課	8 分団詰所	8 分団		静岡 800 す 4109	特種	消防車	6人		やいづはち ぶんだん 1	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
164	地域防災課	9 分団詰所	9 分団		静岡 800 す 2597	特種	消防車	8人		やいづきゅう ぶんだん 1	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
165	地域防災課	10 分団詰所	10 分団		静岡 800 す 3695	特種	消防車	8人		やいづじゅう ぶんだん 1	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
166	地域防災課	11 分団詰所	11 分団		静岡 830 も 11	特種	消防車	8人		やいづじゅう ちぶんだん 1	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
167	地域防災課	12 分団詰所	12 分団		静岡 800 す 944	特種	消防車	8人		やいづじゅう にぶんだん 1	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
168	地域防災課	13 分団詰所	13 分団		静岡 830 ぬ 13	特種	消防車	8人		やいづじゅう さんぶんだん 1	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
169	地域防災課	14 分団詰所	14 分団		静岡 800 す 3206	特種	消防車	8人		やいづじゅう よんぶんだん 1	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
170	地域防災課	15 分団詰所	15 分団		静岡 830 そ 15	特種	消防車	6人		やいづじゅう ごぶんだん 1	マイク	消防団	赤色回転灯
171	地域防災課	16 分団詰所	16 分団 1		静岡 830 す 1601	特種	消防車	7人	1, 500	やいづじゅう ろくぶんだん 1	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
172	地域防災課	16 分団車庫	16 分団 2		静岡 800 す 3696	特種	消防車	8人		やいづじゅう ろくぶんだん 2	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
173	地域防災課	16 分団詰所	16 分団 3		静岡 883 あ 1603	特種	消防車	4人		やいづじゅう ろくぶんだん 3	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯

	担当部課名	保管場所	呼名（号車）	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量 （kg）	無線	広報装置	災害時使用部署	備 考
174	地域防災課	17分団詰所	17分団1		静岡800 す909	特種	消防車	6人	600	やいづじゅう ななぶんだん1	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
175	地域防災課	17分団詰所	17分団2		静岡800 す4141	特種	消防車	8人		やいづじゅう ななぶんだん2	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
176	地域防災課	17分団車庫	17分団3		静岡883 あ1703	特種	消防車	4人		やいづじゅう ななぶんだん3	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
177	地域防災課	18分団詰所	18分団1		静岡800 す298	特種	消防車	7人	1,500	やいづじゅう はちぶんだん1	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
178	地域防災課	18分団詰所	18分団2		静岡830 さ1802	特種	消防車	8人		やいづじゅう はちぶんだん2	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
179	地域防災課	18分団車庫	18分団3		静岡883 あ1803	特種	消防車	4人		やいづじゅう はちぶんだん3	カセット・マ イク	消防団	赤色回転灯
180	水道総務課	水道庁舎車庫	水道1号車	ハイゼットカ ーゴ	静岡480 う2285	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			水道総務課	
181	水道総務課	水道庁舎車庫	水道2号車	エブリイ	静岡480 き8911	貨物	バン	2（4）人	350 （250）		SDカード・ マイク	水道総務課	
182	水道総務課	水道庁舎車庫	水道3号車	ジムニー	静岡580 た4411	乗用	ステーショ ンワゴン	4人	－		SDカード・ マイク	水道総務課	
183	水道総務課	水道庁舎車庫	水道4号車	ミニキャブバ ン	静岡480 け187	貨物	バン	2（4）人	350 （250）	水道やいづ 3		水道総務課	
184	水道総務課	水道庁舎車庫	水道5号車	エブリイ	静岡480 せ7411	貨物	バン	2（4）人	350 （250）		SDカード・ マイク	水道総務課	
185	水道総務課	水道庁舎車庫	水道6号車	ミニキャブト ラック	静岡480 く4680	貨物	キャブオ ーバ	2人	350		SDカード・ マイク	水道総務課	
186	水道総務課	水道庁舎車庫	水道7号車	エブリイ	静岡480 こ5328	貨物	バン	2（4）人	350 （250）	水道やいづ 2	SDカード・ マイク	水道総務課	
187	水道総務課	水道庁舎車庫	水道8号車	エブリイ	静岡480 さ1069	貨物	バン	2（4）人	350 （250）	水道やいづ 4		水道総務課	
188	水道総務課	水道庁舎車庫	水道9号車	エブリイ	静岡480 た5808	貨物	バン	2（4）人	350 （250）		SDカード・ マイク	水道総務課	
189	水道総務課	水道庁舎車庫	水道10号車	イグニス	静岡502 す8211	乗用	箱型	5人				水道総務課	
190	水道総務課	水道庁舎車庫	水道11号車	ミラ	静岡580 つ1420	乗用	箱型	4人				水道総務課	
191	水道総務課	水道庁舎車庫	水道12号車	プリウス	静岡300 ふ5074	乗用	箱型	5人				水道総務課	
192	水道総務課	水道庁舎車庫	水道給水1号車	給水車	静岡800 す5124	特種	給水車	3人	1,700		SDカード・ マイク	水道総務課	
193	水道総務課	水道庁舎車庫	水道給水2号車	給水車	静岡800 す4123	特種	給水車	3人	1,700		SDカード・ マイク	水道総務課	
194	下水道課	水道庁舎	下水1号車	アルト	静岡580 や4019	乗用	箱型	4人				下水道課	
195	下水道課	水道庁舎	下水2号車	ミニキャブ	静岡480 う3499	貨物	バン	4人	350			下水道課	

	担当部課名	保管場所	呼名（号車）	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量 （kg）	無線	広報装置	災害時使用部署	備 考
196	下水道課	汐入下水処理場	処理場2号車	ADバン	静岡400 な3272	貨物	バン	5人	450			汐入下水処理場	
197	下水道課	水道庁舎	下水3号車	ハイゼット	静岡480 い4391	貨物	バン	4人	350			下水道課	
198	下水道課	汐入下水処理場	処理場1号車	ミニキャブ	静岡480 え9208	貨物	バン	4人	350			汐入下水処理場	
199	教育総務課	本庁舎 立体駐車場	使達車	ハイゼットカ ーゴ	静岡480 さ6950	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			教育委員会	
200	スマイルライフ推 進課	大富地域交流 センター 駐車場	社会教育課1号 車	エブリイ	静岡480 か7422	貨物	バン	2（4）人	350 （250）				青色回転灯装備車 （番号74-16） 自主防犯活動用自動車
201	出納室	立駐4階	E V 1号車	ekクロス	静岡581 て4871	乗用	軽乗用	2（4）人					出納室集中管理車両
202	出納室	立駐4階	E V 2号車	ekクロス	静岡581 て4872	乗用	軽乗用	2（4）人					出納室集中管理車両
203	スマイルライフ推 進課	和田地域交流 センター 駐車場	社会教育課5号 車	ミニキャブ	静岡480 う1934	貨物	バン	2（4）人	350 （250）				青色回転灯装備車 （番号74-13）
204	スマイルライフ推 進課	豊田地域交流 センター 駐車場	社会教育課6号 車	ミニキャブ	静岡480 う1936	貨物	バン	2（4）人	350 （250）				青色回転灯装備車 （番号74-14）
205	スマイルライフ推 進課	大村地域交流 センター 駐車場	市役所 21号車	エブリイ	静岡480 け7630	貨物	バン	2（4）人	350 （250）				
206	スマイルライフ推 進課	港地域交流セ ンター駐車場	社会教育課7号 車	ミニキャブ	静岡480 え 671	貨物	バン	2（4）人	350 （250）				青色回転灯装備車 （番号74-15）
207	スポーツ課	総合グラウン ド	総合体育館公用 車	プロボックス バン	静岡400 た3051	貨物	バン	2（5）人	400 （250）				
208	スポーツ課	総合グラウン ド	総合体育館公用 車	エブリイ	静岡480 く6334	貨物	バン	2（4）人	350 （250）	おいがわ 29			
209	スポーツ課	ニチレイ跡地	総合体育館公用 車	ミニキャブ	静岡480 か503	貨物	バン	2（4）人	350 （250）				
210	スポーツ課	総合グラウン ド	総合体育館公用 車	ダイナ	静岡100 さ6790	貨物	キャブオ ーバ	3人	2,000				
211	こども相談課	アトレ		ADバン	静岡400 た2913	貨物	バン	2（5）人	400 （250）				
212	図書課	文化センター 駐車場	焼津市立 焼津図書館	ミニキャブ	静岡480 え9209	貨物	ワゴン	2（4）人	350 （250）				
213	図書課	BM 車庫内	焼津市立大井川 図書館	エブリイ	静岡480 あ7573	貨物	バン	2（4）人	350 （250）				
214	学校給食課	焼津市学校 給食センター	学校給食1号車	ハイゼットバ ン	静岡41 き6789	貨物	バン	2（4）人	350 （250）			学校給食課	
215	学校給食課	焼津市学校 給食センター	学校給食2号車	アルト	静岡580 く5175	乗用	箱型	4人				学校給食課	

	担当部課名	保管場所	呼名（号車）	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量 （kg）	無線	広報装置	災害時使用部署	備 考
216	学校給食課	焼津市学校給食センター	学校給食3号車	ハイゼットトラック	静岡480え3767	貨物	キャブオーバー	2人	350			学校給食課	リヤゲートリフト付き
217	文化振興課	文化センター駐車場	焼津市歴史民俗資料館	ミニキャブ	静岡480え0673	貨物	バン	2（4）人	350 （250）				
218	文化振興課	歴民駐車場	焼津市歴史民俗資料館	ハイゼット	静岡480さ6948	貨物	バン	2（4）人	350 （250）				
219	議会事務局	立駐4階	議長車	クラウン	静岡300と1823	乗用	箱型	5人				議長対応	
220	くらし安全課	新屋公園北側駐車場	交通指導員車	セレナ	静岡501ひ30	乗用	ステーションワゴン	8人			SDカード・マイク	市民環境部（くらし安全課）	防犯パトロール車
221	防災計画課	防災センター	ブルーコマンド1	日野	静岡800は1504	特殊	公共応急作業車	3人				防災部	

ヘリコプター離着陸場一覧表

名 称	所在地 (UTM ポイント)	巾×長さ (m)	電 話 (Fax)	地域防災無線	区 分
焼津市総合グラウンド	保福島 950-1 (54STD51176137)	120 × 100	628-5740	1 8 0 (体育館)	拠点ヘリポート
東益津小学校グラウンド	石脇上 65 (54STD55146378)	130 × 80	628-4427 (626-1950)	5 0 5	防災ヘリポート
大村中学校グラウンド	大村 3-25-1 (54STD53716213)	130 × 70	628-3851 (626-1935)	5 5 1	防災ヘリポート
焼津中学校グラウンド	焼津 2-10-28 (54STD54326141)	130 × 70	628-7255 (626-1936)	5 5 0	防災ヘリポート
小川中学校グラウンド	東小川 4-21-1 (54STD54426012)	110 × 70	628-3777 (626-1932)	5 5 3	防災ヘリポート
黒石小学校グラウンド	大住 1246 (54STD53195985)	150 × 60	629-4855 (626-1937)	5 0 9	防災ヘリポート
大富中学校グラウンド	中根 1-1 (54STD53045858)	100 × 60	624-4329 (623-5851)	5 5 5	防災ヘリポート
大井川中学校グラウンド	下江留 191 (54STD51345431)	90 × 120	622-0038 (622-7913)	5 5 8	防災ヘリポート
大井川文化会館駐車場	宗高 888 (54STD51405464)	80 × 100	626-9412		防災ヘリポート
大井川河川敷スポーツ広場	相川・西島地先 (54STD49575398)	120 × 240	628-5740 664-1234 (陸上競技場管理棟)		防災ヘリポート
大井川河川敷運動公園陸上競技場	西島 538 (54STD49875371)	120 × 120	628-5740 664-1234 (陸上競技場管理棟)		防災ヘリポート
石津西公園	石津 421-3 (54STD54495879)	35 × 35	626-2165		防災ヘリポート

※小中学校は IP 電話のため、停電時は Fax が災害時優先電話となる。

災害拠点病院離着陸場

名 称	所在地	UTM ポイント
焼津市立病院第 9 駐車場	道原 1 0 0 0	54STD53515843

(2) 地 表 面

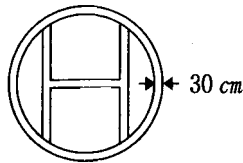
ア 舗装された場所が最も望ましい。

イ グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う)。

ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

2 着 陸 点

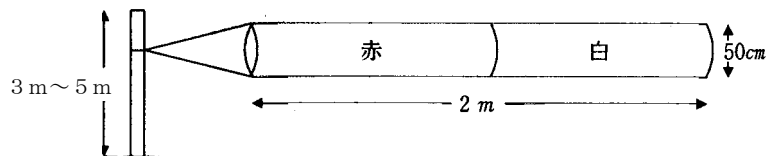
着陸点(直径30m)のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を描き、中央にHと記す。



3 着陸帯付近(着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所)に吹き流し、または旗をたてる。

(1) 布 製

(2) 風速 25m/秒速度に耐えられる強度



4 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

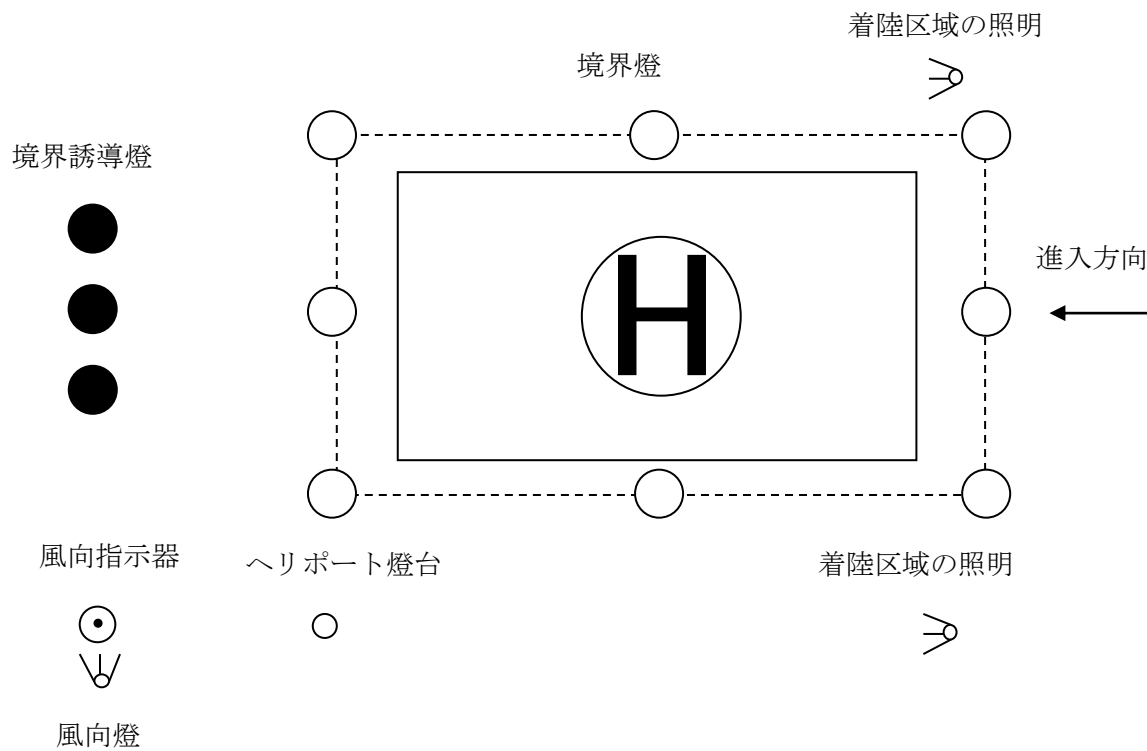
5 電話等、通信手段の利用が可能であること。

6 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。

特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。

灯火の設営要領

(東京空港事務所)



灯火の名称		航空法施行規則第 117 条に定める基準
1	へりポート燈台	① 飛行場の位置を示すもの ② 白と緑の閃光又は白の閃光 (30～60/分) ③ 光度・・・白 (3, 800 c d) 緑 (570 c d)
2	風向燈	① 風向を示すためのもの ② 300m上空から視認可能なもの
3	境界燈	① 離着陸地帯を示すためのもの ② 15m以下の等間隔に8個以上 (ただし、エプロン照明等で表示される部分は省略可能である) ③ 白の不動光 (10 c d)
4	境界誘導燈	① 進入、離脱方向を示すためのもの ② 緑の不動光 (5 c d)
5	着陸区域照明燈	① 着陸区域を照明するためのもの ② 白の不動光 ③ 10ルクス

燃料調達予定先一覧表

社 名	給油所名	電話番号	所在地
(株)青木石油	E-STOP.AOKI 田尻店	624-4322	田尻 316
(株)青木石油	E-STOP.AOKI 西焼津店	629-1145	西焼津 1-1
(株)アサダ石油	焼津給油所	629-5178	本町 3-1-16
(株)いちまるホーミング	焼津給油所	628-3450	栄町 2-8-10
サガミシード(株)	プリテール西焼津給油所	621-2522	小土 1312
サガミシード(株)	セルフ新焼津バイパス給油所	656-3451	道原 907-2
(株)三ヶ名石油	三ヶ名給油所	627-0311	三ヶ名 713-1
(有)三油商会	焼津給油所	628-5095	焼津 4-1-15
S-net 静岡(株)	DD セルフ焼津石津給油所	625-1377	石津 24-2
新興石油(株)	小川港給油所	624-9171	小川 3314-3
(株)増商	焼津西給油所	627-9325	小柳津 639-1
辰巳石油店	中港給油所	628-3791	中港 3-10-9
(有)田中油店	小川給油所	629-4637	西小川 1-3-2
(株)ツチヤコーポレーション	グランドシティ焼津セルフ給油所	626-6425	八桶 4-3-7
道原石油(有)	焼津道原給油所	656-2111	道原 626-1
(株)かくまんサウスロード	焼津給油所	656-4175	道原 852-2
巻田油業(株)	小川給油所	628-5090	小川新町 2-2-19
巻田油業(株)	焼津インター給油所	628-3716	八桶 3-3-3
(株)村松石油	ポートアイランド焼津給油所	624-3362	石津 2204
(協)焼津水産加工センター	焼津加工センターDS ショップ給油所	623-2698	惣右衛門 1280-2
八木石油(株)	大島給油所	624-5113	大島 710-2
JA大井川シャネン(株)	静浜給油所	622-1641	宗高 3
(株)中部環境	宗高給油所	622-0229	宗高 1503-1
(株)セーコー石油	大井川給油所	622-0283	相川 574-5
(有)大吉石油	大井川町給油所	622-0061	吉永 800-1
丸協石油(株)	大井川港給油所	622-3847	飯淵 1350-2
油井石油(株)	コスモパーク上小杉給油所	622-0554	上小杉 356-2
油井石油(株)	藤守給油所	622-0316	藤守 441

大規模災害時「静岡県石油商業組合焼津藤枝支部」連絡組織図



応援協定を締結している地方公共団体

協 定 名 称	協 定 先	締結年月日
災害時の応援に関する協定	島田市	平成 7 年 5 月 29 日
	藤枝市	
災害時の相互応援に関する協定	静岡市	平成 24 年 4 月 1 日
	島田市	
	藤枝市	
	牧之原市	
	吉田町	
	川根本町	
災害時における相互応援協定	滋賀県草津市	平成 9 年 4 月 23 日 平成 24 年 12 月 12 日
災害時の応援に関する協定	岐阜県土岐市	平成 9 年 4 月 7 日 平成 24 年 12 月 10 日
災害時の相互応援に関する協定	岐阜県各務原市	令和 5 年 3 月 16 日
災害時における病院間の相互支援に関する協定	長野県岡谷市病院事業	平成 25 年 8 月 30 日

市内国道県道等一覧表

1. 高速自動車国道

路 線 名	実延長	種類別内訳				
		道路延長	橋りょう		トンネル	
			個数	延長	個数	延長
第一東海自動車道	13,138	9,333	25	2,224	1	1,581

2. 一般国道

路 線 名	実延長	種類別内訳				
		道路延長	橋りょう		トンネル	
			個数	延長	個数	延長
150号	19,145	17,168	79	1,192	1	784

3. 主要地方道

路 線 名	実延長	種類別内訳				
		道路延長	橋りょう		トンネル	
			個数	延長	個数	延長
焼津藤枝線	4,401	4,261	7	141	0	0
焼津榛原線	11,750	11,453	42	297	0	0
藤枝大井川線	929	916	4	12	0	0
島田吉田線	1,670	1,627	6	43	0	0
焼津森線	2,969	2,647	9	323	0	0

4. 一般県道

路 線 名	実延長	種類別内訳				
		道路延長	橋りょう		トンネル	
			個数	延長	個数	延長
焼津岡部線	3,277	3,062	9	215	0	0
上青島焼津線	4,171	3,890	6	281	0	0
大富藤枝線	3,786	3,473	14	313	0	0
高洲和田線	4,488	4,467	7	21	0	0
島田大井川線	6,130	6,051	8	79	0	0
河原大井川港線	6,446	6,446	0	0	0	0
焼津大井川線	7,926	7,775	11	152	0	0
静岡焼津線	10,827	9,334	32	307	4	1,186

5. 市道

種 別	路線数	実延長	種類別内訳				
			道路延長	橋りょう		トンネル	
				個数	延長	個数	延長
1級市道	44	79,445	77,621	125	1,689	1	135
2級市道	58	90,208	89,154	133	1,054	0	0

※1～4は、静岡県道路保全課「静岡県道路現況調書」（令和4年4月1日現在）より

※1～4の「実延長」「道路延長」は、現道、新道、旧道の合計

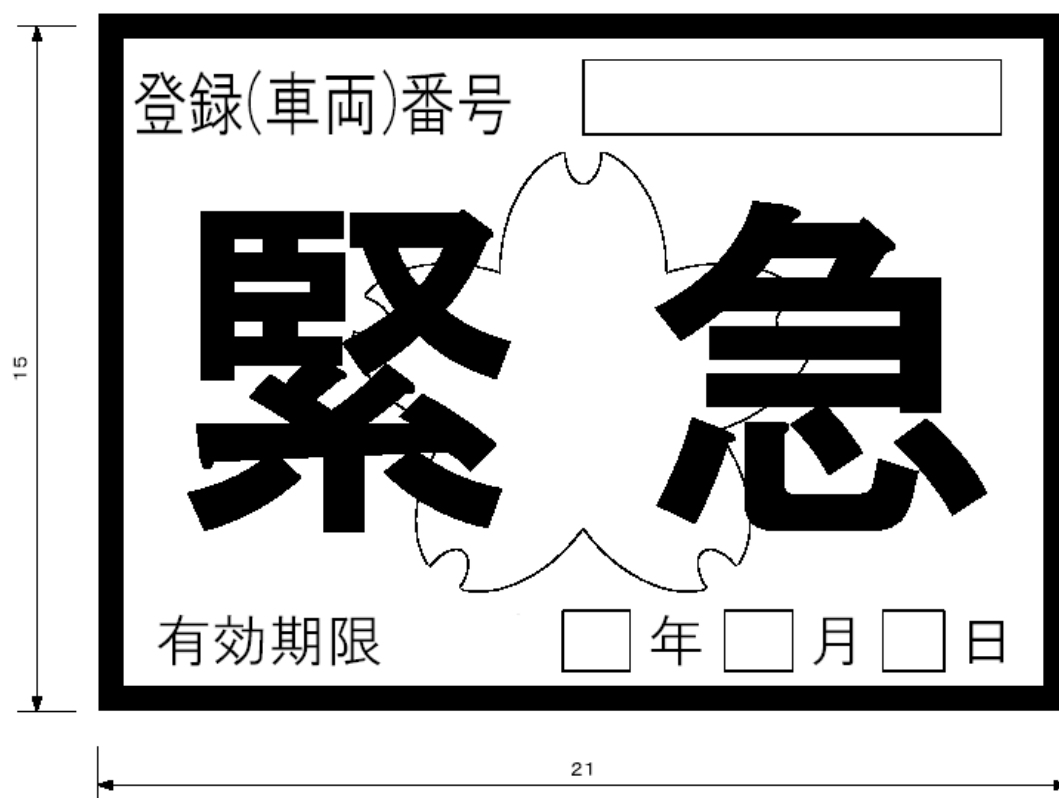
※5は、焼津市道路台帳（令和6年4月1日現在）より

※道路各延長の単位はm（メートル）

通行の禁止又は制限についての標示の様式



緊急通行車両の標章



- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
静岡県公安委員会				
番号標に表示されている番 号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員 又 は 品 名 ）				
使 用 者	住 所			
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地		
備 考				

様式第 1 号 (第 2 条関係)

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 静岡県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 静岡県公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害 対 の の て 汚 策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のため 措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、こ 届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出し 所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、 損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経 由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急 輸送を行う車両 に あっては、輸送人 員又は品名）			
使用者	住 所		
	氏 名		
出発地			
(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う 業 務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位 置 を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

備考 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

り災証明書の書式

焼災証第 号

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	生年月日
罹災原因			
被災住家※の所在地			
住家※の被害の程度			
浸水区分			

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害等	
----------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

焼津市長 中野 弘道